

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目/3日目

平成18年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成18年12月4日)

開会:午前09時03分 延会:午後05時50分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第120号 愛荘町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第121号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第122号 愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第123号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第124号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第125号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第126号 町道の路線変更の認定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第127号 愛知郡広域行政組合同規約の変更について
- 日程第12 議案第128号 湖東広域衛生管理組合同規約の変更について
- 日程第13 議案第129号 滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第14 議案第130号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第15 議案第131号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第132号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第133号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第134号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第3まで議事日程に同じ
- 日程第14から日程第18まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)皆さんおはようございます。

本日は、平成18年12月定例会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。師走を迎えまして一段と寒さも増してまいりましたが、議員各位におかれましては、何かとお忙しいながら本定例会にご出席いただきまして、高壇からではございますが厚くお礼を申しあげるものでございます。

さて、国の方では4年余り続いた小泉政権から安倍政権に国政をゆだねることになりましたが、基本的には、小泉さんが進めてきた改革路線を引き継ぐ形で進められることになろうかと思えます。安倍総理が就任の所信表明で美しい国づくりを政治理念として掲げられています。美しい国の具体的な全体像は見ておりませんが、新しい夢と希望が持てるものと大きな期待を寄せているところであります。

さて、今期定例会に提案されます案件は、条例関係6件、補正予算5件、規則変更等4件であります。後刻、理事者より詳細にわたって説明をいただくことと存じますが、議員各位におかれましては、清新で活発なご議論のもとに適正にて妥当なご議決をいただきますことを心からお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、町行政全般にわたり住民福祉の向上に日夜ご努力をいただいておりますことに敬意を表するところであります。本定例会での審議内容等を十分尊重しながら、効率的な行政を進めていただくようお願いをいたしまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成18年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これより本日の会議を開きます。

◎町長提案趣旨説明

○議長(久保田九右衛門君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日、ここに平成18年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中にもかかわらず、早朝よりご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを心

から厚く御礼申しあげる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

条例制定、一部改正ならびに廃止条例議決案件6件、町道の路線変更の認定につき議決を求めることについて、愛知県広域行政組合格約の変更について、湖東広域衛生管理組合格約の変更について、滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について、予算関係でございますが、平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)、愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)ならびに愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の5件でございます。

あわせて15案件をご提案させていただきました。

条例制定、一部改正ならびに廃止条例議決案件6件につきまして説明をさせていただきます。

まず、副町長の定数を定める条例制定議決案件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことにより、副町長の定数は条例で定めることと規定されましたので新規制定をお願いするものであります。

次に、特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部改正条例議決案件につきましても、地方自治法の改正により、町の助役にかえて町に副町長を置くことと規定されましたので条文の一部改正をお願いするものです。

続きまして、愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例案件につきましても、地方自治法の改正により出納長および収入役が法によって廃止され、普通地方公共団体に会計管理者1人を置くことと規定されたことにより条例を廃止するものでございます。

また、愛荘町監査委員に関する条例の一部改正条例案件につきましても、地方自治法の改正により条文の整備をするものでございます。

次に、税条例の一部を改正する条例ならびに国民健康保険税条例の一部を改正する条例案件ですが、地方税法等一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、町道の路線変更の認定につきまして議決を求めることについては、旧4路線を新3路線に区域変更することにつき議決を求めるものでございます。

次に、愛知県広域行政組合格約の変更についてならびに湖東広域衛生管理組合格約の変更につきましては、地方自治法の改正によりまして組合格約の変更をするものでございます。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立については、滋賀県内のすべての市町をもって組織し、高齢者の医療の確保に関する法律および同法に基づき、後期高齢者医療の事務を処理する組織を設立するもので、地方自治法291条の11の規定により議決を求めるものでございます。

次に、平成18年度愛荘町一般会計補正予算および特別会計の補正予算案でございます。

まず、平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,426万6,000円を減額し、総額84億9,325万1,000円をお願いするものでございます。

次に、4特別会計の補正予算でございますが、まず平成18年度愛荘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出それぞれ6,701万5,000円を増額し、総額14億2,876万7,000円をお願いするものでございます。

続きまして、平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出それぞれ260万円を増額し、総額15億7,750万円をお願いするものであります。

次に、平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)では、歳入歳出それぞれ376万円を減額し、総額16億4,060万4,000円とするものであります。

次に、平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,630万円を増額し、総額8億7,596万円とするものでございます。

以上、平成18年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきましたので、何とぞご慎重な審議の上、ご議決賜りますようお願い申しあげまして提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番、瀧すみ江君、14番、水野清文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの8日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長(久保田九右衛門君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(久保田九右衛門君)6番本田秀樹君。

〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、一般質問を行います。

まず、1点目ですが、保健師の退職についてお伺いいたします。

町長にお伺いいたします。

町長は、常日ごろ、町民の生命、財産を守るとの公約に述べておられますが、その意志は今も変わりはありませんか。

地方公務員法にも、その責務が書かれているところでありますが、当町の健康福祉行政の薄氷を踏むような実態からの質問をさせていただきます。

町民の健康を守るため最先端で活躍されている保健師であります。愛知川保健センターに勤められていた保健師4人が9月30日までに退職されました。一気に4名、それも愛知川保健センター当時の職員全員であります。

愛知川保健センターに何が起こったのですか。それも年度途中であり、たくさんの事業を抱えながらの退職であります。一体何が原因であるとお考えでありますか。きょうまでの経過と分析についての報告を求めるとともに、今後の対応策について、町長に答弁を求めます。

次に、今後の人権・同和行政についてお伺いいたします。

2002年3月をもって、現行の特別措置法が期限切れを迎えたことにより、ごく一部の自治体で同和行政の終結に向けた策動が出てきています。特別措置法の時代が長く続いたことによって、同和行政といえば特別措置法のことを指すのだと考える人々が多くなっています。特別措置法が期限切れを迎えたことで、特別措置法が原則としてなくなるということだけであり、同和行政が終わるわけではないと考えます。特別措置法が、これまでの同和行政の主要な部分を構成してきたことは現実ですが、特別措置法は同和行政のすべてではなく、あくまでその構成部分に過ぎないことを改めて認識する必要があります。

本来、一般施策が充実していれば特別措置法を求める必要はなかったものであり、求めてきたのはあくまでも部落差別の撤廃であり、差別を受けた人々たちに対する救済、是正であることをしっかりと認識すべきことだと思います。今後の方針、具体策について町長に答弁を求めます。

次に、愛荘町防災行政無線についてお伺いいたします。

防災行政無線は、災害時、非常緊急時における通報および広報活動を迅速かつ正確に行い、あわせて日常の行政連絡事務の円滑化を図るため防災行政無線を設置しています。旧愛知川町は平成12年度に整備され、平成13年4月1日から開局しています。旧秦荘町は平成14年に整備され、平成15年4月1日から開局しています。愛荘町としては、平成18年2月13日に合併と同時に開局をしています。

通信担当者は、職員のうちから電波法第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者の中から管理者が指名をしますとありますが、職員の中ではだれが資格者なのか、総括管理者は町長ですので、町長にお伺いいたします。

現在まで、防災行政無線を設置されていますが、愛荘町にどれだけの防災行政無線が設置されているのか、お伺いいたします。

次に、新愛知川1級河川のサイクリングロードについてお伺いいたします。

新愛知川1級河川においてサイクリングロードが走っています。道路はカラー舗装して整備されていますが、この道路は子どもたちや住民の方々が利用されています。新愛知川沿いの町道は河川法が適用されているため、緊急時の対応や河川修理ができないことになっていますが、近年、通行量が増えていることや安全な道づくりの観点から重要な道路と考えます。

防犯のことを考えて防犯灯が設置されていますが、設置されているのが少ないと思います。特に、町民体育館のところについては防犯灯が少なく、薄暗い道路になっているのが現状です。このように危険な道路を子どもたちや住民の方々が夜も安心して歩けるように防犯灯の設置が必要だと考えますが、町長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の保健師の退職についてであります。

本年3月の町長就任以来、住民をまちづくりの主体に、元気なまち、心豊かなまち、協働のまち、安心のまちをまちづくりの柱として施策を進めさせていただいておりますが、そのためには、まず、町民の皆さんの健康、命を守ることがまちづくりのベースであると認識をいたしております。

さて、8月末、9月末に保健師4名が退職した件であります。私もよく知り得なかった事態で本当に驚きました。いずれの職員も、住民の皆さんの第一線で活躍している職員たちで、多くの住民の皆さんにご心配をおかけいたしましたことにつきまして、心からお詫言いたしたいと存じます。

一人一人の退職理由について、職員から私自身も聞きました。その理由に「病氣治療のため」とか「2人目の子どもの出産を控え、子の育児に専念したい」とか「結婚のため県外へ転出しなければならぬ」とか、また「従来からの初志であった義護教員を目指したい」など、その理由はさまざまで個々の事由によるものでありまして、いたし方なかったものと理解をいたしております。

退職時期が同時になったことについても聞きましたが、決して申し合わせをして退職したものでなく、かねてから退職希望はあったが、合併直後の繁忙期と、また年度前半に集中する事業をある程度こなしした時期に退職するという職員の配慮が一致して、結果的にいまま同時期の退職に至ってしまったものと考えております。

この危機を乗り越えるため、限られた職員の中でできる限りの対応をいたしておりますが、早急に保健師を確保することが不可欠であります。既に本年、当初の採用試験で2人の採用内定者を確保いたしておりますが、先般、急ぎよ保健師の追加募集を行いましたところ9人の受験者がありまして、今月中に面接などの2次試験を実施する予定であります。最終合格決定者を見まして、採用可能者があれば、4月を待たずに途中採用も検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、保健看護の専門的な勉強をし経験を積んできた保健師は、今後ますます必要な人材でありますことから、層を厚く確保しておくべきものと考えております。住民へのサービス向上に必要な専門職員を確保することは合併のメリットでもあり、今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の人権・同和行政についてのご質問についてお答えいたします。

特別措置法の失効によりまして、特別対策のための事業を実施する根拠法がなくなり、特別対策から一般対策に移行しましたが、今までの同和行政を総括しつつ、新たに人権行政全般へと発展していかなければなりません。

同和行政の目的は部落問題の解決です。部落差別を撤廃するため、差別の実態や差別の原因を常に把握し、差別解消の不断の取り組みが必要であります。すべての部落出身者が誇りを持ってふるさとを語ることのできる社会づくりの実現を期してまいりたいと考えております。

これからの同和行政の方向は、人が人として互いの尊厳を認め合い、高め合うような社会をつくり上げることであり、部落問題の完全な解決なくして真の人権確立社会の到来はないものと考えます。町といたしましては、人権尊重のまちづくり協議会を早急に立ち上げ、人権のまちづくり条例を策定し、それに基づいて設置する審議会の意見をいただきながら効果的な活動の展開を図り、同和問題、人権問題等の具体的施策の実施へと推進していく所存でございます。

今後におきましても、住民、議会、行政が連帯し、同和問題をはじめとした人権問題の解決のため一致協力し取り組んでいく所存でございますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

次に、3点目の愛荘町防災行政無線の資格者および設置台数についてお答えします。

無線従事免許の資格を有する職員は、防災行政無線の放送を所管する広報広聴課や防災行政無線の施設管理を所管する総務課に配置している職員など、全町で18名おります。また、町内の防災行政無線の受信機設置台数に

つきましては、個人4,882、事業所126、公共施設155の合計5,163台であります。

最後に、新愛知川の防犯灯の設置についてであります。まず、町内の防犯灯の設置状況は、集落間の幹線道路に862基、集落内の防犯灯は水銀灯が31基、蛍光灯が390基あり、合わせて1,283基整備いたしております。これまで一応、愛荘町の全域をカバーしたものでございまして、これらの公設防犯灯の維持管理に努めているところであります。これからも、明るく、安全な町を目指してまいりたいと考えております。

議員ご質問の、新愛知川サイクリングロードの状況につきましては、現地を早急に確認し、今後判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹。

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の保健師の退職について再質問をいたします。

保健師の仕事については、今さら説明する必要はないと思いますが、住民の健康福祉の窓口であり、資格のみでなく一定の経験を積み重ねながら地域と密着し、住民の信頼を獲得することが最も大きな役割と同時に基本と考えますが、保健師の育成についてどのように考えておられるのか、町長に再度答弁を求めます。

また、10月1日に、これらの退職者に伴う人事異動が発表されました。その中で、愛知川サービス室から保健師の資格を持った課長補佐が健康福祉課に異動されたと聞きます。このことは、秦荘庁舎の本課より愛知川サービス室の方が相談内容が多いとも聞きます。また、その対応に欠かせない職員の異動であり、介護保険等の相談事業が受けられない状態であることを住民からの苦情と聞いています。

特に、健康福祉等の相談業務は高齢者が多く、危険な道路を徒歩および自転車やバイクでサービス室に来られても相談が受けられない状態をどのように考えておられるのか、町長に答弁を求めます。

次に、人権・同和行政について再質問をさせていただきます。

具体策が少なかつたと思いますが、同和問題が、今なお人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重要な課題として受けとめ、同和問題の解決に向けていただきたいと思っております。

同和行政の目的は部落問題の解決です。すべての部落出身者が誇りを持ってふるさとを語ることのできる社会の実現であり、社会のすべての構成員が差別意識という社会悪から解き放たれることによることです。さらには、人が人としてお互いの尊厳を認め合い、高めるような社会をつくることであり、部落問題の解決とは、こうした人権確立社会の建設の中にミイダしていくという方向こそが今後の同和行政の方向だと考えます。

きょうまで、行政として数々の事業をされてこられました。しかし、特別措置法が失効したから同和行政は終わったと言っている人々がおられますが、今後もコミュニティー事業や啓発活動をされていくのか、町長に答弁を求めます。また、同和地区の呼称問題については町長もご存じだと思いますが、なぜそのような呼称で呼ばれているのかも伺いたしたいと思います。

次に、防災行政無線について再質問をいたします。

防災行政無線の業務を行う地域は町全域としております。防災行政無線は、役場親局と個別受信機を直接無線で結んでいます。無線ではある程度の限界がありますが、役場から遠く離れた地域については電波が悪いところがあります。住宅が込み合っているところなどは電波が悪いところがあります。また、高層の建物で遮られているところや、強風や大雨などのときは電波を受信していません。このような地域は防災行政無線としての役割ができていません。住民唯一の広聴である防災行政無線がこのような状態で、住民が困っているのが現状です。防災行政無線の不備のところがありますが、理解はされていると思っておりますので答弁を求めます。

また、無線設備の正常な機能を確保するため保守点検を行い、結果を点検記録簿に記録されていると思っております。現在どこまで点検記録簿をされているのか答弁を求めます。

次に、新愛知川1級河川のサイクリングロードについて再質問をいたします。

町道新愛知川堤防線にかかる橋は、町道、県道の主要道路を含んで8カ所あります。高田橋については、昭和38年に竣工していますので40年以上も経過しております。他の橋についてもかなりの年月もたっています。道路と橋のすき間も、広いところでは3cmから5cmのすき間もあります。橋の耐久年数を考えてみると、あと何十年ももつかわかりません。また、手すりも高さが低いと感じ取れ危険だと思います。町道新愛知川堤防線にかかる橋の耐震の調査が必要だと思いますが、答弁を求めます。

また、愛荘町全体で防犯灯が少ないと思っておりますが、今後の設置計画や見直しの計画があると思っております。また、明る

いまづくりのためにも防犯灯の設置の計画をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、保健師の育成について、どう考えているかということですが、やはり保健師は専門的な職員でもあり、住民の健康に直接携わっている職員でもございますので、いろんな研修があちこちで行われます。県下でも、保健師の研究発表も、私も何回も出たことがありますけれども、日常の住民の健康状態、あるいは病気の動向等を把握しながら、お互いに情報交換しながら対策について研修し合うという機能が結構ありまして、そういったところにも積極的にこれから派遣をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それから、次に、10月1日人事異動につきまして、サービスセンターの職員を異動させたということでございますが、保健師資格を持った非常に貴重な人材でありますことから介護保険等に支障を来さないように異動させていただいたんですが、そのかわりと言いましては何ですけれども、福祉関係に可能な一般職員の配置をさせていただいたということでございます。

それから、次に、同和行政で自由と平等、基本的人権をということでございますが、これはもう最初答弁させていただいた内容と全く変わりございません。今後、コミュニティー啓発等の問題につきましては、ことし1年間私も一まだ1年たっていませんけれども、いろんなふれあい活動に参加をさせていただきました。あれは、今後の、そういう一般地域との交流、ふれあいを深めながら住民の理解を深めていく行事としては大変効果的だというふうに私も感じましたし、こういう活動は今後も継続していく方がいいのではないかというふうにご考えているところで。

あと、その後の防災行政無線、あるいはサイクリングロード、橋の耐震の問題ですが、それはそれぞれ担当の方からお答えさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、防災行政無線の関係でございますけれども、幾つか今までに電波の届きにくい、聞こえにくいというようなことで聞かせていただいております。これも寄せていただいて、いろいろ調査をさせていただいて、また、アンテナの場所の変更等もさせていただいておりますけれども、その後いろいろ調査なり、またいろんなところの、されたような他の自治体の関係等も聞いておりますけれども、もっと高い位置でされているところ辺があるというようなことも聞いております。そういうことで、なかなか見えない電波のことでもありますので難しいところがあるわけですが、その設置場所をどこにするかということも、もっとあらゆる場所で調査をしながら設置をさせていただこうかなというようなことで、この前も内部で協議をさせていただいていたところでございます。そういうことで、今後そういうお話がございましたら、いろんな角度から設置場所の検討をしてみたいなというようなことで考えております。

また、記録簿の関係ですが、これは当然つけなければならないというようなことになってございます。聞いておりますと、もう少し整備ができてないというようなことになってございます。早く整備をさせていただくというようなことで、年内じゅう一定の整理をしていくというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)建設課長。

○建設課長(北川利夫君)本田議員の再質問にお答えします。

新愛知川にかかります橋梁につきましては、大小合わせて16本ありますが、そのうち主要道路の橋梁は8本あります。本田議員の言われますとおり、新愛知川にかかる県道湖東愛知川線の高田橋や町道愛知中学校線にかかります一本木橋などの橋梁につきましては、昭和38年、39年に架橋され、約40年弱っております。

その当時のRC橋建設につきましては、コンクリートを手練りするとか、現場設置の簡易ミキサーで練られたコンクリート打設であることから、強度的な面において不安を感じられているようです。

現在の橋梁設置につきましては、専門家がコンピューターによって過大設計にならないよう安全ぎりぎりに綿密に強度計算され、そして設計され、それによって施工をされています。その反面、昔の橋梁は専門家でも手計算のため、安全度を重要視してモーメント計算やせん断力計算の設計基準値は、相当多めに過大設計されております。その上、通常においては、将来交通量が多くなると予想される橋梁につきましては、コンクリートのセメント配合量も、また鉄筋も過大仕様になるくらい配筋されていると聞いておりますので心配がないのではないかと思います。

また、橋梁と橋台のすき間が3cm余りあいているということで現場を見に行きましたら、エキスパンションではなく橋台と橋げたを一体化し、斜橋で施工されていることから原因といたしましては、温度伸縮や何らかの応力で滑り加重が働いて生じたひび割れのずれではないかと考えられます。これ以上悪くなることはありませんが、今後において耐震調査とあわせて調査機関でコンクリートの強度試験をしてもらうなどの調査をしていきたいと考えております。

次に、欄干が低く危険ということですが、最近建設された橋の欄干は約1.1m程度の高さがあることから見て、低いよ

うに考えております。これにつきましても、危険度の高いところからガードレールにかえるなどの考慮も、湖東地域振興局建設管理部道路維持補修課と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再々質問をさせていただきます。

保健師について再質問を行います。

保健師を総括すべき健康福祉課においても、現在2人の職員が病気休暇をとっていると聞きます。職員の、精神も含めた健康管理のことを考えると大変な苦労があります。現在は、少ない職員が毎日遅くまで仕事をされていることは承知のことだと思いますが、職員のことをどのように考えておられるのか、また、残された職員が何かあればどうするのですか。そのことも考えて具体的に答弁を求めます。

職員がやめたことについては総務課に問題があるのか、また、健康福祉課に問題があるのか、本当はどこに問題があると感じておられているのか。また、同じ職場で働く女性の職員同士の中に問題があるのか、町長は理解をされていると思いますので、的確な答弁を求めます。

また、現在の人事についてはかなりの無理が生じていると感じます。職員全体の人事を見ても職員一人一人が大変苦労されているが、現在の人事で本当に大丈夫だと思っておられるのか、町長に再度答弁を求めます。

次に、人権・同和行政について再々質問をいたします。

先ほど再質問のところで、同和地区の呼称問題についてということで、なぜそのような同和地区と呼ばれている呼称についての答弁がなかったと思いますので、答弁をよろしくお願いたします。

きょうまで固定資産税、同和对策減免制度の廃止、部落解放同盟愛知県協議会への補助金、コミュニティ事業の負担金の廃止などを訴えることは理解できます。地域の方々が自主自立に向けて日々努力していることも理解していただきたいと思います。これまでの人権行政といえば、部落問題や障害者問題、女性問題など、いわば個別具体的な課題による差別や人権侵害が人権問題であると多くの方が理解をしていました。せめて高校へ、また大学へ、安定した就職といった個人への政策が中心となって、同和对策事業は展開されてきました。現在でも同和地区出身者を理由に就職ができなかったケースや部落を理由に結婚を反対されたといった深刻な部落差別が残っているのが現状です。まだまだ部落差別をはじめあらゆる差別が現存していることを強く訴えておきますので、理解をいただきたいと思います。

次に、防災行政無線について再々質問を行います。

先ほど、保守点検などは今後していくということでありましたが、記録簿をしていくということでしたが、防災無線管理運用規定の第6条第1項から第4項までの無線設備の保守点検がありますが、どこまで保守点検をされているのか、再度答弁を求めます。

定期保守点検は年1回以上実施するものとあります。まだ新町になって数カ月ですが、実施されていないと思いますが、どこまで保守点検をされているのか、また予定があればその予定もお聞きしたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)保健師の問題は、大変私どもも重要視をいたしておりまして、合併という大きな行政課題があったわけですが、十分な体制がとれていなかったということも大きな反省の材料でございます。今般、一斉に退職が多数あったということについては、先ほど答弁させていただいたとおり、個々それぞれの事情が重なったということであったのかなということ、それ以外のことは私も職員からは聞いていないところであります。

人事に無理があったのではないかとございまして、合併の最大のメリットはやっぱり行財政改革、これは住民のアンケートにもありますように、何でこの町村合併が進められたか。これこそはやはり行財政改革してスリムな財政を目指し、住民の負担を減らしていくということは一番大きな課題でもあります。そのためには、人、職員を減らすというのは、合併によって最大のこれは効果であるというふうに考えておりますので、このことについては、合併直後大変な時期でありますけれども、住民の皆さんも、そして職員もお互いを理解し合いながらカバーしていく、そして人件費負担を減らす、福祉の向上にそれを振り向けていく、このことは大変大切なことかなというふうに考えておまして、それでも円満に移行できないことには住民の皆さんにも迷惑がかかりますので、私どもも知恵を絞る工夫をして今後とも頑張っていきたいというふうに思います。

要る人を幾らでも採用する、それは組織にとって、やる者にとっては楽ですけども、それでは私としては責任を住民の皆さんに負うことができないというふうに考えておりますので、職員の理解を得ながら頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ごさい。

それから、同和問題の呼称の問題につきましては、私もまだまだ議論が不十分かと思しますので、今後議論を高めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

保守点検のことについては、担当の方から説明をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

○総務課長(山田清孝君)防災行政無線の保守点検の関係でございますが、法の趣旨にのっとり今後進めてまいりたいと考えております。ただ、秦荘地域と愛知川地域、業者が違って、合併のときに調整をさせていただいた部分でございますが、最終、詳細な部分の調整の部分がまだ若干残っておりますように聞いておりますので、それはそれといたしまして、冒頭申しあげましたように法にのっとり保守点検は進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前9時48分

再開午前9時50分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、本田議員の再々質問につきまして、同和問題の呼称の問題につきましてお答えを申しあげます。

部落問題につきましては、ご案内のとおり数千年前、いわゆる封建制度、鎌倉時代だったかと思うんですが、その当時の身分的に人からつくられた、歴史的、社会的につくられた差別であるというふうに認識しておりまして、それ以後、江戸時代、あるいは明治時代等々になりまして、同和対策事業といいますが、部落問題が行政に取り入れられて、行政用語として同和対策、いわゆる同和という言葉がつけられたというように我々は認識しております。しかしながら同和問題、いわゆる部落問題につきましては、先ほど議員もご指摘のとおり日本国憲法に規定された基本的人権の保障と真の民主主義の核心にかかわる問題でございまして、特に現代社会の原理として何人にも保障されております市民的権利と自由を完全に保障されないという、最も深刻にして重要な問題でございます。これらのことから、同和問題を我々町政の柱といたしまして、人権問題の重要課題と位置づけ、根本的解決を目指し、今後いろいろな分野でもって、行政の最大の課題ということで、行政の責務の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

そして、保健師の問題でございますが、10月1日に人事異動をさせていただきました。もともと8月末に保健師さんがやめられるというようなことをお聞きしまして、まずは保健師の拡充はどうすればいいかというようなことで、実は、滋賀県看護協会が実施しておりますナースバンクというのがありますが、そこへまずは人材確保を求めにあげました。それとあわせて、私の持っているネットワークでもって東近江振興局、あるいは湖東地域振興局、または県立大学、総合保健専門学校へ出向きまして、保健師の確保について努めたわけなんですけれども、臨時、あるいは嘱託という身分でもっての保健師の確保はなかなか難しかったというのが実態でございます。

そういった中で、少しでもスポット雇用ができないかということで努力しているのが今の現状でございます。そして、その後10月以降になりまして、事務職も含めていろんな人からお話を聞いてまいりました。確かに、合併協議の中で、かなり介護問題等につきましてはハードなスケジュールになっておりまして、そのときに1名増員という形で4月1日からは実施しているわけなんですけれども、残念ながら8月以降の退職でもって、1人をどうしても減らさざるを得ない状況になったということで、その原因につきましては総務課が悪いのか、担当課が悪いのかということではございますが、実質的に行政需要が増大しているという中で、の出来事という理解もしておりますので、何とか嘱託、いわゆるスポット嘱託でも雇用しながら当面を乗り切り、4月1日以降に備えていきたいということで鋭意努力しておりますので、何とぞご理解のほどお願い申しあげたいというふうに思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)ここで暫時休憩をとりたいと思います。10分間休憩をいたします。

休憩午前9時54分

再開午前10時06分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇瀧すみ江君

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧すみ江君。

〔13番瀧すみ江君登壇〕

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江、一般質問を行います。

まずはじめに、障害者にやさしいまちづくりの観点から、小学生・中学生・高校生の学齢期における障害児対策について3点ほど質問いたします。

1点目として、障害児学童保育についてです。

現在、愛荘町には障害児学童保育「もこもこクラブ」があり、甲良養護学校の子どもたちが水曜日と土曜日に楽しく活動しています。しかし、障害者自立支援法の実施により県の補助金がカットされる見込みとのことで、来年からの存続が危ぶまれています。「もこもこクラブ」が引き続き運営できるための行政支援を求めますが、答弁をお願いします。

2点目には、サマーホリデーサービス事業についてです。

サマーホリデーサービス事業は、毎年夏休みに、昨年までは広域で取り組まれ、今年は愛荘町が取り組みましたが、これも障害者自立支援法の実施により県の補助金がカットされる見込みとのことです。

この事業は、長い夏休みに障害児が活動する場として大切な役割を果たしていると私は考えています。サマーホリデーサービス事業の目的、効果についての行政の見解と来年度からの実施の見直しについて答弁を求めます。

3点目には、就学援助事業についてです。

これについては、3月議会的一般質問でも取り上げているところです。3月議会では、旧秦荘町のこの施策が継続されるに当たって、「学校教育法に規定する学校」から「義務教育を受ける者」に後退し金額も低くなったので、旧秦荘町と同じ内容に戻すことを求めました。西川住民福祉主監より、「合併協議会の調整方針では対象となる就学先は、義務教育またはこれに準ずる学校として調整してきたので、学校教育法に規定する学校も含めた方がいいのか再度要綱の整備を検討したいと考えております」との答弁をいただいています。その後、要綱整備の検討がどのようになったのかについて、答弁を求めます。

また、引き続き「義務教育を受ける者になった」と言われるのであれば、対象となる就学先に高等部または高等学校を加えて、義務教育高等部または高等学校とすることを求めますが、答弁をお願いします。理由としては、養護・盲・ろうあ学校など、高等部まで同じ学校内にあるので区別することは不自然であり、また、高校には義務教育と同じく高い率で就学しているということからです。

次に、延長保育について質問します。

「愛荘町のくらしのガイドブック」に、延長保育についての町内の6つの保育園の内容がそれぞれ示されています。今回取り上げたいのは、土曜日の延長保育についてです。秦荘地区の3保育園は7時半から13時で、愛知川地区の3保育園は7時半から12時となっています。この1時間の差は大きいと考えます。土曜日に半日の仕事があったとして、12時に仕事が終われば、12時までには子どもを保育園に迎えに行けないわけです。求職中ということで、愛知川地区の保育園に子どもさんを入所させている方から、土曜日が12時までというと、保育園の迎えに間に合わないの、その仕事はあきらめたという声をお聞きしています。このような理由から、愛知川地区の3保育園の土曜日の延長保育時間を7時30分から13時とされるように保育園側と協議されることを求めますが、答弁をお願いします。

次に、小学生の防犯ブザーについて質問をします。

愛荘町教育委員会では、子どもを犯罪から守るために町内の小学生全員に防犯ブザーを寄与し、通学時に携帯するように指導しています。入学時に、保護者が管理を行ってくださいという通知を出すようにし、正常な状態であるのかどうかを点検することにもなっているそうです。このようなものは危険があったときに音が鳴らなければ困るものですし、子どもたちにも日常的に指導することが重要です。

1点目として、子どもを犯罪から守るために保護者への周知、機械の点検、子どもたちへの指導を十分にされているのかどうかについて、答弁を求めます。

2点目として、今年の1年生に寄与した防犯ブザーにおいて不良品が数多くあったとのかを愛知川小学校の保護者の方からお聞きしています。それにかかわって、ほかの小学校も含めて全町的な状況がどうであったのか、どのように対応されたのかについて、答弁を求めます。

先ほども申しあげているとおり、正常に作動しないものを持っていても何事なりませんし、危険から子どもを守るという目的にも反します。いただいてからすぐ鳴らなくなったけれども、そのまま持っているという声もお聞きしています。このようなことを防ぐために、来年度からは性能が高い防犯ブザーを提供することと、来年度の入学生に防犯ブザーを寄与する際、今年度の1年生に寄与した防犯ブザーの不良品を交換するか、同等額を助成することを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、同和行政の終結について質問します。

これについても、3月議会の一般質問で取り上げたところです。そのときに町長から「基本的人権の尊重という課題は貴重な宝物であると認識しております。あらゆる人権問題に行政として常にかつ真摯に対処しなければならぬ」という答弁をいただいています。現在、税、医療制度、福祉制度の改悪や経営難、雇用形態の変化などによって、町内全域にわたる町民が生活苦を迫られています。このような状況があるからこそ、同和行政をやめるべきときです。また、町長が答弁されているように、基本的人権の尊重をより一層考えていくべきときです。しかし、それに反して、愛荘町では相変わらず同和特別扱いの不平等、不公正な施策が横行していて、同和行政終結の声は上がりません。今、同和特別扱いをやめ、町内全域の、生活が大変な町民に対し援助の手を差し伸べるべきです。

このようなことから、次の4点を求めます。1、部落解放同盟愛知郡協議会への補助金を廃止すること。2、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金を廃止すること。3、交流会の対象を限らずに、すべての自治会同士の自由意思で交流できるように見直すこと。

4、固定資産税の減免対象者を町内全域に広げること。

以上、答弁を求めまして、終わらせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

[副町長宇野一雄君登壇]

○副町長(宇野一雄君) 議員の同和行政の終結についてのご質問のうち、まず1点目の部落解放同盟愛知郡協議会への補助金を廃止することについてのご質問にお答えいたします。

国の特別措置法でございます地対財特法の一部を改正する法律が失効し、本町におきましては山川原地域で一部住環境整備事業が残っておりますものの、一定の成果をおさめております。しかし、残念ながら心理的差別に関しましては、全国的に差別土地問題合わせ事件、行政書士等による戸籍等不正入手事件、電子版地名総覧事件やインターネットを使った差別事件等々、悪質で手口も巧妙化した事件、事象が多く発生しております。また、不安定就労の問題等、同和問題に関する基本的な課題が解決した状況には至っておりません。

これら同和問題は、現在我々が生活している現実の中で発生している重大な社会問題でございまして、同和問題の課題解決や差別をなくす取り組みは、教育、啓発活動等を中心に行政の課題と受けとめ、部落差別が存在する限り積極的に展開していかなければならないと考えております。

部落解放同盟愛知郡協議会は、部落差別はもとよりあらゆる差別の解消に向けた教育、啓発活動等について事業展開されており、部落解放同盟愛知郡協議会の活動は町行政にとりましても必須の課題と認識しておりますことから、同和問題の早期解決やあらゆる差別の解消に向けた教育啓発活動等の推進を図るため教育、啓発等、事業の実施に協力する団体に対しまして、関係法令や愛荘町補助金交付規則に基づき補助金を交付しているものでございまして、部落解放同盟愛知郡協議会に対する事業補助金の廃止は考えておりません。

次に、2点目の部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金を廃止することについてのご質問にお答えいたします。

部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会につきましては、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、人としての生きる権利、いわゆる同和問題をいじめ不当な差別や人権侵害が今なお存在している中で、法的規制が不十分なこともございまして、その発生は後を絶たない状況にございます。これらのことから、人権政策が確立されるための法制度、仮称ではありますが人権侵害救済法の整備を政府ならびに関係機関へ要請し、その実現を図ることを目的に活動をされております。

合併前の旧愛知川町議会、旧秦荘町議会においては、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書が承認され国に提出されております。新町におきましても、その精神は踏襲すべきものと考えております。これらのことから、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会の活動は、町行政にとっても必要と認識いたしておりますことから事業活動負担金の交付を行っているものでございまして、廃止の方向は考えておりません。

次に、4点目の固定資産税の減免対象者を町全域に広めることについてのご質問にお答えいたします。

固定資産税の減免につきましては、愛荘町税条例第71条—これは固定資産税の減免の項目でございますが、第1項各号に基づき減免しているものでございます。

同和对策減免につきましては、同条第1項第4号の「その他町長が特に必要と認める者」に基づき減免しているものでございまして、昭和40年の同和对策審議会答申の精神を踏まえ、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害された地域の生活を改善し、経済力を養い、住民生活の安定および福祉の増進等を図るため昭和53年より実施しているところでございます。その結果、住環境等の物的な生活環境につきましては改善が進み、一定の成果をおさめておりますが、同和对策の中で心理的な分野においては今なお解決すべき課題が残されており、この課

題解決のため継続して固定資産税の減免を実施してまいったところでございます。

今回、合併を機会に見直しをすることとし、減免適用する前の税額に戻すことについて急激に納税者の税負担が大きくなることへの軽減策も視野に入れ考えなければならないと思っております。したがって、固定資産税に係る同和対策減免制度につきましては、近隣の市町の状況も参考にし、時限的、段階的な同和対策減免の廃止の方向で減免率の激変緩和等具体策について鋭意検討しているところでございます。

減免廃止の方向性が見出せた段階で地域の関係者と協議をし、ご理解を得てまいりたいと考えておりまして、固定資産税の減免対象者を町全域に広げていくということは考えておりません。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)次に、小学生、中学生、高校生の学齢期における障害児対策についてお答えをいたします。

障害児学童保育「もこもこクラブ」は、県障害児地域活動支援事業実施要綱に基づき愛の郷において週2回活動していただいているもので、現在6名の障害を持つ児童が利用をしています。この事業の来年度継続であります。現在の県実施要綱に照らし、児童4人以上の利用が見込まれる場合は県補助の有無にかかわらず支援していきたいと考えております。

次に、サマーホリデーサービス事業であります。この事業は夏休み中の、障害を持った児童の孤独感の解消や生活習慣の継続を目的に、当初は愛知郡、犬上郡7町が合同で輪番制により実施をしてきましたが、数年前からは参加者増に対処するため旧の愛知郡4町が輪番で実施してきました。しかし、これも参加者増や東近江市等の合併により、今年度からは愛荘町単独で実施しているもので、今年の参加者は18名でありました。この事業の実施に当たっては、県補助金の有無の問題もありますが、それにもまして、夏休み期間中20日間の指導員やボランティアの確保が大きな問題であり、今年度に当たってもこれらの方々の確保が大変でありました。これらの問題は、犬上郡3町の状況や彦根市でも同様とのことであり、犬上郡や彦根市では来年度の中止を決定していると聞きおよんでおります。本町におきましても、スタッフ確保の面から、来年度の実施は厳しいと考えているところでございます。

次に、就学援助、すなわち在宅重度障害児通学援助事業についてであります。この事業は、身体障害者手帳1・2級所持の方、療育手帳が重度の方、身体障害者手帳3級で療育手帳が中度の方の義務教育期間の通学支援をするものであります。3月議会以降、要綱について検討してきましたが、今年度に当たっては現行どおり義務教育を受けている者としたいと考えております。

また、その助成範囲を高等部や高等学校までに応ずることの要望であります。現在、本町では、障害者社会参加促進助成事業において選択制によりタクシーやバス、近江鉄道の運賃助成、もしくは自動車燃料助成を行っており、この事業の該当者と、さきの通学援助事業の該当者とは同一で、かつ両事業とも本人の移動に関する助成制度のため、新年度に当たっては一定整理していく必要があると考えているところでございます。

次に、延長保育についてですが、愛知川地区の3保育園の土曜日の延長保育時間を午前7時30分から午後1時までのご質問について、お答えをいたします。

保育所は、労働または疾病等の理由により児童を家庭で保育できない保護者の方にかわって、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児、または幼児を保育することを目的に設置されています。乳児・幼児の健全な育成は、家庭で保護者のもとに健やかに育てられることが一番であり、保育所は、それが不可能な場合に保護者にかわって乳児または幼児を保育するという次善の子育て支援です。

そうしたことを含め、近年は週休2日制も定着していることから保護者の方が土曜日に家庭におられる場合が多いことから、できる限り家庭での保育を奨励されています。また、土曜日の保育につきましては、前日のことも含め、保育園の入所時に保護者の方の希望を聞かせていただいて、それぞれの保育園に合わせて実施されているのが現状です。

ご質問の、12時から1時までの延長ですが、お昼時間帯になることから給食等の問題や職員の確保等のこともあり、単なる1時間の延長だけでなく、それ以上の課題等があると考えますが、関係保育園等との協議をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

〔教育長川口繁君登壇〕

○教育長(川口繁君)同和行政の終結についての3点目、交流会の対象を限らずにすべての自治会同士の自由意思で交流ができるように、の質問についてお答えします。

同和問題の解決は町の重要施策であり、一日も早く解決しなければなりません。そのためには交流活動を活発に行う必要があり、関係集落のご協力を得てみんなで築く生涯学習のまちづくり事業の推進を行うとともに、町人権教育推進協議会の交流事業としても取り組みを進めていただいております。

瀧議員のご質問のとおり、全自治会の自由意思による交流が進む社会の実現を目指してまいりますが、同和問題の早期解決を図るには現在の事業の実施や助成等を行いながら交流活動を進めていく必要があると考えておりますので、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

[学校教育課長辻孝志君登壇]

○学校教育課長(辻孝志君)小学生への防犯ブザー、保護者への周知、機械の点検、子どもたちへの指導についてのご質問でありますけれども、防犯ブザーは、小学校への入学時に保護者に動作確認をしていただき、同時に町から、まず1点目として子どもたちを犯罪から身を守るために配布していること、2点目として毎日持たせてまいること、3点目として配布後の管理、電池交換、修理につきましては保護者で対応をお願いしたいといった指導の徹底を図らせていただいております。

2点目の1年生に配布した防犯ブザーの不良等についてでありますけれども、本年の入学時に配布いたしました防犯ブザーの幾つかで、配布後すぐに、ブザーが鳴らない、音が小さいといった事案が発生いたしましたことから、早速学校で確認していただきまして、全小学校、4小学校で約50個の不良品があることが判明いたしましたので、早速交換をしたところでございます。

次に、性能が高い防犯ブザーの提供についてでございますけれども、現在対応していますブザー、交換等はさせていただきますが、現在対応しているブザーにつきましても、その種のものというふうに考えております。また、防犯ブザーの不良品の交換、または同等額の助成を新年度にすることとご質問をされておりますが、点検、確認後に貸与をしていることから現時点では考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江、再質問を行います。

はじめからいきますけれども、就学援助制度についてですが、要綱の整備がどうなったかという質問ですけれども、社会参加促進助成事業ですか、その事業との重複などがありますので整理していく必要があるというような答弁だったと思います。

ですが、やはり学校に行っている、そしてその学習を、教育を支援するという面では高等部まで就学援助事業を進めることが大切だと思います。ちょっとお聞きした話ですけれども、先日、甲良養護学校では再来年から高等部の生徒については送迎がなくなるかもしれないということもお聞きしております。そのような状況があれば、なおさらこのような施策が必要となってくるのではないのでしょうか。やはり、重複されるということだけは避けていただいて、学校に通学する場合には、高等部については施策を援助していくということで、再度検討をしていただくことを求めますので、答弁をお願いします。

次に、小学生の防犯ブザーについてですけれども、時期としてはまっさらお聞きしてないわけですけれども、愛知川小学校についてですけれども、保護者の方が言われるのには、夏休み明けぐらいにその防犯ブザーが、1年生については、先ほど言われたように不良品が数多くあったということで学校から文書が出されていたようです。その内容としては、教育委員会と学校側と相談、協議しているので、後日追って結果を知らせますというような内容だったようです。そのことがありますので、その返事が、結果が出てからということで、まだ、鳴らなくなったけれども交換していない1年生の保護者の方もいるそうです。

このことについて、今後そのような方に交換していただけるのかどうかについて、答弁をお願いします。

次に、最後の質問、同和行政についての再質問をします。

4点とも答弁はすべて納得いかないわけですけれども、特に2点についてのみ質問をさせていただきます。

1つは、部落解放同盟愛知県協議会の補助金廃止についてです。今年度の予算で、町長は、旧2町合計の200万円から50万円減額して150万円の計上をされました。お聞きしますと、関係者からの抗議もあったそうですけれども、変更されなかった町長の姿勢に対しては評価するところです。

最近各地で同和利権の不祥事が噴出し、連日のように報道されてまいりました。京都市、奈良市の職員の悪事は、部落解放同盟の支部長らによって引き起こされているように、これらのことは解放同盟自体の利権体質が生み出した構造的な問題です。部落問題の解決、先日も本田議員も言われておりましたけれども、私の考えですけれども、基本的には部落問題の解決は、封建的身分制度に端を発した部落の人々に対する屈辱や忌避が解消されることだと考えます。封建的身分制度の残存は、その地域に貧困的な環境をもたらしました。その改善のために、33年

間にわたる同和対策事業が進められた結果、同和対策事業の目的は達成したと2002年3月をもって国の法律は打ち切られました。今は、環境、職業、進学などの生活の諸条件も整備され、心理的にも融合が進んでいます。部落問題は全国的にほとんど解決した状態にまで進んでいます。にもかかわらず、今なお解放同盟は、差別がある限り同和行政は必要という理論で運動を進めています。これは、同和を利用した利権体質につながるのではないのでしょうか。このような一運動団体に税金を拠出することは、行政が同和問題の逆行を容認していることになると考えられますけれども、再度これに対する行政の見解を求めておきます。

そして、2点目として固定資産税の同和減免のことです。全町に広げてほしいということをお求めたわけですが、これについて再質問をします。

今、町内全域の町民が一回目の質問でも申しあげました、小泉内閣と安倍内閣の相次ぐ年金、介護、医療、税金などの改悪で展望の見えない暮らしを余儀なくされ、この1、2年でワーキングプア、勝ち組、負け組などの言葉を通じて格差社会が進んでいます。このような状況の中で、同和地区全域を減免対象にするのは税の公平性から見ても正しくありません。先ほども副町長の答弁で、減免廃止の方向性について協議する。そしてその方向性が見出せたときに関係者と協議するようお願いしました。しかし、それは本当に、何年もそういうふうに、私は愛知川町の議員でしたから愛知川町のことしかわかりませんけれども、本当に何年も言っているわけなんです。そして、いつまでたっても、その方向性が見いだせないような、そのようなことを長い間聞いてきたわけですが、合併によって、このことを協議によって、こういうことになってきたわけですが、このような、先ほど申しあげたような状況、本当に全町的に広がっているわけです。税の公平性という面から見ても、やはり特定地域に対する減免はやめて、それを全町の生活困窮者に広げることが急務だと思います。ですから、いつになるかわからない方向性を見いだすということよりも、やはり来年度から同和減免廃止に向けた具体的な取り組みをされるのが筋と考えます。そのことについても見解を求めておきますので答弁をお願いします。

これで終わります。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、同和問題に関する2点について、お答えを申し上げます。

部落解放同盟愛知郡協議会に対する補助金の問題でございますが、確かに旧では200万円出して150万円ということになっておりますが、先ほども申しあげましたとおり、いまだに心理的差別につきましても多々発生をしております。その手口も、先ほど申しあげましたとおり悪質で、巧妙化した事件、事象となっております。そして、雇用の問題につきましても、まだまだ完全に雇用安定したというような事態には至っていないというように理解しております。やはりこういったものを総合的に解消するには教育、啓発が一番肝心だということにも理解いたしております。したがって、先ほども答弁で申しあげましたとおり、部落解放同盟愛知郡協議会は、啓発あるいは教育等の事業を主に事業展開していただいておりますので、我々もそちらの方へ傾注しながら相協調して事業を進めるということで補助金を出しておりますので、それ以降も補助金継続はさせていただきたいというように思っております。

それと、固定資産税の同和減免の話でございますが、毎度毎度同じことを答弁しているという話ではございますが、固定資産税の同和対策減免につきましては、ご案内のとおり小集落地区改善事業、あるいは環境改善事業によって地区の環境は改善されてまいりましたけれども、このことに伴いまして家屋や土地の売買が生じて、特に新築家屋における固定資産税の負担が大きいというようなこともありまして、昭和53年から固定資産税の減免を実施してきているところでございます。しかしながら、先ほども申しあげましたとおり、合併を機に一度見直すべきというような声もありまして、旧の愛知川町の段階では人権尊重まちづくり審議会検討協議会というものがございます。その中でも検討すればどうかというようなお話もございまして、合併協議の中でも検討しつつ、旧年度でもって地元にはお話を入らせていただいたという経過もございます。しかしながら、新町になってからも一度話をすればいいというようなことでございまして、今年度に入って、その方法、手法について検討してきたわけですが、先ほども申しあげましたとおり、一定、いわゆる減免廃止という方向は、今のところ行政として方向性を持っておりますので、その方向性が見え出した段階で地域に入らせていただきたい。しかしながら、来年度、即やめよということになりますと、先ほども申しあげましたとおり急激に納税者の税負担が大きくなるということにもなりますので、やはり減免率の激変緩和等を当然考えていくべきということにも思っておりますので、今のところ5年間をかけてゼロに持っていくというような、これは行政上の考え方ですので、それを地域の方々に協議をした後、そういったことで実施できればというように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいというように思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)次に、在宅重度障害児通学支援援助事業についてですが、この助成の対象となる児童は、先ほどの障害者社会参加促進助成事業において、あわせて受けておられるところを説明させていただ

たさました。このような例は、ほかにも通院の交通費助成、特定疾病療養者通院の交通費の助成事業も該当しますので、障害だけでなく、町としましては、老人や障害者すべてのサービスを見直しまして一定整理していく必要があると考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)防犯ブザーについての再質問でございますけれども、愛知川小学校から7月20日付の文書で、「教育委員会が購入元と協議されているようです」というふうな形で各保護者の方に文書が出ているというふうな状況でございます。

これにつきまして、その時点で、学校で把握していただいた不良品については、先ほど申しあげましたように交換をしていただいたというふうな状況でございますけれども、各学校ごとに冬休み前に再度点検を実施していただき、1年生につきましては動作不良等確認できましたものにつきましては学校で回収をしていただき、業者の方に交換を依頼するように予定をさせていただいておりますので、よろしく願い申しあげたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江、再々質問を行います。

就学援助制度についてですけれども、要綱整備をこれからされていくということで、まだまったりと決まっていなくて、けれども学生だけ特別というのはちょっと困るというような感じの答弁だったかと思います。しかし、やはり学生だからこそ就学を援助していく。障害者が学校に通う、このようなことを援助していく意味でも教育を大切にされるという立場から、福祉課の関係の事業ではありますけれども、やはりそういう立場から対象を高等部までを広げていただきたいというふうに今後検討されていくことを再度求めますので、答弁をお願いいたします。

次に、固定資産税の同和減免についての再質問に対する答弁についてですけれども、ただいま副町長より、5年間をかけてゼロに持っていく、そういうような答弁をいただいております。いつからこれがはじめられるのかということ、関係機関とも相談しなければならぬというようなことも言われていましたけれども、やはり行政のそのような意思がなければできないことだと思います。では、減免は行政の施策でされているわけですから、そのようなことについて、具体的にいつから始められるのかということを考えておられると思いますので答弁をお願いします。また、対象地区、同和对策法も終わっているの、同和地区という言葉は適切であるのか、ないのかわかりませんが、そのような地区にもとはおられた、出ておられる方もおられるわけですから、その地区から、その出ておられる方については、そのような減免は適用されているのか、いないのかについて答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)先ほど答弁申しあげましたとおり、近隣市町の状況も参考に実は検討を重ねておりまして、多少時宜を要しておりますが、先ほど言いました方向性を見いだした段階で地域の関係者と協議をまいりたいと考えておりまして、愛荘町としての基本的な方向といたしましては、今年度、実は内部的に検討させていただきまして、平成19年度は現行どおりとさせていただき、平成20年度からは時限的、段階的に10%ずつの減率を行いたいというふうに考えております。

それで、対象はどうかということなのですが、基本的には属地属人主義ということで、今現在課税対象とさせていただいております。いわゆる減免対象でございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)先ほどのお答えですが、議員のご意見も尊重しながら、また他市町の例も参考にしながら、すべての福祉のサービス事業を一度見直し、一定整理していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◇森野榮次郎君

○議長(久保田九右衛門君)11番森野榮次郎君。

[11番森野榮次郎君登壇]

○11番(森野榮次郎君)11番森野榮次郎、一般質問を行います。

はじめに、企業誘致についてお尋ねをいたします。

9月定例会で地方交付税についての一般質問で、税収の増加方策等不交付団体への可能性についての答弁は、大要次のようなことであります。

合併算定替えが10年間保障と言いましても、この額を保障いたしておりません。交付税総額の減額、その保障部分の縮小も予想されます。10年が過ぎれば保障も切れるなど一層厳しくなることを前提に財政運営をしていかなくてはならないと考えています。そのためには、行政財政基盤の強化と一体的な自主財源の確保が課題であり、財政運営の

なつはいとちんまう。そのために、17年度改正予算案のつくりに目土財源の確保は唯一の喫緊の重要課題であり、今後の税源移譲も視野に入れ、何と云っても税源を確保するためには企業誘致しかなく、財政基盤確立のため最善の努力を注ぎたいと考えております、というようなことであります。

ご指摘のとおり、合併特例債は10年間と期間保障はされておりますが、金額の特定保障ではありません。また、現在の国・県の財政事情から、総額の減額・縮小はあり得ることです。自主財源の確保は極めて喫緊の課題であり、企業誘致に最善の努力を傾注するとされる町長のお考えは的確的を射たものであると考えます。私も意を強くした次第であります。

これにかかわって、見聞している事柄を含め幾つかお尋ねをいたします。

1つ目は、企業誘致にかかわっての減免措置についてであります。

旧秦荘町においては減免措置はされており、旧の愛知川町は交通アクセスがよいということでないとは聞いていました。新町での有無や理由、内容等についてお伺いをいたします。

2点目です。大規模量販店の進出計画についてお尋ねをいたします。

9haの用地を必要とする大規模量販店の進出計画が長野地先により、昨年末以来話題となっていました。最近、営業社員の足が遠のいているようでアウトになったというわけもあります。事実どうなっているのかをお尋ねいたします。

3点目、この進出にかかわる行政指導の有無についてお尋ねをいたします。

9haの用地を必要とする大規模量販店の問題は、地権者と業者の話し合いのみで成立する事業ではないと考えます。農用地の地区除外、開発の許認可等々、大変大きな問題であります。当初、都市計画から見直さなければというようなご意見も聞いておりました。協議に至ってはいなくても、儀礼的であっても、これだけうわさになったのでありますからあはさは当然あったと考えます。行政指導はされたと思いますが、その辺の経緯をお伺いいたします。

4点目に、蚊野地先における工業団地創設についてお尋ねをいたします。

蚊野地先において30haにおよぶ工業団地創設の話聞いています。先の量販店の3倍以上の開発面積であります。農振農用地であり土地改良区域であると聞きおよんでいます。過去の経緯等から見て、そう簡単直截に進む事業ではないと思料します。県の農政部局なり開発担当部局との事前協議の経緯、なかんずく都市計画法に定める地区計画書との整合性等々についてお尋ねをいたします。

2点目です。滞納処理等税務問題についてお尋ねをいたします。

11月1日の「県政しんぶん」には、平成17年度愛荘町の市町税の徴収実績は、県下26市町の中で西浅井町の81.3%、豊郷町の82.4%に次いで87.9%、ワースト・スリーと極めて残念な報道が流されています。ただし、現年度課税分は98.4%の徴収率であります。県平均も98.5%と、全県的に優秀な成績であります。本町の場合平均を若干下回ってはいませんが、合併事務多忙な中での業績であり評価すべきではあると思料します。ただ、徴収率向上のばねは19年度、来年度からの税制改革であるというふうには受けとめます。とりあえず、その気になってやればここまでやれるのだという思いも持った次第であります。

本町の徴収率の足を引っ張っているのは滞納繰越分であろうと判断します。滞納繰越分のみ徴収率は9.4%で1けた台であります。県内で6市町ございます。滞納繰越分のトップは、成績のいいのは甲良町の25.4%、豊郷町の22.3%であります。それから思うと、本町の9.4%はいささか努力が足りないというような思いも持つわけですが、とりあえず大変なご苦労だったと思い、改めて滞納整理の難しさを痛感いたします。

そこで、1点目、平成17年度滞納繰越分についてお尋ねをいたします。

滞納繰越分総額は3億5,701万9,000円と、大変大きな金額であります。町レベルでは断トツの数字で、米原市、野洲市を抜いて長浜市の4億3,840万1,000円に迫る金額であります。内訳をお尋ねいたします。

旧の愛知川町、秦荘町でこの3億5,701万9,000円を仕分けるとどうなるのか。法人、個人で仕分けると、次に個人の場合、本町は外国人の在住比率は極めて高いのでありますが、その外国人の一体どうなっているのか。なお、3億5,701万9,000円は単年度分か、過年度分が累積数字であるのか、その辺についてお尋ねをいたします。

2点目、分納誓約であるとか、確約書等の時効中断は当然しておられると思いますが、内容と範囲をお尋ねいたします。地方税法18条により、税で5年、料で2年で時効になると言われる。本町で、それらが時効中断の措置をどういうふうにお考えになっておられるのか、あるいはその内容、範囲をお尋ねいたします。

3点目です。納付書、催告書の送付状況、つまり回数、郵送、訪問等について、その具体的な内容をお尋ねする。市町によっては年3回送付されるとも聞いています。過年度催告はもちろんしておられると思いますが、それについてもお尋ねをいたします。

4点目です。管理職の皆さんが7班43人体制で実施されていると聞いております。その臨戸徴収の成果は数字を以てして94%というところから推察されますが、具体的にどの条件を以てして徴収したのか、その成果は

1件で、平均して3.4%というところになるのが、やはりやはり、平均的には10件で金額は10まで増える。その結果、個人によっては、今後その進め方について、滞納整理の進め方についてはご検討をいただく必要があろうかと思えます。

5つ目であります。差し押さえ等の強制対応の実績についてまいかがでありますか。

あらわに目立つ物件の差し押さえに至るまでには、徴税吏員の調査権で給与の照会であるとか、預金の調査、差し押さえ事前通告等一定のプロセスが考えられると思えますが、かようなケースに至った事例の数等についてもお尋ねをいたします。

6点目であります。19年度から税源移譲によりほとんどの方は1月分から所得税が減り、6月分から住民税は増えます。後にもまたお尋ねをいたしたいと思っておりますが、加えて定率減税が廃止され、住民税の老年者非課税措置も廃止され、結果、住民税は大幅な増税になると考えます。増収税額をどのぐらいと算定されているのか、お尋ねをいたします。また、未納、滞納も増えると考えます。収納対策についてもお伺いをいたします。

以上であります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)森野議員のご質問のうち、大規模量販店進出計画につきましてお答えをさせていただきます。今年4月にイオンの担当部長が、イオンと大和ハウスの共同出資会社であるロック開発株式会社、さらにエステートトラストという土地仲介会社を伴って来庁されまして、大型ショッピングセンターを長野地先で計画したい旨の説明がありました。それ以来長らく何の動きもありませんでしたが、つい先日の11月27日に、突然ロック開発とエステートトラストの役員が来庁され、現在の考え方について報告がありました。その要旨は、ちまたであの計画はあきらめた旨言われているようだが、決してあきらめておりません。改正されたまちづくり3法にのっとって進めたいので、大型店の立地要件である都市計画の用途指定などを町で検討いただきたいという口頭の申し入れでありました。

一方5月には、県商工会連合会をはじめ彦根商工会議所および愛知川、秦荘、稲枝、豊郷の4商工会がこぞって駆け込み出店、開発阻止の口頭での要請がありました。さらに7月には文書で、県商工会連合会および彦根商工会議所および愛知川、秦荘、稲枝、豊郷、甲良、多賀の6商工会連名で地元商業に甚大な打撃を与える大型店の開発許可、農地転用許可などをしないよう要請があったところであります。

このように強い反対のある中で、町といたしましては積極的な誘致には動いておりません。しかしながら、大型ショッピングセンターの進出は、町にとりましても集客力のアップによる町の活性化、利便性の向上、多くの農地所有者も歓迎されている土地の有効利用、農地に比べ160倍にもなる固定資産税の増収、雇用の拡大など大きなメリットがあります。

一方で、町内商工業者への影響のほか、交通量の増大や雨水排水対策などの課題も存在します。開発業者に対しては、まず、地主の合意は申すまでもなく、商業者にも歓迎されるような合意形成を図ることが必要であることをお話ししました。

まちづくり3法の改正により、都市計画の用途指定として商業地域の指定、または地区計画が決定されていなければ大型店は進出できないことになっておりまして、ハードルが高くなりましたことから、今後、総合計画や都市計画マスタープランなどの策定に際し、住民の皆さんのご意見を十分聞く必要があると認識いたしております。議会におかれましても議論いただき、ご指導、ご鞭撻をお願いしたいと存じます。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

[政策調整室長高橋正夫君登壇]

○政策調整室長(高橋正夫君)企業誘致についてお答えいたします。

まず、企業誘致の減免措置についてお答えいたします。

地方分権時代において、みずからの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、住民福祉の向上とともに活力ある地域社会を構築しなければなりません。自立した行政経営を行うには、税収の的確な確保を行うことが不可欠であります。そこで、税収確保の方策として企業誘致を積極的に推し進め、町税の確保を行い、同時に地場産業の活性化、新産業の振興と雇用機会の拡大を行うことを考えております。

なお、愛荘町はインターチェンジの設置に向けて現在積極的に取り組んでおり、近畿、北陸、東海の間地点であることを生かした企業立地を進めることが可能でございます。そこで、企業進出のきっかけとなるのは企業誘致奨励措置でございます。企業誘致奨励措置の内容は、現在愛荘町の財政規模、財政計画、産業振興政策を総合的に勘案し、内部で検討中であります。しかし、町内工場等を新設、増設しようとする企業に対し奨励措置を行うことにより企業誘致をなし、産業の振興および雇用機会の拡大を図るとともに町の財政の健全化を目指すこととしております。

なお、参考として11月下旬の状況を説明させていただきます。11月下旬26市町のうち20市町が企業誘致奨励措置を行って

おります。奨励措置の内容は、固定資産税の減免制度、企業誘致助成制度であり、このうち固定資産税の減免、免除制度は9団体の市町が実施されております。企業につきましては、多種多様な助成メニューにより進出意欲が高まり、進出後は助成金が得られる魅力的なものとなります。企業側から見れば、助成制度は多様なメニュー、高額助成を歓迎いたします。なお、導入は期限を切り短期間でより多くの企業誘致を促すことを検討中であります。いずれにしても現在検討中でありますので、議会とも十分ご相談させていただいて進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお企業誘致優遇策につきましては、合併前の旧両町においてはいずれも実施はしておりませんので、よろしくお願ひいたします。

次に、蚊野地先におけます工業団地創設についてお答えいたします。

現在、新町のまちづくり計画の主要施策であるインターチェンジの整備につきましては積極的に取り組んでおりますが、これに伴い工業団地の整備についても考えているものでございます。企業誘致についてもお答えしたところでございますが、自立した行政経営を行うには、税収的的確な確保を行うことが不可欠であります。そこで、税収確保の方策として企業誘致を積極的に推し進めるため、インターチェンジの隣接地に工業団地を整備することを考えております。

なお、蚊野地先の水田につきましては、昭和44年度に第1次農業構造改善事業によりほ場整備を完了し、以後40年近く経過をしている場所でございます。しかし、農業振興地農用地になっておりまして、農地転用が必要でございます。現在、県農政課に相談をしている状況でございます。具体的には調整中の段階でございます。工業団地については、これから策定する愛荘町総合計画の中にも明確に位置づけを行い進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、税の滞納関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、旧町別の平成17年度滞納繰越額でございますけれども、旧秦荘町では2,300万円、旧愛知川町では3億3,800万円でございます。

また、法人、個人別の滞納繰越額ですが、法人は2億3,200万円、個人は1億2,900万円であります。また、うち外国人におけます滞納繰越額は、町民税と軽自動車税合わせて1,600万円になります。その中で特に事業不振等によりまして、法人では3社で滞納繰越額の80%を占め、また個人におきましても7名で23%を占めているというような状況であります。単年度、過年度分の滞納繰越額ですが、単年度分、現年課税分につきましては4,800万円、過年度分の累積は3億1,300万円であります。

次に、分納誓約、確約書等の時効の中断の内容と範囲についてですが、地方税法第18条には地方税の消滅時効により法定納期限により5年間行使しないことにより時効が消滅することになっております。このようなことを避けるべき時効の中断が必要と考えております。差し押さえ、納付誓約書の提出、一部納付等により5年間の時効の消滅を回避していきたいと考えているところでございます。

続いて、納付書、催告書の送付状況についてですが、まず督促状につきましては納期限後20日以内に納付書を送付しております。また催告書につきましては、平成17年度9月には、地方税法第48条の適用の活用を図るために、町県民税の現年度分および過年度分を中心に、また12月には全税目の現年度分、それから過年度分も含め郵送にて送付をいたしております。

次に、臨戸徴収の件ですが、7月から8月の滞納整理強調月間および12月の県下一斉の滞納整理強化月間中などの滞納整理の納付件数は81件で、納付金額は1,300万円になっております。今年度につきましては、町税等徴収対策本部を新たに設置いたしまして、管理職および税務職員を中心に、8班56名体制で7月から8月にかけて滞納整理強化月間以降におきましても主に夜間徴収を行った結果、10月末において177件、2,500万円の徴収を行うことができました。

次に、差し押さえ等の強制対応についてですが、平成17年度以前においては数件の預金調査を行い、法的処分を行いましたが、平成17年度につきましては町単独の法的処分は行っておりません。しかし、地方税法第48条の適用の活用を図り、県が町に代わって、徴収の際、預金の差し押さえを行われました。

最後、税源移譲についてですが、平成19年度から町民税が一律6%の税率になり、定率減税が廃止され、年齢65歳以上の者の非課税措置の廃止に伴う経過措置により、所得割の額が3分の2から3分の1に減額されることになり、現段階での見込み額であります。約2億3,000万円の増収があると考えております。

一方、町民税の増収に比例して未納、滞納が増えることも懸念いたしているところでありますが、これらの状況を踏まえ、今後さらに口座振替制度の推進を図るとともに、滞納者には督促状および催告書の送付、電話連絡、滞納整

理、納税相談、法的処分の実施を図ってまいりたいと考えております。

特に、滞納整理の強化につきましては、町税等徴収対策本部を中心に7月から8月にかけて滞納整理強調月間、またその期間以外においても主に夜間戸別徴収を実施していく考えであります。また、県が中心となって12月に行われます県下一斉の滞納整理強化月間への参画も計画いたしております。また、県が町に代わって徴収および滞納処分を行う滋賀県湖東地域振興局税務課と連携を図り、町・県民税の納税促進に努めたいと考えております。さらに、町税等の納付窓口を広げるために、コンビニ収納制度の検討を現在図っているところであります。税収の確保と納税秩序の維持を図っていかねばならないと考えておりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いたします。答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)今のお答えをお聞かせいただいている中で、大変上手にお答えをいただいておりますが、前置きと後のご説明と、ポイントの部分ままの1行ほどで済むのが随分とご丁寧にお答えをいただいて、ちょっとむだが多いように思うね。

そこで、大型量販店の件について町長のご回答では、11月27日にイオンがやって来たということではありますが、その中で商工会のお話は4商工会、6商工会とはお伺いしたのですが、農振農用地ということでもあるわけでありまして、農業委員会のご意向であるとか、近畿農政局が今、本町における旧愛知川町においても、あの地域で完全に農振農用地であるわけではありますが、その辺についてのすり合わせはどういうふうになっているのか。その辺のお考えをまず1点お尋ねをしたい。

なお、2つ目、この中で、先ほどの室長のお話では、ほ場整備されてから40年近く経過しているんだと。県の農政課とは協議しているとお答えをいただいているが、私が聞いているのでは今ほどお尋ね申し上げたように、農政局の方が、なかなかこれはちょっとつかつかは返事しないだろうというような感触を受けているのですが、とりあえずその辺の上位機関との事前協議、なお本町における農業委員会での考え方、本町での農業行政等の位置づけをお尋ねしたい。

なお、3つ目に、先ほどの室長のご説明の中で、総合計画には明確に位置づけるというお話であった。それは非常にありがたいことであり、そうしないことにはだめだろうとは思いますが、工業団地創設の話も同じであります。とりあえずその辺、先だっの9月議会であったか、ご説明をいただいた総合計画策定の計画であります。20年のたしか11月でしたか、議会議決は来年12月の予定だったですかね。それと、大体これであっているんですか。来年12月でいいのですかということをお尋ねしたい。

次に、滞納の問題について、これはちょっとしたメモができなかったんですが、法人が2億3,800万円で個人が1億何ばや言うたけれども、それがわからん。

先ほどもお話があったように、定率減税は平成11年度からの景気対策のため暫定的な軽減措置としてであるが、詳細に調べますと、詳細でなくてリーフレットを見ただけでも所得税が、税額からの10%が1月から廃止されて、住民税の7.5%が6月から廃止になる。税額からこれ廃止になるのですから相当大きいと思う。

住民税の老年者非課税措置は、もう私なんかは全くその中に該当しているんでありますから切実な問題として尋ねるわけですが、17年度までは125万円以下は非課税で、18年度が3分の2、19年度が3分の1になる。税源移譲によって、200万円以下が一律10%で、5%アップする。これは皆税源でアップするわ。なくなる。そこで、お尋ねしたいのは、住民、5%の200万円以下の、昭和15年以前に生まれた人の住民税総額は大体幾らになるのか。そして、19年度の住民税総額の中でその占める比率等をもういっぺんお尋ねしたいと思う。

以上。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、大規模量販店の計画についての農振問題、要するに農業委員会とか農政課、あるいは国の農政局あたりへの説明はどうなっているのかというようなご質問が1点あったかと思えます。それと、後の工業団地のお話も何か似たようなお話だったのですが、それは担当室長からお答えさせていただきますが、まず、ショッピングセンターの方の話は、そういう農業委員会、農政課、国の農政局には何も説明いたしておりません。計画の内容自体が、まだまだ地元でありますとか、あるいは商工会との関係も整理もされていせんので、まだ具体化は全然してないので農業委員会にも何の説明もいたしておりません。

○議長(久保田九右衛門君)政策調整室長。

○政策調整室長(高橋正夫君)先ほどの総合計画が来年12月議会で、というようなご発言で、工業団地間に合うのかというような内容だったと思うのですが、それと、農業委員会等々農業政策との町での今後の構想なりはどう思うてるのやというような内容だったと思うのですが、ただ、今、鞍野の地先につきましては、議会の方でも具体的

な内容をまだ示されていない状況でございますし、今後、農政局に行く段階まで至っておりませんので、十分町の農業政策ならびに県農政課との調整等々を進めていくのが第一段階でございますので、具体的にこれはこれからということでご理解いただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君) ただいまの森野議員さんのご質問にお答えをいたします。

法人、個人の額でございますけれども、まず法人につきましては再度申しあげますけれども、2億3,200万円でございます。個人は1億2,900万円でございます。

それと、老年者に対する非課税の125万円以下の措置でございますけれども、住民税200万円以下の方につきましては……

〔「税200万円言うたな、そんなぎょうさん大分違う、所得が200万円違うの、ちょっと答弁先聞いて」の声あり〕

○税務課長(小杉勝三君) 所得の区分が200万円以下の方の税率の割合でございますけれども、現在手元に資料がございませんので、どれだけの割合になるかというのは、ちょっと今のところ答弁できませんので少しの間、時間をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君) 11番森野君。

○11番(森野榮次郎君) 再々質問をさせていただきます。

まず企業誘致の件についてであります。町長の方より極めて単刀直入に「何も話をしていない」と。こういうことであり、室長の方からは、具体的にこれはこれからだというようなお答えであります。そうなってくると、今まで何か、正しいか正しくないかまよったりしないんだけれども、地元の方での話がもう既にされているということについて、そうするとこれは一体どういうことになるのかと。産建の常任委員会協議会では若干のお話は聞いてはいるけれども、まだ具体的に何ら進んでいないということになるとなれば、商工会の方は非常に活発に対応しておられて、4つの商工会、7つの商工会ということから、十分に検討されたいというような内容だろうとは思いますが、お話があったということでもあります。まず、町の農業委員会として、30haであろうと9haであろうと、とりあえずこういうような開発の計画があるんだとか、こんなことを考えているんだということについては、やはりきょうまでの農政の進め方の中で十分に話し合いをすべきであるというふうに私は考えるが、まず1点、その辺のことをお伺いしたい。

2点目ですが、これも担当部局では十分ご承知のことであろうと思って、あえてというより、ちょっと言い忘れたんだが、都市計画法が改正されるのですね、来年11月1日。総合計画は来年12月の議会で議決されると、これは先ほど申しあげたとおりなのですが、来年11月1日に全面施行される都市計画法の、そういうことがあるから県下26市町では目の色を変えて総合計画の策定を急いでおられると、このように伺っている。たしか11月末には、その説明会が全県的にされたというような話もお伺いしている。その辺のことを含めて、先ほど冒頭にお尋ねしたのは、地区計画書というのは恐らくこの総合計画のことだと思う。それとの整合性はどうなっているのかと。その辺のことであるが、先ほど、具体的にこれはこれからですよとおっしゃった。総合計画についての用途指定はまだこれからであろうというのはもう間違いのないことでありますが、12月の議会で議決されない限り、それまでには計画案や素案はできていても表には出せないし、11月1日に全面施行されるこの都市計画法と、これでピタッと室長あうんですか。明快な回答をしていただきたい。そういうことがあると、またとんちんかんなことばかり起こってしまう。

余り力んで言うと、次に言わんならんと思ってたことを忘れてしまうのであります。もう忘れたで、この辺で終わります。

○議長(久保田九右衛門君) 町長。

○町長(村西俊雄君) ただいま、大規模な開発、ショッピングセンターでありますとか工業団地の構想については、農業委員会に事前にもっとちゃんと説明すべきでないかというご指摘だと思いますが、私も全くそのとおりだと思いますし、できるだけ、次回の新しい農業委員さんも決まりましたし、こういう課題が、テーマがあるということについて農業委員会の理解も得ていかないと進めませんので、早急に現時点でのこういう大きなテーマについて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、総合計画、あるいは都市計画法といったものの整合ですが、あくまでも総合計画はビジョンでありまして、法律と一々、書く方とすり合わせをしてまで決めていくものではないと思っています。総合計画は、これからの新しい愛荘町の青写真、ビジョンというふうにとらえておまして、その中には、都市開発のみならず具体的なものについて、ありとあらゆる法律ののっとなって実際はやっていくならんわけですが、この都市計画法との整合についても、これは1つの手法として、今後具体化したときにそれにのっっていくということで、総合計画はこれからのまちづくりのビジョンというふうにとらえていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいま調査しておりますので、わかり次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ここで暫時休憩をとります。45分まで。

休憩午前11時35分

再開午前11時45分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇辰己保君

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己保君。

[1番辰己保君登壇]

○1番(辰己保君)1番辰己、一般質問を行います。

まず最初に、ごみ固形燃料化システムと湖東広域廃棄物処理広域化事業促進協議会について質問を行います。ごみの固形燃料化システムによる処理方法を行って10年、この処理方法にどのような見解を持たれているのか、まず答弁をいただきます。

また、今、広域的に一般ごみ、一般廃棄物の処理、その協議が行われています。すなわち、湖東広域廃棄物広域化事業促進協議会が平成13年度に設置され、その設置目的と廃棄物の広域化事業とは何なのか、そして今日までのような議論が行われてきたのか、答弁をいただきます。

2点目に、国民健康保険税と介護保険料の減免措置を求めることについて質問を行います。

本年1月からは、所得税の定率減税が半減となり、6月からは住民税の老年者控除が廃止となり、公的年金等の控除の縮小、低所得の高齢者の非課税限度額を廃止(65歳以上で前年の合計所得金額125万円以下の人への個人住民税の非課税措置の廃止)、住民税の定率減税が半減されました。このことに起因して、収入が同じであっても増税となり、高齢者は介護保険料の負担区分の変更による引き上げとなります。国は、高齢者の低所得者への負担の大きさから、2年間の激変緩和措置を行いました。

私は、税制改革によってこれまで住民税非課税世帯であった人が、本人非課税であった人が課税になることにより生活が著しく脅かされていることを軽視するわけにはいきません。よって、要介護度の認定者に税法上許容される「65歳以上でこれらに準ずる者として市町村長などが障害者と認定すれば障害者控除対象者認定証明書の交付をすることができる」を、要介護の認定者に対して適用して障害者の認定を交付されるように求めます。

3つ目、特別養護老人ホーム「ゆりの郷」の認可申請に伴って質問を行います。

「ゆりの郷」申請に当たり、同法人より提出された事業計画ならびに財政計画において、県は計画書等の変更を指導したと聞いています。県はどのような指導および勧告を行ったのか答弁を求めます。

4つ目、1級河川愛知川橋梁の設置の促進を求めます。

仮称県道能登川彦根線において、1級河川愛知川橋梁の架橋を強く求めるところです。事業計画はどのように進展しているのか、答弁をいただきます。

5つ目、町宮新豊満団地におけるペットの飼育について、質問を行います。

町宮新豊満団地の入居に際し、ペットの持ち込みを禁止すると2月の入居説明会で告知されました。当時は、それまでの経緯により、入居予定者に混乱を生じさせたことも事実です。しかし、入居7カ月が経過した今日、残念ながらペットの持ち込みを行い、それへの対処が不十分であるということが住民さんから寄せられています。入居者の相互信頼および他人の生活を尊重する観点からペットの持ち込みを完全禁止する認識の統一化が必要と考えます。住みよい町宮住宅にするためにも、再度ペットの飼育を完全禁止する徹底を図られることを求めます。

なお、ペットの飼育を完全禁止することは当然であります。一面、生活上においてペットの飼育によっていやされるという、そうした状況も含めてどのような対応をしていくのか、非常に検討が求められるところです。そうしたことも含めて基本的徹底を図られることを求めます。

6、長野南の不飲川に歩道の設置を求めることについて質問を行います。

長野南地先の道路は、西部開発道路から長野南まで、また、国道8号線より当地先近辺まで拡幅整備がされています。しかし、長野南住宅密集付近は道路が著しく狭いであり、歩行者の安全対策は非常に憂慮しなければなりません。来年度に、当該地の河川上に歩道を設置されることを求めます。

最後に、公共施設にビデオモニターの設置を求めます。

庁舎および中央公民館等にテレビもしくはスクリーンを設置して、行政や教育関係などの行事予定、それをはじめ観

光スポットの広宣、身近なまちづくりの構築に努めることが重要と考えます。同時に、身近な議会、町政にするためにも議会放映、こうしたことも必要であります。よって、来年度に放映機器の設置を求めておきます。これについても答弁をいただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、一番最後の公共施設にモニターの設置の関係の方から答弁をさせていただきます。

モニター設置につきましては、議会放映システムを両庁舎、ハーティーセンター秦荘、愛知川公民館に整備をすべく現在検討中でございます。このモニターの活用については、技術的なことや費用等検討してまいり、効果的な活用を視野に入れ考えておりますので、よろしくお申しあげ答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)次に、1点目のごみ固形燃料化システムと湖東広域廃棄物処理広域化事業促進協議会についてお答えをいたします。

ごみの適正処理と資源化を図るため、平成9年にごみ固形燃料化施設として、リバーセンターを整備して以来、順調に稼働し10年を経過しようとしています。可燃ごみの搬入量は年々増加しており、昨年度の受け入れ状況から、特に家庭系ごみが増加し約9,100tで、開設時の約1.75倍、平成8年稼働時の約2倍と、処理能力の限界に近い状況です。この間、管内の可燃ごみを固形燃料RDFに再生処理し、発電や乾燥用ボイラーなどの燃料として有効利用され、環境にやさしい社会の構築に貢献してきたものと考えております。

近年、住宅開発により、人口の増加に伴いごみの量はますます増加し、施設の稼働状況や設備ならびに湖東地域における処理施設の耐用年数等から処理施設の計画的な整備とごみの減量化、資源化を促進し、適正に処理していかねばなりません。

一方、平成13年5月に滋賀県一般廃棄物処理広域化計画が示されたことから、広域化に伴う課題、取り組み体制等について、地域の実情に応じた広域化実施計画の策定を目指して、同年6月に日湖東地域振興局管内各市町で、現在の2市4町において湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を組織したところでございます。協議会では、共同処理の主体や役割分担、ごみ処理に係る基本的事項、施設整備計画、過渡期の処理対策、収集運搬方法ならびに建設費用の負担方法など調査・研究と計画を所掌事務とし、今後の広域処理施設の整備に向けて協議を進めております。

協議会設置後、事務局である彦根市を中心に広域ごみ処理施設新設候補地選出業務委託や先進施設の視察研修などを実施し、本年度はごみ処理基本計画策定業務委託を行っており、平成19年度以降は地質調査、施設整備基本計画ならびに環境影響評価などを策定する予定ですので、ご理解くださるようお願いをいたします。

次に、障害者控除対象者認定証明書の交付についてお答えをいたします。

障害者控除対象者認定証明書の交付にあたっては、愛荘町高齢者の障害者控除対象者認定証交付事務に関する要綱に基づき、身体障害者手帳等の交付を受けていない高齢者であっても介護保険の要介護認定に係る主治医意見書等で、知的障害者の軽度、中度、重度に準ずる障害や寝たきり老人と認められる場合交付しているものであります。

今後も申請により、身体障害者手帳を保持されていない方であっても、所得税法施行令に基づき障害者、あるいは特別障害者と認められる場合は証明書を交付していきたいと考えております。

最後に、「ゆりの郷」の県認可申請についてお答えをいたします。

「ゆりの郷」に係る県の指導内容および法人の再検討結果であります。まず、収支計画について、平成20年度から3カ年の入所見込み割合を引き上げられ、20年度に34人を46人に、21年度44人を47人に、22年度46人を47人に、またショートステイの見込みも平成20年度に13人を15人に、21年度は14人を16人に、22年度は14人を16.4人に実態に即した見込みとし、ホテルコスト、いわゆる居住費については、法人として近隣施設の実態や運営の収支を再検討された結果、月額4万8,000円から5万7,000円と、月額9,000円の居住費増を見込まれています。また、反対に、デイサービスの平均利用者見込み数は、平成20年度以降それぞれ11人、18人、21人と予測されていたものが、それぞれ10人、11人、12人と、利用見込み減とされました。

このことによりまして、1年目の収支総額は2億2,800万円から2億7,670万円となり、4,870万円の増、2年目は2億8,410万円から2億9,360万円となり、950万円の増、また、3年目はデイサービスの見込み減等により3億900万円から2億8,120万円と、2,780万円の減となっているところでございます。また、このことから歳出で人件費が占める割合

は、当初の20年度62%、21年度52%、22年度52%から、それぞれ59%、57%、61%と高くなり、一定マンパワーの確保もしやすいと考えられます。さらには、法人として必要とする運用財産として4,250万円を確保され、当初計画からしますと約900万円の増であります。

以上が県の指導や法人による再検討結果による当初計画との変更相違点であり、これらの計画変更により県においてはその計画を承認され、本年11月24日付で県補助金1億6,800万円の交付内示がされたもので、法人の設立認可は少しおくれまして12月上旬中であるとのことであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監(姓農明彦君)登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)続きまして、愛知川橋梁の設置についてでございますが、つまり、仮称県道能登川彦根線の整備は、湖東地域振興局建設管理部と東近江地域振興局建設管理部とがタイアップして共同で進める事業で、かつ能登川彦根線整備と愛知川右岸道路改修と不飲川改修の3工事が川原の藤木橋地先で交錯するため、協議を十分重ねながら進めなければならないと考えています。

そのため、この7月に愛知川右岸道路、能登川彦根線、愛知川新橋梁の整備促進および不飲川改修に向けて湖東建設管理部、愛荘町が集まってプロジェクトチームを立ち上げ、一丸となって整備促進に努めるため既に会議や現場踏査を行っています。

愛知川橋梁につきましては、東近江建設管理部が担当すると思いますが、東近江市神郷地先から藤の木橋付近にかけて架橋される予定で、愛知川左岸側の先線が決まれば来年度に県道認定される計画で、平成23年度ごろには事業が動き出すことになろうかと思っております。橋長につきましては、霞堤もあることから約300m程度の架橋となる予定です。

次に、町宮新豊満団地におけるペットの飼育についてですが、新豊満団地の入居説明会におきまして、ペット禁止の内容について入居者の方々に十分説明しているところでございます。また、入居後もチラシ等の掲出等によりましてその徹底を図っているところであります。もとより、入居者の方々にペット禁止の趣旨をご理解いただいているものと思っておりますが、ペットの飼育は禁止されていることを知りつつ飼育される行為は飼育者自身のモラルの問題であり、入居者全体のコミュニケーションを乱すことから、今後においてもペットの飼育につきましては、入居者が違反されている場合はペットの処分か、あるいは町宮住宅よりの退去を願うように指導していくつもりであり、毅然とした態度で臨む所存です。

次に、長野南地先の不飲川に歩道の設置をについてでございますが、議員ご指摘のとおり、長野南公営住宅密集地付近の道路が先線に比べ狭小です。このことから、歩行者の安全対策のため歩道が必要なのは確かでございます。不飲川を暗きょにして、その上に歩道ができないかということですが、決められた河川幅と高低の範囲の中で一部を暗きょ化するには河積を侵すことで治水上マイナス行為であり、人工的な災害を起こすことになりかねません。川はみんなのものなので、川の上になんかということには、1級河川では特にいかないようにございます。

不飲川は1級河川ですので県管理です。普通河川は河川法の適用がほとんどありませんが、1級河川は河川法の適用があり、法に基づくものであることから法を遵守しなければなりません。仮に不飲川を暗きょするため河川の構造を変える申請をしても、河川法の入り口段階で却下されることとなります。今、不飲プロジェクトを立ち上げ、県当局と不飲川改修に向けて推進会議をしていますが、計画では平成19年度に地形測量、計画中心線測量、縦横断測量に入ることになっています。その後、地権者や地元の皆さんの協力を得て、用地買収等にと順を追って進んでいくわけでございますが、県は、平成24年度には着工したいという考えを持っております。

どうしても町道中宿川原線に歩道が必要となれば、川の反対側の民地を買わなくてはなりません。不飲川が改修されますと、現不飲川も普通河川となりますので、その段階で必要断面を確保しながら暗きょ化し、歩道設置をすればと考えておりますので、よろしくお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩いたします。

休憩午後0時06分

再開午後1時00分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

質問を続けます。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己、再質問を行います。

先にごみ問題についてです。一般廃棄物についてですけれども、RDFの件につきましても、やさしい処分であったというふうなことを言っておられます。しかし、その認識そのものをまず批判しておかなければなりません。というのは、当初は確かに家庭ごみを搬入しない、そうした固形燃料システムというものが導入され、残念ながら各自治体でその固形燃料化システムが不評であったという中で、家庭ごみを搬入することによって全国的に固形燃料化の設置が進んだというふうに聞いています。

要するに、ダイオキシンを発生させる固形燃料が、愛知県のごみが他市町に搬送されて、その町の環境を破壊していたことに過ぎないんだと。すなわちRDFは、どこまで行ってもごみの固まりであるという認識をまず持つべきであるということ、そうした総括が必要であると思います。

次に出てきたのは、国の方針でもありませんけれども、循環型社会形成の基本法なるものから、要するに一般廃棄物の広域化というものが見されてきました。やはりRDFの処理方法がどうであったのかをしっかりと広域で総括をされなければ、またそろそろ一般廃棄物の広域化、彦根、犬上、愛知県が参画しての計画をどのように適正に進めていけるか、そのことがかきかかってくるわけです。

私は特に、先ほどの一定の説明を聞いていますけれども、特に次の諸点について答弁をいただきます。要するに予定地が確定しているのかどうか。当然住民合意ですわね。そういうものが行われているのか。先ほどの説明では、次年度、次々年度なのか、ちょっと年度がわかりませんでした。環境アセス等も計画をされているということで、そうした事業年度を再度、計画をお願いしたい。答弁を求めておきます。

もう1点、広域行政、特に大型化されていくということに今流れがあるわけですが、では、この施設は日量100以上なのか、300以上の計画がされているのか。この点についても答弁をいただいております。

次に、税の減免についてです。

障害者控除対象者認定証明書というものを本町が交付しているということ、やはり多くの町民さんがこうした制度があるのだということ、認識を持っていただく。そして、少しでも税負担軽減を図れるのだという、道があるのだということを知っていただく。同時にこの件について、8月以降に認定された要介護認定者があるのかどうか。あるならば、その方の要介護度の推移です。6月を基準として、それ以前の認定度、以後の認定、そしてこの認定書交付に至ったというそうした事案について、答弁をいただいております。

そして3つ目は、やはり9月の債務負担行為、このことにかかわって再質問を行います。

先ほどの答弁で、私は最初にあの法人が提示された計画書、その提示をされた全協において、この計画書は非常に不備があると。そのときに、行政側も、県もそのような指摘を行っている、同類語的な、全協で答弁があったと思います。見直しが行われているのかといえば、手が加わっていない、ほとんど。それをそのまま何回も全協を開いて説明したという答弁をしておられます。しかし、資料が全然変わっていないのに、議論の余地がないということになるわけです。そのことを町長はお認めになりますか。十分な協議を行ってきたというふうに言われたものが、その根本となる、根拠となる計画書がずさんですよというのが県の指導ですよ。それは何も県の指導があったんではないんです。この愛荘町の議会の議員でも指摘してきたわけですよ。それを聞こうとしなかったのはあなた方ではないのですか。それを認めるのか、認めないのか、はっきり答弁をいただきたいと思います。

そして、私はそれにかかわってもう一言、町長に答弁をいただきたいのは、この件については非常に大切な施設です、町民にとっては、です。すばらしい施設をつくるという点で、この懇談を何回かさせていただきました。当初は、町長の姿勢が一定、自己資金を求めたりしている姿勢がありました。そのことが職員の皆さんにも、やはりよい施設をつくらうということでの苦言を呈したり、提案をされたりしてきたというふうには私は解釈をしています。しかし、ある日突然、そうした態度が非常に緩やかになったなというふうに感じています。これはすべて町長が自己資金を求めて本当に自分たちの施設として、法人の施設としてみずから責任を持って運営し、そして町民の皆さんに喜ばれる制度をつくっていくんだという、その姿勢を、町長は自己資金を、調達をという言葉であらわされた。その意思表示を職員も引き継いで法人さんに対して厳しい問題提起もされた、当初は、というふうには聞きおよんでいます。

やはり町長、そうした現実が物語っているわけです。県の指導が、今、我々が指摘したことを指導していた。そして、計画書や収支計画や運営計画について見直しを勧告された。それを今もって行われている。まさに議会の指摘してきたことが正解ではなかったのかどうか。要するに十分な審議とあわせて、我々の指摘が間違っていたのか正しかったのか。町長が、そうしたよい施設をつくるための議論を尽くそうということをするれば、職員の皆さんも、その姿勢に沿ってよい施設をつくっていくための努力ができたのではないのか。県に今指導を受けているということ、行政ならびに議会が、そうした一抹の不安を持つような計画書をそのまま認定したということに同類にはならないのか。そうした問題に波及するではないかというふうに思います。

この点で町長の答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)最後の特老の問題について、私の方からお答えさせていただきます。

議会の議論の中で、計画書についていろいろと法人側の提案に基づいて説明をさせていただいておりました。これは、もう当初から4回にわたって全員協議会の場でその時点、その時点で説明をさせていただいておりましたし、そこで議会側の議員の皆さん方の意見を大いに聞きたいと。どういふご意見を持っておられるのか。そして、それをどうしたら我々としてどういふところに問題があって、それを是正したらいいのか、ごいふご意見を期待しながら説明をさせていただいてきて、最終的に意見もなく、最終的に議決をいただいたということで、私どもとしましては十分に説明をさせていただいてきたというふうにごいふところでございます。

それから、自己資金の問題。これは、我々も、自分らも努力して自己資金の確保に努めてくださいという指導はしてきました。その自己資金なるもの、やはりこれは準備できるものもできないものもあるわけでございますけれども、医療機関での最大限の借入れについて努力をされた。この借入金も、自分らの経営努力で、そして金融機関の信用力でもって手当されるものでありまして、このことについては自己資金と同等というように私は見ておりますし、今般、県の再度の細かな指導に基づいて認可をされたということで、私どもも大いに期待をいたしておりますし、一日も早く立派な施設をつくっていただきたいなというように思っている次第でございます。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)ごみの関係2点いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、広域化計画の関係でございますが、一定広域処理につきましては平成9年に厚生労働省の方からごみ処理にかかりますダイオキシン類の発生防止ガイドラインというものが示されまして、一定恒久的な対策として、高度な処理機能を有します大規模施設への集約の必要性がうたわれまして、それに基づきまして都道府県を通じて市町村に指導がなされてまいったところでございます。その中で、処理技術の面からも、また経済的な面からも広域的な視点に立って総合的かつ効率的な処理体制を構築するというところで、現在この協議会で検討をいたしております。

その中で、1点目の、まず候補地が決定したのかというご質問でございますが、この協議会で平成16年度に一定候補地の選出業務の委託をさせていただいて、一定候補地を提示いただきました。その中で、その後先進地の視察等を含めて現在協議をさせていただいている段階でございます。今のところまだ候補地としては確定しておりません。それから、2点目の広域化の施設の中での処理能力についてのご質問でございますが、処理能力につきましても先ほど一定スケジュールをご説明させていただきましたように、今年度、平成18年度におきましてごみ処理基本計画の策定業務を現在行っております。それを受けまして来年度、候補地の地質調査、それから施設の整備基本計画というものを策定をさせていただこうと思っておりますし、同時に一定環境アセスメント、いわゆる環境影響評価を実施してまいります。環境アセスメントにつきましてはご承知のように非常に膨大な量になります関係から、来年度から21年度の3年間にわたって実施をしたいなということで、現在事務局を中心に検討をいたしているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君)私の方からは、障害者控除対象者認定証明書を発行したのが8月以降にあるのかというようなご質問だったと思うんですけども、今年度1件は発行しておりますけれども、8月以降の申請、発行はございません。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

最後の健康福祉課長の今の答弁、8月以降1件もございませんということやね。

では、それにかかわって、一応今、今年度というくりをさせていただきます。に、新たに認定者が生まれると。当然予測できるわけですから、生まれた場合は、当然認定書を交付をされると。当然今の答弁からそうなるわけで、その場合税務課長、どこへ飛ぶやらわからへんのやわ。税務課長、その場合は平成18年度に障害者控除の対象となるのかどうか。当然、1月1日をもって税の云々があるわけですが、12月、今月じゅうに認定が、もう認定審査会が終わってれば仕方ないわけですが、発生すれば税務上の処理はどうなるのか。それをまず答弁をいただいております。少しでも軽減ができるものはしていただくという立場で質問しています。

そして、これは来年度に向かって、町長に答弁をいただきます。

先ほどから、今の税に関しての町民さんの生活が脅かされる実態は一定理解をいただいただろうし、また、本当に私も本庁舎の窓口にお年寄りと一緒に来て、本当に今年税が上がって、また、介護保険料がそれに伴って階層が上がって、負担が重くなって死ねと言うのかというのを実際に吐かれていたわけです。

確かに、そうした人には申しわけないが、障害者の交付をするということまでできないけれども、しかし、全体として少しでも税をどう軽減できるか、地方自治として。それを思ったときに、やはり先ほども答弁の中に出ています、町長が認めた場合という、こうした条項があります。そのところで、やはり今、少子化対策という点をどういうふうな地方の段階でも施策をつくっていくか、これも非常に検討をしていくべきだと思います。

先ほど言いましたように、定率減税の廃止はすべてにかかってきました。だからこそ、若年層の世帯においては、やはりあらゆる負担というものが重くのしかかってきます。その1つとして、町長は、就学前までの医療費を完全無料化するというこの施策も一つ少子化対策としてされました。

もう1点、今、国保税において、その均等割のところを就学前までの幼児に対して減免をするということを来年度に向かって、あと1カ月、2カ月あるわけですから、最終決定するまでに検討をしていただきたい。このことを要請したいんです。正式には、被保険者均等割というものです。それを幼児に適用してまい。幼児を除くということです。これを検討していただきたいと提案を申しあげておきます。

ごみの問題について、移ります。

焼却炉という言い方は適切ではないと思うのですが、溶融炉になると思います。では、どういふ溶融炉を今議論がされているのか。今、基本計画、これからつくるのだというふうに言われました。しかし、その協議会の中では一定、炉の方針は確認されているだろうと推察します。ですから、どのような溶融炉をしようとされているのか、その機種説明ぐらいまではできるであろうと思いますので、それを答弁いただいております。

なお、ごみの処理の広域化というものが、今、愛知郡でも固形燃料化というものを導入しました。あのときも私たちは、要するに、公害のばらまきにはかならないという指摘をしてきました。大型化になればそれが解消するのかといえば、連続稼働すればより多くのごみを集積させなければならない。多くのごみを集積するためには、結果として、産廃まで引き受けなければならない。こうした事態が予測できてきます。また、こうした現実の心配が起こっていますし、事故も起こっています。そのことについて本当に愛荘町として十分な見識と認識を持って、この協議会に参画をしていただきたい。

やはりはっきりとっておくのは、ごみ行政で基本は、地域のごみは地域で解決する、ここが原点です。広域化すれば広域化するほど、ごみに対する3Rに対しての住民の協力を希薄化させていく。特に2Rについては、生産者責任、ここが重要です。これについても、この質問は町長に求めておきます。やはり全国の町村会の場所で、やはり拡大生産者責任、今、基本法とかいろんなものが廃棄物においては法整備がされてきています。しかし、一番大事な拡大生産者の側で責任を持たせる。ところが、要するに棚上げされている。その法の不備があります。そこをしないと、地方自治体が一般廃棄物に力を入れても、結果として税金投入を多くしなければならぬ。もっといえば、ごみの有料化をどんどん進めなければならないという非常に危機感が生まれます。ですので、町長に対して、町村会でやはり拡大生産者責任の法整備をさせるということを町村会でまとめ上げる、このことを強く要望し、町長の決意を求めておきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま、この障害者控除対象者に係る答弁の中からいろいろ展開をされまして、来年度、住民の皆さんに国保税の統一化とあわせて、引き上げについてお願いをしなければならないというような事態になっているところでございますが、その際に、均等割に係る国保税で幼児の部分について除いたらどうかと、こういうご提案かと思っております。

これからの子育て支援、非常に大事なテーマでありますことから、私どもといたしまして、町といたしましてもどんな手だてができるのか、今、関係当局にも宿題を出しているところでございますし、また、100人委員会等でも、どんな子育て支援がこれから有効なのか、ぜひ議論いただきたいということもお願いをしているところであります。

そういった中で、今はじめて、この国保税の問題、私も全く気がつかない点ですけれども、提案は大変画期的な提案かと思いますが、税の公平性といった面とか、あるいは税というのは国の施策にのっとってどこでも公平に課されるというのが大前提にある中で、国保税にあってはそれぞれの地域の事情を勘案しながら決められるというところがあるわけですが、その子育て支援としてそういう税の減免を図った方がええのか、それとも、いただくものはいただいて別に手だてをしていった方がいいのか、この辺の議論をぜひ今後していかならんと思いますが、大変画期的な提案だというふうにも私も受けとめをさせていただきたいと思っております。

それから、ごみの問題で、生産者責任をもっと持つべきと、こういったことについて町村会等で町長として主張せいと、こんなお話かと思っております。

確かに、これからのごみの減量化を図ると同時に、そのごみの原因をつくっているといえますか、生産者が負担をするというのも1つの方法かと思っております。電気製品等については、これはユーザーが負担をする制度も行われましたけ

れども、メーカーとしてもやっぱり一定のそれを処理する責任も課されたというところでございますし、これからは新しい製品について処理費を上乗せしてといいますが、それを最初に支払って、後は生産者が処理すべきという議論もあるやに聞いているところですが、これからは方向としては確かに、その物をつくった人が最後の処理についての経費も負担をしていくということについて、社会的責任をやっぱり負うべきということは十分理解できます。今後、そういう公の場でこういった主張をしていけるかどうか、これは大いに検討させていただかないとあかんのかなというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)広域化促進協議会での処理方式についての焼却戸についてでございますが、平成13年に協議会で議論しておりますのが、固定まいたしませんけれども、ガス化溶融方式を土台に検討いたしております。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの辰己議員のご質問にお答えをいたします。

障害者の範囲でございますけれども、障害者につきましては、平成18年12月31日の現況において心身に障害のある人をいいますということで該当いたしますので、よろしくお答えをいたします。

◇宇野義美君

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野義美君。

〔15番宇野義美君登壇〕

○15番(宇野義美君)15番宇野義美です。

それでは、質問に入らせていただきます。私は、大きくは2点、町税の収納状況、それから、農業政策についてということでお尋ねをいたします。

町税の収納におきましては、一部、前議員でご質問がありましたので、重なる部分があるかと思いますが、よろしくお尋ねいたします。

平成17年度の未決算で、既にご存じ、ご承知のごとくであります。監査意見書におきましても、町税の総収入のうち約3億6,000万弱が収納未済となっているということで指摘をされております。半年経過しまして、9月末においてどのような状況であるか、まず、お尋ねをいたします。

また、この9月末において、収納の内容において分析結果がどのような状態であるのか、現状のままで推移をいたしますと、ややもすると増加傾向になるのではないかと懸念するものであります。財政上大変な状況であり、町民における納税意識の向上を根本的に考え直す必要に迫られていることを痛感するものであります。原因の分析を踏まえて、今後の対策をどのように考えておられるのか、税法上の観点から見て、その内容において適切な処置はされておるといっておりますが、やはり住民の納税意識の向上、これがやはりない限りは根本的に前進しないという意味から、現実にその対策をどのようにとられるのか、まず、お尋ねをいたします。

それから次に、農業政策についてお尋ねをいたします。

6月議会におきまして私が質問いたしましたそのときの答弁において、農業政策の基本的な考え方を提案もし、質問をしたわけではありますが、今後検討をする意味においてご指導も願いたいというようなお答えをいただいておりますが、今後考えるというふうに理解しております。

そこで、合併後、農業振興策の計画立案がどのように進捗をしておられるのかをお尋ねしたいと、こんなふうに思います。

担い手の数におきまして、認定農業者数、特定農業団体数は、前回の質問時と変化がないように伺っておりますが、未稼働集落において推進のため具体的どのような対策を講じ、行政指導活動をされたのかをお伺いいたします。

現農業において、この政策に乗っていかない限り、農地の保全すらできなくなる事態を招きかねなくなると懸念するものであります。ましてや、農業振興の面から考えて、また、水資源、環境保全向上対策が叫ばれている今日、環境保全と改善を銘打って、滋賀県の政策に相反する行政のあり方、このままで放っておくと相反する行政のあり方であると言わざるを得ません。農業振興の母体である組織の重要性を認識の上、答弁を求めます。

関連しまして、現時点において、担い手についての育成策について特別な町独自のの方策を考えているのか、お尋ねをいたします。

地方自治を叫ばれて久しくなりますが、国の政策も受けていくことは重要でありますけれども、まず、町行政として独自性を発揮する政策の立案をし、これをもって県あるいは国に対して物の言える力を持つことが今一番必要なことではないかと、こんなふうに考えます。そのような観点からも見て、答弁を求めます。

現在の農業形態で農業の経営がどのようなものであるかというご認識について、お尋ねをいたします。

地方自治が叫ばれて久しくなります。これも同じことではありますが、要するに、農業も農業者みずからが当然考えていくというのが基本にはありますけれども、指導、町の農業振興という上から考えまして、やはり政策というものが表に出てこない限り、なかなか今までの農業者の意識の改革というものは進まないというようなふうに考えております。このようなことから、現状をどのように分析されて、政策立案をされているのか。こうした面からもご答弁をお願いしたいというふうに思います。

最後には、農地・水・環境保全向上対策について質問をいたします。

この対策の内容は、基本は、農業環境の整備が主眼であります。その整備された環境で生産された安全安心の地域ブランド力の向上をもって、地産地消、あるいは旬産旬消、都市農村の交流等によって農業の経済性を上げ、担い手の育成策の一助としたところがあったわけでありまして。その上に、農業の多面的機能を担っている事実から、集落の生活環境の向上、生活水の資源の保全が加わり、その上に食育にまで至る幅広い意味を含んでいるものであります。

このような農業者、あるいは町民全体、あるいは大人と子どもとも言い換えられますが、すべての人たちがかかわる対策であり、この対策を推進する上で、集落あるいは農業者団体というような端的な割り切りで進められるものではないというふうに考えております。

環境問題、特に生活飲料の水資源は、近い将来、化石燃料よりも重要視される代替のきかない資源の重要課題であるという認識の不足、そして、さきにお話ししましたように、各種団体、組織間の調整の難しさ等があって、今、全集落がなかなか入っておらないというのが実態であります。そうしたことから、各集落、あるいは各地区におきまして戸惑いを感じられておるといっても、全集落が愛荘町全体で取り組むというふうになっていない原因ではなからうかと、こんなふうにも考えます。

大変に難しい問題で、非常に具体的な運用方法に戸惑いを感じている部分が多分にありますので、そうした部分で全域が積極的に取り組み、環境保全向上の町としての内外に範となる町を目指すべきであると考えますが、認識度と具体的に教育機関、あるいは農業者団体、集落、営農組合、あるいは非農家、都市民との交流等、調整もあり、行政としてどのように実施していくか、推進策の具体的な答弁を求めます。

特にこの部分においては、町として、1つのマニュアル化等も考えて今後進めていかなければならないとこんなふうにも考えておりますが、あわせてご答弁を求めまして、質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問のうち、農業政策についてお答えをいたします。

まず、1点目の合併後の農業振興についてであります。ご承知のように、国におきましては大きく構造改革が進んでおりまして、農業分野でも次々と新しい制度へ転換が図られておるところでございます。

愛荘町も合併を経て大きな転換期の中ではありましたが、大きく変わります国の制度に乗りおくれることなく、集落や農家にとって有利な方向へ誘導すべく、関係機関とも連携して重点的・戦略的に取り組んできたところであります。具体的には、今後、重点化・集中化されていきます認定農家や特定農業団体への誘導や、来年度から展開されます「品目横断的経営安定対策」および「農地・水・環境保全向上対策」には、できるだけ多くの農家や集落および集落営農が支援を受けられるよう、説明会など積極的に取り組んできたところであります。

次に、2点目の担い手対策とその育成策についてでございますが、認定農業者数は、6月時点では20名でありましたが、11月末現在では、法人化されました3組織を加えて23名を認定しております。また、特定農業団体数におきましては、6月時点では5集落でありましたが、9月には松尾寺北、元持、畑田、苧間、10月には軽野、竹原が立ち上げられ、11月末現在で11集落が認定されております。

なお、こうした集落や農家以外への取り組みにつきましては、それぞれの実態に応じた営農形態を立ち上げ、その構成員として参加いただけるよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。

なお、担い手についての育成策でございますが、その立ち上げやレベルアップには一定の支援が必要と考えておりまして、集落の合意形成や、さらに経理の一元化など、発展段階に応じたアドバイザーの派遣、効率的な作業体系など、ソフト・ハード両面での支援措置について、国・県の動向を見ながら検討しなければならないと考えております。

次に、農業経営実態の現状についてでございますが、ご指摘のように、米・麦・大豆の生産だけでは、相当面積規模以

上でないと現状では経営面で大変苦しい状況になっていることは認識をいたしております。米、麦、大豆とも価格低迷などで収入面は減少方向の反面、大型農機具や残留農薬対策など、生産経費増加により支出面は増加していく中で、コスト的には大変不利な状況下にあります。

一方、農業問題は、食糧自給率の問題、自由化圧力の問題、国土の保全など、国策としての大きな課題であり、保護政策的な部分があってしかるべき産業と認識をいたしております。これらの克服には、まず、国として抜本的かつ強力な施策を打ち出さしていただき、県、町、農協、関係機関がそれぞれの役割分担により連携して取り組んでいくべきものと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策の推進についてであります。現在38集落が要望をされておりまして、町内集落の約8割で活動予定をいたしております。要望集落に対しましては、去る11月14日と16日に分けて、詳細な説明会を区長さんをはじめとする集落関係者に対し、開催したところであります。

説明会では、集落の事務的負担をできるだけ軽減するべく、おのおの必須項目の中から最低限の項目を記載したひな型を作成し、フロッピーディスクでも作成可能なように提供したところであります。

また、交付金の対象となります農用地区域の算出にありましては、農林商工課で分担するなど、事務的な煩雑さにおいて戸惑いのないよう推進しているところでございます。

現在、具体的な活動を集落ぐるみで取り組んでいただける組織づくりや、活動計画の検討を来年2月中をめぐり各集落において取り組んでいただいているところであります。

この制度におきましては、まだまだ流動的な部分がございますが、この事業を積極的に推進することで、確かな農業、農村の維持発展につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

なお、取り組まれない集落に対しましては、国の制度を再度理解いただき、最終確認を行ったところですが、活動的にとても困難であるとか、非農用地面積が多く活動の割に交付金が少ないなど、地域の実情により選択されたものでありまして、この事業の性格上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、町税の徴収につきまして答弁をさせていただきます。

町税の9月末、上半期の収納状況ですが、現年課税分の収入済額21億2,400万円で収納率78%であります。また、滞納繰越分の収入済額は3,300万円で収納率9.3%になりますが、滞納繰越額における前年度決算と比較しますと、上半期で98%に達しているところでございます。

さらに継続し、滞納整理に努力をいたしたいと考えているところでございます。

また、未収の分析につきましては、事情により分納や納付誓約をいただきながら納付をお願いしておりますのが53%を占めています。また、外国への出国、県内外への転出、住所不明などの関係が23%を占め、事業不振やリストラなど倒産や収入減の関係が13%、そして、預金口座の残高不足が10%といった状況であります。これらの状況を踏まえ、約半数がおくれながらも納付をお願いいたしております。

先ほど、森野議員の質問にもお答えをいたしましたように、滞納者には督促状および催告書の発行、また、徴収対策本部徴収員の個別徴収、納税相談や県との連携を図り、悪質な滞納者には法的処分の実施も考えているところであります。さらに、税収の確保と税知識の普及および納税意識の高揚を図り、町民のご理解をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげ、答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)まず、税の収納についてでございますが、今ご答弁の中で納税意識の向上を図るといふことに努力をしたいと、これは当然の言葉であろうと思いますが、具体的には、やはり分析結果なりを出して、そしてやっていけない限り、それがどのように実際にまだ出さないでやられるのか。まず、滞納にならないためにはどうしたらいいのかということを考えていくことも重要ではないか。今現在のところでは、滞納になりました、あるいは未納、未収になっておるものに対しての対策等をご説明いただきましたのですけれども、ならないためには一体どうするのか。そうするとこれは、やはり今の税法上ではもう決められた方法しかないわけですが、やはり納税意識の向上ということ、町民としての納税意識の向上を図るといふ意味において、それらの広報活動、あるいは運動をどのように具体的にされるのか、どのようなことをお考えになっておられるのか、再度ご質問いたします。

それから、農業政策におきましては、まず、最後の農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、具体的に2月までに出すということを検討を各集落でいただいておりますという話であります。実際に、例えば食育の問題に対してどうしたらいいのか、あるいは環境保全、あるいは景観作物、いろんな項目があるわけでありませ

れども、こうしたものをやるためにどのような支援策をもってどういふふうにするのか、町の施策としてどんな方法を持っておられるのか、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今の税の徴取の関係でございますけれども、広報につきましては積極的に取り組んでまいりたいと思っております。特に、期間を決めてどうこうというようなことは考えていないわけですが、期間につきましては、先ほど来申しておりますように、滞納整理の強化月間というようなものを実施しているところでございます。

それ以外にも、やはり住民の方々が理解をさせていただいて、できるだけ納期に納めていただけるような、そういう納税相談を積極的にさせていただきたいというようなことを考えているところでございます。そういう中でも、同じようにやはり納税相談に来ていただけるようなそういう体制と、また、広報に努めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)農地・水・環境保全向上対策の推進についてでございますが、説明会におきましても膨大な資料を出させていただきまして、県なり、町なりから説明をいたしましたところでございます。それを全部、全項目理解せよというのは大変我々でも非常に難しい事業でございます、難しいことを認識しております。

そこで当町では、その説明会において最低限の取り組みを、この項目をされたら乗れますよという最低限の項目を示させていただいて、それをフロッピー提供させていただいております。日付とそれから集落名とを入力していただいたら、そこそこ最低限のものまでできるというようなひな型をお示しさせていただいております。それで全町取り組みをされるといのでございますけれども、この事業につきましては、実際、4月から活動を展開してもらわなければならないということで、しかも5年間という長期期間でございます。それで、当然、会見対象となりますので、集落におきまして無理強いをこちらからするわけにもいきませんので、慎重に選択してくださいよということを申し上げておまして、町では最低限の取り組みやすいひな型を提供して、さらに説明も図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げますのと、それから、しり込みされております集落に対しまして、事業趣旨の誤解、それから、もうこんな事務かなわんとかいうこの事務の煩雑さにおいてしり込みされているのは、もうこちらの町の責任でございますので、そういうしり込みされている集落におきましては、そういうことのないようにできるだけ事務の簡素化を図って、活動の方に精力を費やしてくださいという言い方を申し上げております。

以上で答弁いたします。

○議長(久保田九右衛門君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)今の環境保全対策についてでございますが、非常に膨大な資料を出されております。それも私も見せていただきまして、実際に聞いてきた役員なりの声もお聞きをしたわけでありまして、端的に言えば、もう少しわかりやすくまとめたマニュアルみたいなものをつくってもらえんかというような話がございまして、ぜひその辺もご検討いただいた上で、今後進めていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わらせていただきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひします。

◇河村善一君

○議長(久保田九右衛門君)5番河村君。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番河村善一です。一般質問をいたします。

障害者自立支援法が4月1日より施行され、障害者の利用負担は1割となりました。10月1日からは、障害者の介護サービス体系が大きく変わり、障害者およびその家族にとって大変な戸惑いとなっています。そこで、何点か質問いたしますので、答弁を求めます。

第1は、10月より、新たに重度訪問介護サービスが追加されました。しかし、重度訪問介護サービスをする事業所が少なく、利用者は困っています。重度訪問介護サービスの1時間当たりの単価は1,600円と大変安く、受ける事業所があまりありません。やると手を挙げた事業所も、赤字覚悟のボランティアでやるか、実際やってみて赤字になったら重度訪問介護サービスはしないと言ってくる始末です。2、3時間の見守りを必要とする場合、その形のサービスがないため、とりあえず重度訪問介護サービスを受けることになります。その結果、支払われる金額は、2時間で3,200円、3時間で4,800円と利用者は安くありがたいのですが、事業所にとっては安くて、受ければ受けると赤字になると言われます。

サービスをかえて身体介護サービスにすると、1時間当たり4,000円で今までと変わりありませんが、しかし、問題が

あります。介護サービスとして限度いっぱい129ポイント支給されたとして、重度訪問介護サービスは1時間1ポイントなのですが、129ポイント(129時間)丸々使える、重度訪問介護サービスは丸々使えるのですが、身体介護サービスは1時間2ポイントとして計算されますので、64.5ポイント、すなわち64.5時間となり、半分の時間しか使えません。

このように、今回の制度改正により、実質受けたいサービスが金額と時間の両面から半分に減らされるという制度上のはずまで困っています。今のままでは、重度訪問介護サービスを受ける需要がなくなって、重度心身障害児を持つ家族にとっては、外出もできなくなるという状態に陥ってしまうのではないかと心配しています。

そこで、重度訪問介護サービスを利用する場合、単価に少し加算するか、身体介護サービスを利用する場合は支給ポイントを増やすか、9月まで受けていたサービスが確保されるよう検討していただくことを要望いたします。

第2は、今まで彦愛犬、彦根・愛知郡・犬上郡の総称でございましたけれども、同じ福祉圏域として、同じ福祉サービスを受けてきました。しかし、10月から福祉サービスの制度が変わると同時に、彦根と愛知・犬上との介護サービスの内容が違うため、利用者である障害者および家族が困っています。早急に調整し、同じ条件でサービスを受けられるよう要望いたします。

特に、日中一時支援事業について、彦根市は10月から実施されましたが、愛荘町は1カ月おくれの11月からとなりました。また、日中一時支援事業の事業所として認定したところが、彦根と愛知・犬上で違っているため、同じ事業所で介護してもらおうと思っても、愛荘町の障害者は受けられないということが起こっています。同じ圏域で同じサービスが受けられるよう、要望いたします。

第3は、障害者の親に介護サービス体系が大きく変わったことの説明会および個々への介護サービスの通知を早急にしてほしいということです。

親は、支給時間が何時間もらえるのか、どのような介護サービスが受けられるのか、知りたい。通知が遅いため不安となり、行政に対する不安となります。

愛荘町の福祉課内の障害者担当が少ないため大変だと思うのですが、課内で応援するか、臨時職員を入れるかしてでも、制度変更に伴う福祉サービスがスムーズに移行できるよう、早急に仕事をして、親への説明と通知をしてほしいと思います。

第4は、愛荘町も借入金の償還補助しているステップアップ21の問題です。

町長は、この事業所を以前見て、立派な建物だと感想を述べられていましたが、問題はその中身です。

ステップアップ21は、三障害の地域障害者支援センターとしての役割を持っているのですが、十分に果たしているとは言えません。愛荘町の障害者の利用者の中には、介護サービスの時間をもらっていても、ステップアップ21が引き受けてくれないから介護サービスが利用できなくて時間が余っている方がおられます。愛荘町の利用者が利用できないのはおかしいと思います。一度、利用者の視点で、ステップアップ21が愛荘町の利用者が介護福祉サービスを最大限受けられるよう、強く要望いたします。それが第1点でございます。

第2点、特別養護老人ホームについて、その後の報告を求めます。

9月の議会で、私は、特別養護老人ホーム(ハッピーライフゆりの郷)への債務負担行為について「十分な審議がなされていない、もっと審議すべきだ」と言って修正動議を出しましたが、賛成少数で否決され、債務負担行為は決まりました。

その後、特別養護老人ホームは県に申請されたと思いますが、どのような申請を出され、そのような認可を受けられたのか、報告を求めます。

全員協議会で、町長は19の項目を挙げて、特別養護老人ホームに町が補助する必要性を訴えられました。また、特別養護老人ホームの資金計画および平成20年度から平成23年度までの事業活動収支見込内訳表等々の資料を提出され、説明されました。その結果、9月の議会で1億6,800万円の債務負担行為が決まったものであります。

説明されたとおりであるならば問題ありませんが、県への申請に変更があったり、県の認可に変更があるならば、議会に対して報告を求めたいと思います。

4月からの介護福祉サービスの大幅な変更により、事業所の運営が大変だと思います。2年後には、特別老人ホームには常勤の医者を置かなくてはならないと言われております。

再度、町長に確認いたしますが、19項目の中で19番目に「幸忍会代表者から今後運営補助について町に再度の依頼をしない旨確約書をいただいている」と書いておられます。このことが守られるよう要望し、町長の意見を聞きたいと思っております。

第3点の質問でございます。

9月26日、法務省から平成18年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」実施要領が発表されました。国民の間には広く

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について（の関心と認識を深めるため、毎年12月10日から同月16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間とすることとし、国および地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする）となっています。

町として、この啓発週間に具体的な取り組みを考えられているのか、お尋ねいたします。

私は、6月議会の一般質問で、経済制裁と拉致被害者の救出についてを質問いたしました。それに対して町長は、「町政に専念する傍ら、許されるなら、私自身も日本国民の一人として、呼びかけ人となり、賛同者があればともに北朝鮮を訪ねてほしい」と思っております。拉致被害者のご家庭も高齢であり、このままでは時間が経つばかりであらゆる努力を惜しんでほならないと考えます。」と答弁されました。それならば、愛荘町は、この拉致問題に積極的に取り組む町として、講演会、シンポジウムを開くなど、住民参加の積極的な啓発活動に取り組まれるよう要望し、質問いたします。

ありがとうございます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)河村議員のご質問のうち、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取り組みについてお答えいたします。

去る6月議会におきまして、河村議員のご質問にお答えいたしましたときから、この半年で随分と情勢が変わりました。あの時点ではこの問題について、私は、北朝鮮の我が国は輸国として友好関係を築き、平和的に解決した方が両国民にとってメリットが大きいと考えていましたので、制裁措置については、過去の歴史からかんがみても武力紛争に発展しかねない強硬策をとることには反対との考えを申し述べました。そして、許されるのなら、微力ながら北を訪問し、橋渡し役の一端を担うことも辞さないというようなことを申し述べたところであります。

ところが、北朝鮮は、突然7月5日未明、複数回にわたり弾道ミサイルの発射実験を断行いたしました。さらには、10月9日、猛反対の国際世論が渦巻く中、核実験を強行し、世界じゅうから非難、抗議が殺到いたしましたところであります。

我が国から最も近い国でこのような行動をとる北朝鮮に対し、平和憲法のもと非核三原則を守っている我が国民の感情は怒りの極に達しました。このようなときに友好的国際交流など、今、現時点で望むべくもないと考えているところであります。

さて、我が国は6月に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、北朝鮮に対する制裁措置の根拠を定めるとともに、国および地方公共団体の責務や拉致問題に対する関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の設置などが定められました。その啓発週間は12月10日から16日までとされ、国および地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされたところであります。

ただ、この問題は、国際的な問題であると同時に、国家間の問題でもあり、国際社会や国と連携して取り組むべき課題であり、その情報も国を通じてしか得られません。この10日から始まる週間に、愛荘町独自の取り組みとしては困難であります。今後、町としてどんな啓発活動ができるのか、他団体の状況も参考に、可能性があるか検討していきたいと考えております。

それから、特別養護老人ホームについて、確約書についてのご質問でございますけれども、先般、議決いただきましたこの建設補助について、確約書は確かにいただいておりますけれども、それが議会の議決が無効になるというようなものでは決してないというふうにご検討いただいております。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)続きまして、議員の質問のハッピーライフゆりの郷に係る県への補助金交付申請の内容であります。当初計画との変更点や補助金のない状況は、先ほど辰巳議員への答弁のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

また、特別養護老人ホームに2年後に常勤の医者を配置しなければならないとの議員のお話ですが、国・県の方へ尋ねましても、そのような方針は今のところ出していないことを確認しております。よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長村西作雄君登壇〕

○健康福祉課長(村西作雄君)それでは、私の方から、障害者自立支援法が施行され10月より介護サービスが大きく変わったことについて、町の対応についてお答えをしたいと思います。

○議員(久保田九右衛門君)議員の質問のうち、介護保険の負担軽減についてお尋ねいたします。

より取柄は、里戻訪問介護サービスの半価加算では身体介護サービスの又は補助介助増の要望についてはの答へをいたします。

重度訪問介護サービスを受けられる方は、障害程度区分の1から6のうち4以上で、二肢以上に麻痺があるなど条件が厳しく、本町において該当者は8名です。

この重度サービスは、身体介護サービスと比較して、外出支援のサービスが付加されていることが大きなメリットがありますが、議員ご指摘のとおり、この使いやすい重度サービスの1時間未満単価が身体介護サービスの4割の1,600円、また、3時間未満単価では身体介護8,050円に比して、重度サービス4,800円というのは周知のとおりです。この重度サービスは、重度の身体不自由者に対して日常生活で生じるさまざまな介護の実態に対応するためのサービスで、国では、このサービスは比較的長時間に及ぶとの予測から、短時間予測の身体介護サービスと単価設定を変えているものです。しかし、単価が安く、サービス事業所の参入が少ないのも事実であり、今後、県がこれら重度訪問介護サービス事業所の指定機関であることにかんがみ、県を通じて国に、実態に即した単価改正を要望していきたいと考えております。

また、身体介護サービスは、重度訪問介護サービスの2分の1の時間上限設定については、時間単価により決定したものでありますので、ご理解をお願いします。

次に、彦愛犬1市4町で同一のサービスをとの要望であります。10月からの自立支援法の本格実施まで準備期間が短かったことにより、本来は、県湖東地域健康福祉部がその調整をしていただくべきでありますが、彦根市が準備先行し、その後、愛犬4町が追随した経緯があります。彦愛犬管内の供給可能サービスは限られており、特に、本町を含む愛犬4町の日中一時支援事業については、県にその調整をお願いします、その調整の上に立って拡大する方向で進んでいきたいと考えております。

次に、介護サービス体系が変わったことの説明会および個々への介護サービスの通知を早急にしてほしいとのことでありますが、9月までに申請のあった75名の方には、9月30日付の配達記録郵便にて、受給者証、説明チラシを送付させていただいております。

なお、10月以降、電話や面談による個々の相談や希望グループでの説明会開催に応じており、現在のところ、全体説明会を開催する計画はありません。

最後に、ステップアップ21の件であります。設置当初から、彦愛犬地域に居住する知的・身体・精神障害者児、すなわち三障害を持つ方が、それぞれのライフステージに応じた援助を継続して提供できることを目的に設置され、社会福祉法人とよさとその運営を担っていますが、国の障害者施策にあっても、措置制度から平成15年度からの支援費制度、さらには、今年度からは障害者自立支援法に基づく制度へと大きく変貌してきました。また、このことから、当時と比べ民間事業者やNPO法人、社会福祉法人等の障害福祉サービス部門への参入も増えてきたのは事実であります。ステップアップ21を運営する社会福祉法人とよさは、本年10月からの自立支援給付制度への本格移行に伴い、自立支援給付として生活介護事業や居宅介護事業を、さらには、地域生活支援事業として委託相談支援事業や活動支援センター1型、2型の運営や移動支援事業者としての事業および県事業のセーフティネットの事業をされております。

今回ご指摘のステップアップ21はサービスを引き受けられないとの声には、例えば居宅介護事業の行動援護では1対1の対応が必要となり、民間事業所ではそのほとんどが経営的に成り立っていかないため、ステップアップ21にその業務が集中し、そのことで居宅介護事業の他事業への展開余力が30%程度に落ち込み、この30%の部分で身体介護や重度訪問介護のサービスが実施されていることから、これらのサービスがいつでも提供できる体制には至っておらず、前段の声になっているものと考えます。

このようにステップアップ21は、公的な一面と民間事業所として経営を安定させなければならない両面を持ち備えていると思いますが、これらの解消には、前段でも申しあげましたとおり、自立支援給付の時間単価自体の改正が必要と考えます。あわせて、設置当初の目的もかんがみ、半公共的の事業所としてのあり方を、湖東地域健康福祉部を中心に、管内市町とも今後も論議していきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)5番河村君。

○5番(河村善一君)再質問させていただきます。

まず、北朝鮮の人権侵害問題について、町長に答えていただきました。

最近でも、松本京子さんが17番目の拉致被害者家族ということで認定されたと、こう思います。特に拉致被害者の方、横田めぐみさん、有本恵子さんのご家族の言葉をテレビで聞いたり、いつもしておりますと、今テレビで放映されたりしているのでよろしいのですけれども、実際は、やはり着実な地道な活動をされて今日まで来ているということをかかんがみ、よく言われるのは、やはり風化させてしまくない、忘れないでほしいということを常に言われていると思いま

そういう意味におきまして、愛荘町としても何らかのメッセージを送るなり、あるいは、何らかの発言をしていくという必要性はあるだろうということを思いますので、今後、我々住民も考えていかなければならないし、また、そういう活動をしていく必要もありますけれども、行政としても何かできることがあるならば、そういう活動をお願いしたいというふうに思います。

それから、第2点、特別養護老人ホームにつきまして、先ほど変更点についてお聞きしたわけですが、変更点につきまして、この議会、今は資料はあれですが、やはりどういう点が変更したか、しっかりした資料をまた提出していただいて報告していただきたいというふうに思います。以前に、全員協議会のときに資料をいただいたわけですが、それ以降の内示、最終的に許可されたときになるかもわかりませんが、その資料をちゃんとその報告をしていただきたいと、こう思います。

第3点目につきましてですが、障害者ステップアップ21をはじめとしてのことになるんですが、市町村で障害者福祉計画の第1期計画を平成18年度中に策定することになっていると思います。ステップアップ21をどういう位置づけでされていくのか。地域障害者支援センターとしての地域でのその中核としての役割を十二分に発揮されるよう要望したいと、こう思っております。

当然、利用者の視点も入れて、今後の計画を立てていきたいと、思います。民間、NPO、それぞれが福祉に携わりやっていると、いっているわけですが、それでも補い足りないというような部分があると思います。それぞれの時間をいただいたり、障害者のそういうサービスの時間をいただいても十分にお願ひしても引き受けてくれない現状があるわけで、今後の計画の中でそれを十二分に引き受けてもらえるようお願いしていきたいと、思いますし、計画にそのことを盛り込んでいただきたいと、思いますので、よろしくお願ひしたいと、思います。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩いたします。

休憩午後2時18分

再開午後2時20分

○議長(久保田九右衛門君) 再開いたします。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) 今の議員のご質問で、ハッピーライフゆりの郷に係る変更点等、法人の方から書類が出ておりますので、近く開かれる全員協議会等で説明をさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) ステップアップ21の件で、今現在、管内各市町で障害福祉計画を立てさせていただいております。本町でも計画の検討をしておりますので、これについてもその障害者福祉計画の策定の中で、委員の皆様との議論をいただいた中で、利用者の視点に立った計画づくりというようなことで検討していこうと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(久保田九右衛門君) 暫時休憩いたします。

休憩午後2時21分

再開午後2時31分

○議長(久保田九右衛門君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇小川勇君

○議長(久保田九右衛門君) 7番小川勇君。

〔7番小川勇君登壇〕

○7番(小川勇君) 7番小川勇、一般質問を行います。

私は、先の6月定例議会で、秦荘中学校の学校給食を愛知中学校と同じように実施をしていただきたい、それはいつごろから実施される予定であるのか、これに伴って給食の調理は自校でされるのか、それともセンター方式でされるのかについて、できればセンター方式、町内の学校給食を1カ所に集めたセンター方式を実施するのがよいのではないかと、このような私の考えも含めて質問させていただきました。そのほかにも、他の業者、一般の業者に委託した給食の方法もあるが、保護者あるいは生徒などは望んでおらないので、できることならこういう方式は避けていただきたいと、こういうようなこともあわせて申しあげておりました。

また、学校給食の食材については、生産者がはっきりとわかる地元産の農産物を採用してほしい。学校給食に採用してほしい。そして、学校給食の充実にあわせ、地域の地元の農業の振興を図るべきではないかと、こういうような

この質問に対して、学校教育課長、執行部の方からは、学校給食運営全般にわたって、給食のあり方検討委員会を7月、近いうちに設置して、委員の意見を取りまとめていきたいので、今ここでいつから実施するとか、どのような給食のあり方をするかということと言えないというようなご返答でございましたので、ここに改めて、それでは給食のあり方の検討委員会でのように検討された、その結果をお聞かせいただきたいということで質問をさせていただきます。これが第1点の給食の問題でございます。

次に、2つ目でございますが、年明けますと2月13日、ちょうど1年が来ます。合併1周年を迎えるわけでございます。この合併1周年を迎えての記念事業を考えているのかということをお聞きでございます。

合併と同時に町の町章、シンボルマークでございますが、これが設定されております。しかし、町の歌、町歌が今設定されておられません。この町歌を設定する考えはないのか。この1周年の記念事業としてこれを設定することを希望し、提案をさせていただくわけでございます。

また、そのほかに町の花、あるいは町の花とか、あるいは町の鳥とか、県とか各市町村など自治体がそういうような設定をされております。これも町のイメージを上げるため、私ほできたらこういうこともあわせて愛荘町のイメージアップをするのと同時に、町民の意識の高揚につながるのではないかと考えますので、ぜひともこういう機会にそういうようなことを考えてもらって、金を使う1周年記念事業やなしに、質素で中身のある1周年記念事業の実施を求めるものであります。

続いて3点目でございますが、3点目は、各集落の自治会の活動支援についてお尋ねをいたしたいと思っております。

集落の自治会の活動は、どの集落においても区長さんが中心になって、評議員とか、あるいは組長とか、班長さんとかなどの区の役員の中で組織がされ、運営されています。この集落組織を利用して、町は各区長さんに広報などのお知らせなどの書類の配布なり、あるいは回覧などをお願いして、町民と町行政とのパイプ役をお願いしている大事な組織であると。この集落の組織を利用することによって、また、行政経費が節減されている。一々郵送なり、配布なりしていると経費がかかりますが、その区長さんを通じて集落組織を利用するために、この経費が節減されている。町にとっては欠かすことのできない最も重要な組織であるのではないかと、私は認識しています。

ついては、この重要な集落自治会の組織活動について、その支援補助金ほどのような形、あるいは算出基準で考えておられるのかをお聞きするものでございますとともに、集落をつかさどる区長さんの手当というのですか、そのお礼等の算出は、あわせてどのような基準でお支払いされるのか、これをお聞きするものでございます。

そして、あわせて今申しあげましたように、各集落には組という組織もございますので、組内の回覧、伝達をする回覧板、そういうものをこの1周年という何ですが、これを記念してというのですか、これを機会に各集落の区長さんに、集落の組織に合わせた回覧板をつくって配布していただければ、なおいいのではないかと私はこのように思いますので、あわせてお願いとともに提案をさせていただきます。

そして、最後の私の質問でございますが、町職員の派遣などして、人事の交流を考えてまいいということについて、町長に意見を求めたいと思っております。

今、国では、地方に権限を移譲して市町村の合併、あるいは広域行政を進めている中でございます。そういう中で、複雑で多様な町民からの求めに対応できる専門的知識を持った職員を求められているときとなってまいりました。このことからして、町職員の資質向上を図るため、国・県あるいは隣の市町村へ職員を派遣して、また、相手からもまた職員を受け入れて交流を図り、職員の資質の向上に努めて町からのいろいろなニーズという複雑多岐にわたるニーズに対応できる職員の育成に努めていただきたいと、こういうことで職員交流について私は提案をさせていただくものでございます。

以上、4点を質問いたしましたので、それぞれの関係者からのご答弁をお願い申し上げまして、簡単ではございましたが私の質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)小川議員のご質問のうち、職員の人事交流についてお答えさせていただきます。

地方分権が進展し、住民ニーズが多様化する中で、これからのまちづくりは、みずから考え実践できる専門的知識と柔軟な対応が町職員に求められ、職員の資質向上と研修は不可欠と考えております。

今までのように、国や県が補助金をつけて講じる各種の誘導策に乗じて事業展開しておれば、ある程度他団体におくることがなく住民サービスが提供できた時代は過去のものとなってまいりました。これからは知恵比べ、実践力が物を言う、地域間競争の時代であり、能力によって地域格差がますます増大する世の中になってまいりました。その結果は、住民の暮らしにストレートに反映されることから、情報収集能力、企画力、実行力のある職員を養成する必要性を痛感いたして、アジェンダとしております。

今年度の職員提案のテーマは、「私が提案する行財政改革プラン」とし、全職員から提出をいただきました。中には素晴らしいアイデアもたくさんあり、早速実行に移したものもあります。井の中の蛙とならば新しいノウハウも改善点も見えず、発展はありません。そういう意味で、職員の交流は必要であります。

2町合併いたしました今年度は、他団体との交流こそありませんでしたが、すべての分野で究極の人事交流を実施したのと同じ効果があったと考えております。すなわち、隣同士の町でありながら、施策や仕事の進め方など、大きな違いを職員自身が身をもって体験し、驚きの毎日であったと言っても過言ではありません。合併のもう一つの効果として、今までの常識が覆されたことによって、新たな進歩があったと確信しているところであります。

しかしながら、単なる改善だけでなく、これからの新しいまちづくりは、知恵と工夫、決断力を持って先進的な取り組みにチャレンジできる職員を必要としています。今後、県との派遣交流や大学院への社会人派遣など、職員のレベルアップと活力の導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長(久保田九右衛門君)総務課長。

[総務課長山田清孝君登壇]

○総務課長(山田清孝君)合併1周年の記念事業についてお答えをさせていただきます。

合併1周年の記念事業の開催および町の歌、また町の木、花、鳥等を新町での設定の関係でございますが、まず、合併1周年の記念事業につきましては、経費的なこともあり、今のところ考えておりません。

なお、町の歌、木、鳥等につきましては、総合計画を基盤とする新町のまちづくり計画等を先に優先して進めておりますので、ご質問のイメージアップ関係につきましては、今後、検討委員会を設置し協議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、集落の自治会活動の支援についてお答えをさせていただきます。

各自治会等の活動支援を目的に、まちづくり交付金を交付要綱に基づき交付いたしました。その交付金のうち、文書等配布手数料分につきましては、区長等のほか配布実数5戸以上のアパート等に配布する者に対して交付するもので、当該年度の4月1日現在における各自治会の文書等、全戸配布実数を単価とし、1戸当たり2,000円を乗じた金を交付し、また、地域活動交付分につきましては、4月1日の現在における各自治会の世帯数割に交付額とし、100世帯以下につきましては10万円、101世帯から200世帯までは15万円、201世帯から300世帯につきましては20万円、それから301世帯以上につきましては25万円と、人口に人口割の単価500円を乗じた金額の合計を交付したところでございます。

なお、このまちづくり交付金につきましては、合併後3年をめぐりに内容を見直す予定でございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

また、区長等の報酬算出基準につきましては、平均報酬額を20万円として、59自治会あるわけでございますが、そのうちの50%を均等割に、残り50%を世帯数割にという形で積算し、今後交付してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、ご提案がございました自治会の隣組の回覧板につきましては、旧町の手持ち分が若干ございますので、これを使い切ってからまた新たに検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

[学校教育課長辻孝志君登壇]

○学校教育課長(辻孝志君)学校給食、特に愛荘町における学校給食のあり方検討委員会についてのご質問でありますけれども、検討委員会の委員を先般、委嘱させていただき、第1回目の検討委員会を過日、11月27日に開催させていただいたところでございます。当日は、正副委員長さんのご決定や、今後の進め方について協議をさせていただいたところであります。

愛荘町としての学校給食のあり方につきましては、今後、委員の皆様方の6回程度の委員会や、現在あります給食センター、自校炊飯の施設のご確認などをさせていただき、ご協議を重ねていただきながら、町総合計画との整合性を図り、平成19年8月末には委員会からご提言をいただくよう計画をいたしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、現状報告とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)7番小川君。

○7番(小川勇君)7番小川です。

学校給食のことについて再度ご質問を申し上げます。

6月の議会で言うておったのが、この11月に委員会をしたというのは、かなりその間の準備期間があったんやないかとは思うのですが、余りにもどうか、もうちょっと中間報告でもいただけるかなと、こう思っております。最終結論は

出ていなくても、今の報告でやや意外に思っておるところでございます。

もう既にご承知のとおり、合併協議会の中では速やかに協議するというような字句が入っております。その速やかとはいかにということになるのですが、半年過ぎても何で速やかと言えるでしょうかと、私は疑問を思うところがございます。それは何といたしましても、早く結論というのですか、協議を重ねていただいて、秦荘中学の生徒は学校給食がない、愛知中学の生徒には学校給食がある。同じ町で同じ教育委員会の中で、こんな形は出発は無理やと思うけれども、まだ1年たっても2年たってもとは申しませんが、旧態依然のままに続けるということは正常な形でない、こう私は思います。

そういう観点からいたしましても、ぜひとも早急に結論を出していただいて、そしてやっぱり合併協議会でも出ておりますように、速やかという言葉がござりますように、早く結論を出して、あり方検討委員会を急いでいただいてという何ですが、早急に私が申しあげている趣旨に考えを進めていただきたいということをお願い申しあげたい。今聞きますと、来年の8月にまとめたいと、こんなことをおっしゃっているんですが、これは既に出発がおこなわれているのですから、これは8月の結論は遅いと思うのです。普通ならこれでええかなと思うのですが、それを特に申しあげて、学校給食のことについてはこのことで終わらせていただいて。

あと職員の人事の交流、大変私は町長さんご答弁いただきまして、まちづくりは職員づくりからと私はこう思うのですが、そういうようなことを思っておりますし、ぜひともこういうできる範囲の中で交流を深め、職員の資質を向上する。それが町民のサービスに私はつながっていくし、合併してよかった、やっぱりこういう難しいことでもちゃんと対応してくれる職員やと、職員が信頼される愛荘町の町職員であったら、私は立派な町がまたつくられていくのでまいいかと、こういうふうに確信をしておりますので、ぜひともひとつよろしくお願いしたいとこういうふうに思います。記念事業なりにつきましては、趣旨をわかっていただきましたので、この委員会に諮らして、ぜひ実現が1つでもできたらありがたいと思っております。

各字の支援活動についても、集落の自治会活動についても、ご答弁、報告がございましたとおりで、ありがとうございます。

以上をもって、私の再質問を終わりますので、もう一言だけ学校教育課長からそのことについてご答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)学校教育課長。

○学校教育課長(辻孝志君)ただいま議員からご指摘がありました点、肝に銘じまして、早急な結論を出していただくような形で今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申しあげたいと思います。

◇上林貞君

○議長(久保田九右衛門君)2番上林貞君。

[2番上林貞君登壇]

○2番(上林貞君)2番上林貞、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、いじめ問題についてお尋ねいたします。

今、まさに日本全国で問題になっているいじめについてお尋ねいたします。

今、子どもたちの世界でいじめという卑劣な、また、他人に対しての嫌がらせにおいてそれを苦に死を選ぶ子どもたち、また、世間の注視を引きつけるがごとく自分から命を絶つ子どもまでが、いる現実、その上には、教育者の校長までもがいじめ関連のことでおのずから命を絶った事件、いじめ問題を過去に聞いたことはありましたけれども、こんなにも深刻な状態、また、大きな衝撃を覚えるのは今までにこなかったようにも思います。

先のマスコミの記事から、県教育委員会のいじめに対する緊急実態調査について発表されました。今回は明確ないじめだけに限定せず、広く報告を求められたということで、いじめの疑いも含めて1,207件あったとされました。その内訳は、小学校139校から626件、中学校71校から501件、高校など県立学校28校から80件あり、1校につき最も件数が多かったのは、小学校で39件、中学校で55件、高校で12件だったということでした。もちろん、いじめゼロであった学校もあり、小学校で92校、中学校で29校、県立学校で33校ということでした。

滋賀県内では、自分の命を絶つまでのこの種の事件は今のところありませんが、いじめられた側には大変つらく、寂しさや悲しさいっぱい毎日だと思います。いつ何とき、最悪の事態になるかもしれません。

こうしたことで、愛荘町の各学校、愛知高校も含みますが、こうした状態において実態はどうか、また、あるとするならその対応についてどのような指導をされるのか、お尋ねいたします。

2点目、学童保育についてお願いします。

近年、核家族化やそれに伴う夫婦の共稼ぎ、あるいは少子化により、放課後の児童のあり方に学童保育の利用が

年々増えてきています。

町内において、愛知川地区にあっては、愛知川小学校区学童保育所として総称「えちっこクラブ」、愛知川東小学校区学童保育所としては「イーすとキッズ」で、双方とも学校敷地内において専属の建物の中で保護者の皆さんが中心となって、関係者のご理解と協力のもと運営されています。現在、対象はどちらも1年生から6年生まで、平日、下校後から18時30分までの預かりということです。

また、秦荘地区にあっては、主として地区内3保育園において、1年生から3年生までを対象に児童を預けられています。保護者の皆様におかれましては、安心して仕事に励むことができ、子どもたちも友達とともに楽しく家族を待つことができます。最近では、放課後、子どもたちの居場所として学校の延長とも言うべき姿になってきているようにも思います。

しかし、愛知川地区と秦荘地区における取り組み方は、今のところ全く違った内容であります。子どもたちを受け入れる体制および町の補助について、若干公平でないように承っています。このような状況のもと、学童保育について今後の考え方を担当の社会福祉課にお聞きいたします。

3点目、岩倉川および宇曾川のしゅんせつ工事についてお尋ねいたします。

6月の定例議会一般質問の中で、私が取り上げました町内河川の状況の中から、関連する地元からも早期の工事執行に強い要望があります。特に岩倉側と宇曾川のしゅんせつ工事について、県に早急に要望されたい旨のことをお願い申しあげましたが、その後の対応について前進があったのかをお聞きいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)学童保育についてお答えをいたします。

学童保育事業につきましては、旧愛知川町区域では、放課後児童健全育成事業として、愛知川小学校区は「えちっこクラブ」、愛知川東小学校区は「イーすとキッズ」として、それぞれの学校内に施設を設け、年間を通じ事業を実施しています。

一方、旧秦荘地域では、長期休業期間内は放課後児童保育対策事業として、旧秦荘町内の3保育園で実施し、長期休業期間、夏休み、冬休み、学年末、学年始めにつきましては、秦荘幼稚園を利用して長期休業期間中保育対策事業として実施しております。

旧両町のいずれも原則的には小学校1年生から3年生までを対象に実施しておりますが、希望があれば、旧秦荘地域では兄弟姉妹が入所している場合は4年生まで、旧愛知川町地域では6年生まで、入所することができます。

また、その運営形態につきましても、旧愛知川町では、保護者の方を中心として指定管理者制度のもとに運営されていますが、旧秦荘地域では、保育園への委託および直営となっています。

以上のことから、当然、その運営費等に差異がありますが、愛荘町の児童としての対応は差異のないよう心がけているところであります。愛荘町としての児童健全育成対策として、学童保育を一日も早く確立していかなければならないと考えておりますが、現在、厚生労働省と文部科学省におきましてそれぞれの施策が打ち出されていますが、その内容もまだ未確定な部分もあり、今後は国等の動向を注視するとともに、今日までの両町の経過を踏まえ、関係機関等で十分議論してまいりたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)続きまして、岩倉川および宇曾川のしゅんせつについてのご質問であります。しゅんせつにつきましては、宇曾川と岩倉川だけでなく、愛荘町の10の河川すべての河川について言えることですが、改修された河川の計画断面に現況断面を乗せると河床が洗掘され、下がっているという現象が多く発生しています。例えば、ご指摘の岩倉川やみな川は河川勾配がきつく、流速の速いところについて河床が洗掘され粘土層のところが見受けられます。ひどいところでは洗掘されたことによって護岸ブロックの根固め部分が露出し、護岸壁が崩れる寸前のところもあり、県に補修の要望をしているところです。県の話では、逆に、河床が洗掘されているところには河床を守るために土砂等を敷きたいとのこと。

また、先日のことですが、地域の住民さんと県職員の現場における会話の中で、土砂や草木が堆積しているので除去してほしいとのお願いに、「堆積した土砂は河床が洗掘されたことによって堆積したもので、それをしゅんせつで除去すれば、逆に川がますます深くなっていきます。堆積した土砂を除去することによって、より一層洗掘され、護岸が崩れる危険性もあります」と説明をされたら、なるほどと理解もされたそうです。確かに、しゅんせつが必要なところは部分的にはありますが、基本として河跡の30%以上が開塞されたところからしゅんせつされることになっていま

す。今年度は、岩倉川の日加田地先や不飲川の中山道上流をしゅんせつしていただき、宇曾川については愛知県消防署近辺の流木と竹林の伐開をしていただくことになっており、これらについては既に入札執行をされています。今後も県とともに河跡の状況を見ながらしゅんせつ等をしていただくことになっておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

〔教育長川口繁君登壇〕

○教育長(川口繁君)いじめ問題について答弁をいたします。

ご指摘のように、いじめは、たとえいたずらや悪ふざけであっても、被害者にとっては深刻な不利益を受ける場合が多く、登校拒否の要因になったり、場合によっては自殺にまで至る許されない行為であります。

愛荘町のいじめの実態ですが、各小・中学校で教職員挙げての指導に努力をしていますが、解消は完全に実現できていないのも現実でございます。最近の調査では、深刻ないじめの報告はありませんが、いじめが心配されるケースの報告が小学校から7件、中学校から9件挙がっており、現在それらの指導を進めているところでございます。そして、教育委員会といたしましても、個々のケースにどのように対応しているか、心配される子どもは元気に学校生活を送れているのか等、その都度、調査を求めているところでございます。

また、いじめの心配が認められなかった学校においても、行き届いた調査ができていたのか、調査方法に問題はなかったのかまで詳しく調査をしております。

日ごろから学校においては、道徳教育、人権教育、生活指導の場で、いじめを許さない仲間づくりや学級づくりを進め、そのほか個別相談など実施をしていますが、いじめは未熟な成長過程にある子ども社会の中では発生する可能性があるものと考えていかなければなりません。このため、学校教育を積極的に進めていくとともに、いじめの防止のためには、家庭や学校で子ども観察をより細かくし、子どもの変化に気づくことが極めて大切であろうと考えております。

また、先般出されました子どもあて、保護者あての文部科学大臣からのお願いの文書を配布いたしております。保護者あての文書の中でも、家庭でもいじめ問題についてしっかり認識し、1つしかない命、無限の可能性を持つ子どもを大切に育てようと訴えております。

町教育委員会におきまして、「子どもたちのSOSをキャッチしましょう」と広報誌で家庭、地域にいじめの早期発見のためのポイントを提示し、未然防止に努めているところであります。学校、家庭、地域で子どもを見守り、早期発見できれば指導の手だてはあり、いじめを防止することは可能であると考えているところでございます。

最後に、いじめに遭い、相談もできないで一人悩み苦しむ子どもを救う手だてとして、12月9日より町教育委員会による子ども電話相談窓口を開設できるよう、現在準備を進めていることを報告いたします。

なお、愛知高校のいじめの実態につきましてはつかんでおりませんので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)2番上林君。

○2番(上林貞君)2番上林、再質問をお願いします。

今、いじめの問題でご答弁いただきました。このいじめについては、最近、国の取り組みについて、いじめた側の出席停止処分、さらには、見て見ぬふりをしただけでもこの処分に適用するとか、対策を急ぐ案件が出されています。しかし、子どもたちの意見を反映されたものでないように受けとめられますし、また、いじめの判断の基準とか、さらには疑いをかけられた子どもたちの心の傷も残り、大人不信に輪をかけ、逆切れする可能性もあります。そして、将来的に処罰の対象とされたことが、その子の進路にも影響しかねないこともあると専門家は指摘しています。国の対策はいじめ撲滅の手段として、まだもう少し時間がかかるように思います。

過日、町民会議主催の明るい家庭地域づくり推進大会が愛知川公民館大ホールで行われ、南修二先生を招かれて記念講演をされました。その先生の生い立ちを過去から現在までの生き方、人生の過程を中心にお話しされました。実は、先生も兄弟の中で比べられての劣等感から自分を見失い、非行に走った経歴を持たれ、とことん自分との戦いや、また、反社会的な物の見方をされてきたけれども、ある日、自分の本音を聞いてくれる人のひと言で立ち直れたと言われました。自分を認めてもらうひと言で人は立ち直れる。おおよそ、非行少年の心の奥に潜むもの、それは、なぜその少年が行動を起こしたのかでまなく、なぜそうさせているのか、その心の奥のケア、心の叫びを受けとめてくれる人が1人でもいれば非行は直ると言われました。

いじめの問題も同様に、いじめの初歩的なことは他人との比較であり、おおよそ、人との違いを言われることから始まるのではないかとということです。すべて人は他人と違うことを認識することが第一歩であり、町内各学校において、

人権学習の必要性を感じます。そして、子どもたちみずから、いじめをなくそうと行動を起こし、他人を認め合うことの大切さを学んでいただきたいと思います。

ところで、全国的にいまだいじめは大きな問題で、自殺する生徒や児童が後を絶たない深刻な問題であります。この最悪の事態までは、今のところ町内にあってはございませんが、自殺行為は絶対にはありません。命の大切さおよび人権学習について、ふだん学校での指導状況について、教育委員会からの見解をお願いいたします。

また、学童保育について再質問をお願いします。

ただいま、社会福祉課から学童保育について答弁いただきました。

愛知川地区と秦荘地区の現在の対応の違いは明らかです。今後、できるだけ格差がない支援方法をとられるように努力されることをお願いいたします。

ところで、現在行われている学童保育と呼ばれている厚生労働省が推進する放課後児童クラブに似た事業に、文部科学省の放課後子ども教室を一体化するというので、子どもが安心して遊べる居場所づくりや、子育ての負担軽減による少子化対策につなげることを目的として、文部科学省が来年度から放課後子どもプランを全国すべての公立小学校で実施されることになるとのこと、各学校の空き教室を利用して、教員OBや地域住民が勉強やスポーツのプログラムを用意して、児童が放課後を学校で過ごす環境を整え取り組んでいけるようなこうした考え方を持たれています。このことについて、今実施の愛知川地区、秦荘地区における学童保育の相対性との関連を含めて、当局の試案をお聞きいたします。

○議長(久保田九右衛門君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君)学童保育の再質問でございます。

正規な文書を私は見ていないのですが、インターネット等で見ておりますと、文部科学省と厚生労働省は、来年度から全国すべての公立小学校で放課後も児童を預かることを決められたと。スタッフは、教員OBや地域住民で勉強やスポーツのプログラムを用意して、児童が放課後を学校で過ごす環境を整えるほか、共働き家庭の子ども向けには、さらに時間を延長する。そして、利用料や開設時間は市町村に異なるが、全児童を対象にした時間帯の利用料は無料になる見通しと。さらに、今回の事業は、これまでの学童保育を引き継ぎ、活動場所をすべて小学校内に移した上で、これまで実施されていなかったすべての地域に学童保育を広げる意味合いがあるというようなところも流れております。

こうなりますと、仮に旧の秦荘町の両小学校が空き教室を利用してこの事業をしたとしますと、また、愛知川の方で今やっています放課後児童健全育成事業での整合性もまた異なってきますので、そういった問題を十分検討しながら、まだまだ国の方から詳細な要綱等も来ておりませんので、そういったものが来ましたら十分関係機関と議論しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)日ごろの人権教育についてのご質問でございますが、ご承知のように、各学校におきましては、それぞれの発達段階に応じた学年別、学校別のカリキュラムのもとに社会認識や文化教材等を通した、そうした人間の生き方等も加えながら学習をしておりますが、それとは別に、また暮らしの中というのでしょうか、学校生活の中で自分たちの問題点を見つけて、それをどういふふうにしていくかということについても考えさせていくというような、そうした臨機の実践の取り組みも含めて指導をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)2番上林君。

○2番(上林貞君)再々質問をお願いします。

町長のお考えを伺わせていただきます。

ただいま、学童保育について、教育委員会また社会福祉課からもご答弁いただきました。今後の国の施策等がかんがみて、学童保育も大きな進展を図る前のステップとして転換期に入ろうとする時期にされていると考えられます。この学童保育についての支援助について、村西町長は、最近発行されたある折り込み紙において、町内公私合わせて6施設の保育所があるが、今のところ待機児童はなく、小学生の学童保育の要請が高まっており、これの充実を図っていくことが必要であると、紙上にコメントされておられました。ちょうど私もこのことに関心を持ちましたので、あえてここで質問させていただきたいと思うのですが、今も発表がありましたように、愛知川地区における学童保育は、学校の敷地内に独自の施設を持たれ、放課後子どもプランなど、事業の移り変わりに対応できそうに感じますが、しかし、秦荘地区における学童保育については、先ほども説明させていただきましたし、してもらったのですが、特にあくまでも保育に欠ける子どもたちを対象に学童保育が受けられるとのこと、だれもかれもが学童保育を受けられるとは限りません。こうした面でも対応がかなり難しい現状を感じます。こうした中で、町長の学童保育に対

する今後の考え方を質問とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)学童保育は就学時の保育環境ということでございますし、保育所は未就学の子どもの保育ということで、2つのあり方はやはり別々に整理して考えんとあかんのかなと、まずは思っております。

未就学の子どもの保育施設につきましては、保育所によっては満杯のところもありますが、町全体としては充足ができていくというふうな考えておるところでございます。

今般のこの学童保育のあり方についてでございますけれども、旧愛知川地区のこの学童保育のあり方は、大変すばらしいやり方をやっておられるというふうに私は評価しております。両方ともNPOで、しかも学校併設のところには預かれるというのは、これは民の力もおかりしながらいい方法だなということをつくづく思っております。一方、旧秦荘地区は、その辺が不十分といいますか、保育所に預かっていただいている。子どもも移動しなければなりませんし、また、子どもを預かってくれる立場の人たちも、保育所と両方ということでは十分とは言えない。環境もやり方もとりあえずしのぎというような感じを受けておるところですけれども、愛知川地域でのやり方を参考にしながら、このあり方を考えていかんとあかんのかなと思っております。

今般のこの文部科学省が突如、放課後子どもプランというようなことで、小学校内で無料でやるというふうな提案がなされたようではございますけれども、私自身もまだ詳しいものは全く見ていませんし、少しこれは戸惑いを感じているのが正直なところでございます。本当にそれが無料でどうして預かれるのかといったところ辺、費用の負担もあります。また、小学校内での受け入れも非常に難しいのではなからうかという。学校教育の現場でありますから、先生との関係もあります。その辺の整理を十分しないと、構想としては、それは実現できればすばらしいですけども、実現性としてあるのかどうか、十分見きわめていく必要があるのではないかとこのように考えているところです。

◇小杉和子君

○議長(久保田九右衛門君)続いて、12番小杉和子君。

〔12番小杉和子君登壇〕

○12番(小杉和子君)12番小杉和子、一般質問をさせていただきます。

宇曾川河川敷の清掃についてお尋ねいたします。

宇曾川ダムより川久保地先まで7つの1級河川が合流しております。一たん増水すると濁流が渦巻き、大変な状況になります。今年1は心配しました台風もなく、梅雨の長雨はありましたが、大過なく過ごさせていただきました。河川敷の状況は、樹木やヨシが生え、川とは思えない様相です。久しぶりに帰省された方々がお話しになるのは、昔の宇曾川はきれいな水が流れ、魚が泳ぎ美しかった。ダムができ、道路が整備されてよくなったこともありますが、川そのものは、木や草が生い茂り、流れは細くなり、どぶ川のようなと言われる。

1級河川は、管理される国や県の子算がないとしゅんせつしてもらえないかもしれませんが、町として、川の中の木や草を取り除くことぐらいはしてもらえるのか、お尋ねします。

堤防にしましても、島川地先より蚊野外に至る左岸堤防は、幅2mぐらいのところは3カ所ほどあります。川から伏流水がわき出ているところもあります。適切な河川管理をお願いするとともに、台風など出水時ダムがあげられますと濁流が渦巻き、河川中の木や草が流れを妨ぎ、堤防決壊などの災害を招きます。左岸、右岸どちらが切れても相当被害が予想されます。天災であっても、適切な管理がされていなかったら人災と同じです。町当局の対策、対応をお尋ねいたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)小杉議員のご質問にお答えします。

宇曾川河川敷の清掃についてのご質問ですが、愛荘町上における1級河川宇曾川は、上流から五の谷川、南川、安壺川、小増川、みな川、岩倉川、新愛知川の1級河川が川久保地先で合流しています。ここでは7河川の流水が合流するわけですが、宇曾川河川改修において、河積を計算した断面が確保されて既に改修がなされているため、島川地先のひだらい橋から下流につきましては、堤防が決壊するなどの災害が起こることはまずないと思われれます。

議員の質問されている箇所は、ひだらい橋から上流であると思われれますが、合流する河川は南川と五の谷川の2河川ですが、この河川もひだらい橋の上流約200mでの合流となっていますので、それより上流での1級河川の合流はありません。そのことから、下水道の整備された今日においては、きれいな清流であることは以前と変わりないと思われれます。

蚊野外地先の宇曾川河川敷においては、樹木が繁茂していますが、昨年度は国道307号よりファインシーター付近までの間の伐開をしていただきました。今年度は、広葉樹が落葉し草木が枯れて仕事のしやすいこの時期に、ファインシーター付近から金剛寺橋までの約1キ口間の流木と竹林を伐開整備していただきます。既に11月14日に入札執行されていますので、1月末までには、河川敷はきれいになるはずでございます。

また、宇曾川ダムは下流の災害を防止するための治水ダムでありますので、利水ダムのように台風などの出水時にダムが上げられ、濁流が渦巻きながら流れることは、まずないと思います。

今後も県に強く要望して、河川敷の適切な管理をお願いしていきますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長(久保田九右衛門君)12番小杉君。

○12番(小杉和子君)ありがとうございました。今後とも、そこに住む住民のためによろしく願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩午後3時19分

再開午後3時40分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇竹中秀夫君

○議長(久保田九右衛門君)9番竹中秀夫君。

[9番竹中秀夫君登壇]

○9番(竹中秀夫君)9番竹中秀夫、一般質問を行います。

質問の前に、特に私は、この質問に対しましては、これから将来を担う非常に大事な子どもさん等々がこの一般質問の中に含まれておるといようなことで、この質問を十分にかんがみながらお聞き取りを願いたいと、こういふふうに思っておるわけでございます。

それでは、私の一般質問は、これからの日本、あるいは将来の愛荘町を担う子どもたちをまぐも地方教育行政の理念について、愛荘町民が今抱えている疑念を含めてお尋ねいたしますので、町民の皆様に対し、わかりやすく誠実な答弁を求めておきたいと思っております。

去る11月16日付の新聞の朝刊に、「有村国宏後援会だより」が折り込まれておりました。その裏面の下段に「子ども達に夢ある未来を！！」というタイトルで2枚の写真が掲載されておりました。2枚の写真は愛知川幼稚園園児たちが元気に体操やお遊戯をしている実に楽しい写真でした。しかし、その園児たちの中央に、なぜか村西町長と有村国宏氏が、万歳でもしておられるように両手を挙げてひときわ浮かび上がっているのではないですか。そして、この写真が掲載されている後援会だよりは、政治活動用の機関紙であることは明らかであるにもかかわらず、後ろには何人もの幼稚園の先生と思われる女性の姿まで写っているのではないですか。これを見て、大変なことにお気づきになりませんか、町長、教育長。

教育は政治的中立でなければならないと毎日のように報道されているにもかかわらず、町長や幼稚園の教職員までが、政治活動用の機関紙に掲載するための写真に加担するなど言語道断であり、教育の中立性を著しく逸脱した行為である。町立の教育施設の場において、子どもたちを利用した政治活動であり、これでは選挙活動を少しでも有利に推し進めようと画策しているのではないのかという疑念を多くの町民さんが抱いておられます。

このことに対し、村西町長、川口教育長はどのようにお考えなのか、まず、答弁を求めます。

次に、このような神聖な教育の場において、政治活動に加担するような行為がなぜ起こったのか、だれがこのような写真の撮影依頼をし、だれが許可し、その写真を政治活動用の機関紙に掲載することをだれが許可したのかを、川口教育長に答弁を求めます。

また、あの屈託のないかわい笑顔の子どもたちは、お父さん、お母さんのもとより、愛荘町全体の宝であるにもかかわらず、園児たちを政治活動に利用するなど、悪質極まりなく、実に嘆かわしい行為であるが、村西町長はどのように考えておられるのか、答弁を願いたい。

最後に、このような行為は、地方教育行政に関する法律の理念に反する行為で、このような理不尽な行為がまかり通る教育行政では、子どもたちを安心して愛知川幼稚園に預けるわけにいきません。就学前の教育を行う大切な場であり、子どもたちの人間形成にも大きく影響を及ぼす大事な大事な時期の幼稚園という神聖な教育の場を、政治的策略の手段として利用するなど許せるものではありません。その策略に加担した人、許可した人、関係機関の長、依頼した人たちの道義的責任をはじめ、場合によっては行政責任も問われなければなりません。この件につき、

愛荘町民に対し、どのように申し開きをされるつもりなのか、村西町長、川口教育長に再度答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)竹中議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、園児の写真掲載について、選挙活動のために画策したものでないかとのご質問であります。私は、有村氏から、いまだ選挙に出るかどうかが明確な話は一度も聞いておりません。また、今回の後援会だよりの発行につきましても、これをもって直ちに選挙出馬を表明したのかどうか、それもよくわかりません。したがって、私が有村氏の選挙活動を画策したことも、また、後援会だよりの発行を画策したことも決してございません。発行者ご本人がすべて企画し、実行されたものであります。

次に、園児たちを政治活動に利用したのではないかとのご質問ですが、私が愛知川幼稚園を訪問したのは3回目ですが、それこそ屈託のない子どもたちを、恐れ多くも政治活動に利用しようなどということは考えもしないことであります。私は、いろいろな施設や行事のある場所で広報用の写真や報道機関提供用の写真を撮ったり撮られたりいたしますし、たまにはみずからデジカメで撮ることもあります。また、住民の皆様が、いつの間にか撮られた写真をいただくこともままありまして、これらの写真は行事名と日付を入れて大切に保管をいたしております。

したがって、今回の写真も含め、撮られた写真がどのように利用されているのか、いちいち確かめることもなく、活用実態もよくわからないところであります。今回掲載されました写真は、園児たちの輪に入りお話ししたりしているうち手を握って放さない子もいましたが、楽しい瞬間のスナップであります。その掲載が直ちに政治活動に利用したと言えるかどうか、私には判断がつかい兼ねますが、決して政治色の強いものではないと思っております。有村氏は、交通安全の仕事もされてますし、後援会だよりに掲載する写真を撮るといようなことは聞いておりませんでしたし、私は、園児たちとの写真は新聞に折り込まれた後援会だよりを見たのが初めてでございました。

しかしながら、今回の掲載が問題ありと感じられた住民の方がおられることを知りまして、今後、慎重に対応しなければならぬと考えております。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

[教育長川口繁君登壇]

○教育長(川口繁君)はじめに、11月16日付新聞に折り込まれました「有村国宏後援会だよりに」掲載されました愛知川幼稚園の写真についての住民疑念について、その経過を踏まえてお答えいたします。

このことにつきましては、新聞折り込みを見てはじめて知りました。早速、愛知川幼稚園長を呼び、その経緯について報告を求めたところ、11月6日月曜日、午前11時過ぎ、愛知川幼稚園に有村氏より「町長さんと子どもたちと一緒に写真を撮らせてほしい」との電話があり、有村氏は以前から交通安全教室等で来園しお話をいただいております。恐らく交通安全関係に使われるのだろうと思い込んで、どうぞと返答した。11月7日12時20分ごろ、有村氏から、「きょう、これから町長さんと行くからお願いします」の連絡があり、有村さんと町長さんと青年1人が来園された。ちょうど運動会の前から給食後は全園児が遊戯をしていたので、その中に入れ、園児と一緒に撮影されたとの報告を受けました。

教育委員会といたしましては、これまで交通安全でお世話をいただいた有村氏であり、町長も一緒のことであったとはいえ、写真撮影の趣旨や目的について説明を求めなかったことについては、これを承諾した園長に配慮不足があったと判断し、注意を促しました。そしてまた、教育長として、管理責任の上で反省をいたしておるところでございます。なお加えて、結果的には、これらの写真がこのような使われ方をしましたことについて、園児・保護者の方々にももとより、町民の皆様にも疑念を与えたことについて遺憾に存するところでございます。

教育長といたしましては、このことを教育委員会に報告するとともに、有村氏に対し遺憾の意を伝え、今後このようなことがないように通告するとともに、町内各学校・園に対して、写真等の不適切な使用の防止について留意するよう指示をいたしたところでございます。

次に、このようなことがなぜ起こったのか、だれが撮影依頼をし、だれが許可し、だれが機関紙掲載の許可をしたのかについてであります。先の経過説明で申しましたように、写真撮影の依頼者は有村氏であり、その許可は愛知川幼稚園長がいたしました。機関紙掲載の許可については、園長、教育委員会とも求められておらず、許可もしておりません。なお、このような行為がなぜ起こったのかについては、写真撮影許可の段階での配慮不足について反省すべき点があると考えております。

最後の質問につきましては、繰り返しになりますが、写真撮影について、その趣旨や目的を確かめずに許可をした

ことについて反省し、結果的にこのように使用されたことに対して遺憾に存ずるところでございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)9番竹中君。

○9番(竹中秀夫君)再質問をいたしたいと思います。

先ほど、町長の答弁を聞いておりますと、何ら幼稚園に出向いたことについては問題がないというような受け方しかとれないと。また、出馬するとかしないとか、これ町長、当時のこれ新聞ですよ。これ、あなたと有村氏と対談している。これ表面ね。裏面ね、ここに括弧書きの中に、赤堀県議会議長のこのメッセージを、読んでますやろ。見てますね、町長も。これは明らかに事前運動とは申しませんけれども、「7期28年、また来年の春の統一選挙には必ず羅針盤」と入っているんですよ。これがあなたの対談の中に含まれているんですよ。

もう1点、この下段の3行、読みましょうか。「村西さんは、私の地元の米原町長さんでしたから、愛荘町長になられて本当にご縁の深さを感じます。有村さんと手を携えて新しい町の発展に寄与されたいと存じます。」この3行ね。私は、県議会議長の赤堀さんと先月の24日に約1時間面談複数でしているんですよ。こんなことは書いた覚えもないし、こんなメッセージも送ったこともない。この下段ですよ。なぜ、私が村西さんのそんなメッセージをこんな中へ入れて送った覚えもない。まして、県議会の議長として。

今教育には、国際的にも全国的にも地方でも、毎日のように報道等々、問題等々が起きているんですよ。それがあなた、先ほどの答弁、何ちゅう答弁や、それ。この写真、下の2枚の写真見てごらん。右側が、これ自然体や、この写真は。左の写真は、これはやらせ。こっちを向きなさい、写真を撮りますよ。これが自然の写真ですよ、右が。父兄が、もちろん私のところにも電話がかかった。教育委員会にもしてあるとかいうようなこともうわさでは聞いておりますよ。幼稚園も伺いましたよ、私は。そのときの園長先生、どういふうに言われましたか。前段は、先ほど教育長が申しあげたとおり、6日から7日、この点は全く同じですよ。園長先生は、この折り込みを見て、このような政治活動に幼稚園児を、またならびに職員が利用されたということには愕然としたと。これはなぜかいうたら、このハコ書きとかいろいろものをかんがみして言うているんですよ。出るとか出ないとか、そんなこと関係ないよ。明らかにこれ、機関紙ではないですか。これは機関紙と違うのか。どうですか、皆さん。後援会だよりというたら機関紙やろ。それをあなたは長ですよ。逆に、載ったのが楽しいんですか。

それから、先ほど教育長が言うたように、主任は安全協会の関係をやられておるといふようなことで、今日まで何回かは安全のことについては折衝があったと。個々の場でもあったと。そういうようなことで寄せていただくんだと安易な気持ちで受けた。これは私は、特にリスクマネジメントが欠けていたとまっさり言うているんですよ、教育長。

それで、2点目の私はもう1点。地方公務員法の第30条に、サービスの根本基準というのがありますやろ。30条に、これを見たら書いていますよ。すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと、こういふうにうたわれているんですよ。これがこのような利用をされているんですよ。わかりますか。これ法的に言えばね。よろしいか、父兄、園児の了解なしに公に写真を撮ることは肖像権の侵害という法律があるんですよ。わかりますか。あなたはいとも簡単に答弁したが、父兄の了解なしに、いとも簡単に公の場の写真撮影は肖像権の侵害ですよ。法律にあるんですよ、れっきと。これも父兄の方が、そのような法的な手段をとったときこそ、あなたほどのような答えを出すのや。そういうことも何もかもが含まれた中のね、父兄はそういうような抗議の電話なり、幼稚園まででも電話したりしている方がおるといって、まっさり園長先生も言うとした。まことに申しわけない。

教育長、当日は知らなかったやろ、なるほど。しかし、長たる者が幼稚園まで出向いて、ちょっと写真をとか、有村さんが言うたかどっちが言うたか知りませんが、長たる者。教育長ですら、有村氏のそこへ抗議の電話をしたといふてはまっさり言うておるやんか。町長、それらしきものをしてあるのか。それがあなた、2万人の町をあずかる首長か。子どものことを考えたか。ずっときょう、一般質問ずっと皆さんの中でやっている答弁を聞いていたら、口と腹と違うのか、町長。

それから、地方公務員法の30条ならびに36条、政治的行為の制限。これは県費での教育公務員ではなく、市町村の幼稚園職員であっても、教育公務員特例法第18条に基づき、国家公務員の例によるとあるんですよ。これ皆、服務規程にうたわれているんですよ。全般を見渡した中でこのういふ行為がなされていたということや。ね、これは任命者のね、教育長も任命者の一人や。町長も任命者の一人や。どのようなこれは申し開きをたてるのですか。

それから、地方公務員法の第33条、これは信用失墜行為の制限ということがうたわれておるんや。職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならないと定めてあるんやわ。先ほど私が申しあげているように、いち個人の政治活動用の機関紙に、町長とともに複数の職員が含まれているんやで。これと前段に言ったこととつながりますか。まして、教育は中立性を保っていかなくてはならない。

公職選挙法とかいろんなものは、私も勉強不足としながらいろいろ勉強させてもらってきているが、若干申しあげましょうか。全部これにつながってくるんですよ。公職選挙法第129条の事前運動の売名判例による定義や、特定の選挙について特定の候補者、これはまだ選挙に入るとか入らないとか別といたしまして、まず、事前運動、売名行為、公職選挙法149条の見解は、特定の候補者や政党への投票を呼びかけたり、知名度を上げたりすることが相当するとあります。

今回のこの機関紙、特にこのような写真掲載、メッセージ掲載。つい2、3日前もある県議会議員との会議の中へ、私、きのう、おとついですか寄せてもらったが、その中でも県議会議員が仲間たちに、こういうようなことが教育の場を利用して載せてあるのに、私もえらいまんまに迷惑やと言うて、ほかの県議会議員が私にね、愛荘町ええ笑い者になっているんですよ、町長。よろしいか。今、私が言ったようなことについて、特に町長どのように、先ほどの答弁は答弁になっておらん。なっていませんし、人ごとのような答弁や。再度、町長、教育長に答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)町長。

○町長(村西俊雄君)大変厳しいご指摘を賜りまして恐縮しておりますが、まず、紙面の関係で対談はさせていただいたのはもう確かでございます。相当前であったかと思えますけれども。その後援会だよりに編集してどうこうちゅう、相談といいますが、そういうことは一切ございませんでした。この赤堀さんの談話が載っているいうのも、私、それを新聞の折り込みを見てはじめて知って、実はびっくりしました。ですから、これは赤堀さんがみずから承認されて、その後援会だよりにそれはもう承認されているのだとばかり思っていましたけれども、それもはじめてです。そのとき見ましたのはですね。

写真掲載についても、当然何もそんな相談を受けたこともございません。確かに写真を撮られたのは確かですけれども、そういう使われ方をするとすることは、写真も全然事前から見せていませんでしたし、後援会だよりに見て、はじめてそこに2枚も使われているのを実は知ったところでございます。いろいろ住民の皆さんの中には、そういう見方をされた方もあるかと思えますけれども、私自身は、1枚のスナップ写真ということでそういう問題になるというふうには感じなかったところでございますけれども、そういう見方もありますし、そこは十分反省をしてみたいというふうに思っている次第でございます。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)ご指摘の地公法にうたわれております公務員の政治的活動の制限および中立性の保持につきましては、今後とも一層留意するよう、守っていくように指導していきたいというふうに考えております。

〔「議長、これ答弁になってへんで」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後4時21分

再開午後4時41分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長(村西俊雄君)この問題につきましては、今さまざまご指摘をいただきまして、法的な根拠も幾つか竹中議員から示されたところでございます。私も、その法的に一つ一つについて、どこがどういうふうの問題があるのかということについては、直ちに判断はできませんけれども、いろいろ見解の違いも中にはございまして、しかしながら、いろいろと幼稚園の関係者ならびに住民の一部の人でありましても疑念を持たれたということで、この問題については大変申しわけなかったと思えますし、今後、知らなかったでお済まないというところもございまして、十分反省して、慎重に対応してみたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)教育長。

○教育長(川口繁君)教育長といたしまして、今回のことに関しまして、管理の責任上、深く反省し、おわびをしたいというふうに思います。今後、かようなことがないように十分関係機関に徹底を図っていきたく、このように存じております。よろしくお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)9番竹中君。

○9番(竹中秀夫君)今ほどは、町長ならびに教育長が、この件についてのいろんな見方はあるとしながらも、大変申しわけないということをおされたら、このように理解をさせてもらっておるところでございます。

最後に、私は、冒頭でも質問の中で申しあげましたように、この21世紀の特に少子高齢化の時代を迎えておる中で、お年寄りはもちろんのこと、いろんな今までの一般質問等々でありますように、特に子どもさんについては大事な、愛荘町だけでなく、この全国的にも毎日のように報道がなされておりますように、いかに子どもと地域の連携を密に

していくことによって子どもさんが健やかに、これからのこの大事な時期をしょっていただくということが一番大事ではなからうかなと、こういうふうにも思っておるところでございます。そういった中で、今後、町長並び、特に任命権者である教育の教育長、先ほど申しあげますように、十分な認識を持たれて、愛荘町のため、また、ひいては近隣の皆様方の子どもさんが健やかに育っていくようなことに、また、このような利用をされない。まず第一に、どういこうことでのように、今日の行事等々も把握されながら、今はインターネットなりいろんなものがあり、いろんなことが明白にできる時代でもございますので、その点もあわせて町長並び教育長にも切に要望といたしますのか、お願いをいたしまして、私の再々質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長(久保田九右衛門君)これで一般質問を終わります。

次に入ります前に、先ほど森野議員からの質問が一つ残っておりまして、税務課長より、それについての答弁をしていただきます。税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)先ほど森野議員からのご質問についてお答えをさせていただきます。

町民税の所得金額200万円以下の方の納税義務者数は、5,448人でございます。所得割額の税額は、5,245万2,000円でございます。全体の所得割の総額は、6億1,772万9,000円になります。そうしたことから、200万円以下の方のその割合については、全体の8.5%になりますので、よろしくお申しあげます。

以上でございます。

◎日程の順序変更

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。日程の順序を変更し、日程第14、議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)についてから日程第18、議案第134号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第14、議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)についてから日程第18、議案第134号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを先に審議することに決定しました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第14、議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)につきまして説明をさせていただきます。

先般、全員協議会におきまして詳細説明をさせていただきましたので、概要のみ説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の27ページからでございます。

平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,426万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,325万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

次、31ページの「第2表地方債補正」でございます。

まず、臨時地方道整備事業の起債の方につきましては、補正後を2億690万円。それから、防災対策事業、これにつきましては、補正後560万円に変更をさせていただく分でございます。地方債合わせますと、補正後の額は11億5,910万円でございます。

次に、事項別明細でございます。

34ページからが歳入の関係でございます。

まず、歳入、国庫補助金、衛生費国庫補助金につきましては、老人医療費適正化対策事業費補助金としまして98万3,000円。それから、県補助金につきましては、農業振興費補助金といたしまして農業経営基盤強化資金利子補給費補助金8,000円。中山間地域等直接支払交付金、これは事務の関係です、1万円。それから、土木費の補助金と

いたしましては、急傾斜地崩壊対策事業補助金、これは松尾寺南地域の関係でございます。3,600万円の減。
それから、寄付金につきましては、消防費寄付金といたしましては、長野西の防火水槽の取りやめに伴います116万7,000円の減。それから、教育費寄付金につきましては、能登川青年会議所から寄附をいただきました100万円を上げてございます。

それから、35ページにわたりまして、繰越金、前年度繰越金120万円。貸付金元利収入につきましては、国保高額療養費貸付金元金200万円。それから、町債につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、36ページからが歳出の関係でございます。

以下、人件費関係につきましては、人事異動等によるものが主なものでございます。

まず、総務管理費の一般管理費につきましては、給料、職員手当、共済費、合わせました人件費につきましては488万2,000円。それと、役務費につきましては、アンケート調査等の通信運搬費として476万7,000円を計上いたしております。電子計算費につきましては、財源内訳の調整でございます。それから、諸費の報償費につきましては、町の犯罪被害者支援条例に基づきまして20万円を見舞金として計上いたしております。

次に、37ページ、戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費合わせまして250万8,000円の減でございます。

次に、社会福祉総務費の関係につきましては、人件費合わせまして4万1,000円の増。

それから、次のページへまいりまして、貸付金、これは国保高額療養費貸付金といたしまして200万円を計上いたしております。

次に、社会福祉施設費、これは長塚地域総合センターの屋外スピーカーの修繕11万5,000円でございます。

次に、老人福祉費の報償費につきましては、高齢者虐待即時対応チーム設置に伴う報償費といたしまして7万5,000円。それから地域ふれあいサロン活動補助金、5集落の増によります21万4,000円。それから老人福祉関係県補助金の返還金、過年度分の精算101万円、それから老人保健事業特別会計への繰出金、これが1,278万4,000円の減でございます。

次に、人権施策推進費につきましては、人権尊重のまちづくり協議会委員謝礼といたしまして7万5,000円。

次に、国民健康保険費については、人件費合わせまして229万6,000円と、それから特別会計への繰出金が238万5,000円の減でございます。

次に、39ページが、障害福祉費の関係につきましては、地域生活支援事業に係ります印刷製本費が10万5,000円、訪問入浴事業費につきましては24万7,000円。それから介護保険費の人件費につきましては、合わせまして358万9,000円の減でございます。それから、介護保険事業特別会計繰出金、これにつきましては605万円でございます。

それから、保健衛生諸費の関係につきましては、人件費合わせまして532万円の減でございます。

次に、40ページにいきまして、老人保健事業費の関係は、滋賀県後期高齢者医療広域連合負担金といたしまして37万円。

次に、農業費の農業総務費、これは時間外手当といたしまして70万円。農業振興費については、中山間地域等支払い事務の関係の事務消耗品2万円、それと農業経営基盤強化資金利子補給補助金といたしまして1万7,000円。

次に、農地費の関係につきましては、人件費合わせまして27万9,000円、それと山川原地域のほ場整備事業関連の工事費といたしまして2,000万円の計上をさせていただいております。

次に、商工費の商工総務費につきましては、時間外勤務手当の増10万円でございます。

次に、42ページにつきましては、土木管理費、土木総務費といたしまして、人件費合わせまして184万5,000円の増でございます。

次に、道路橋梁費の道路新設改良費につきましては、2,291万7,000円を計上させていただきました。また、道路維持費につきましては、183万2,000円の減でございます。また、交通安全対策費につきましては、500万円の減でございます。現段階におきまして、今まで入札を行いました請負差額、また、今後発生をいたします工事の変更見込み額等の現時点による精算の補正でございます。

次に、河川費の関係でございますけれども、急傾斜地崩壊対策工事費ということで、今年度見送りになりましたので4,000万円の減でございます。

次に、44ページが、都市計画費の下水道費、これについては下水道事業特別会計繰出金376万円の減でございます。

次に、消防費、消防施設費の委託料、それから工事請負費につきましては、長野西の防火水槽1基、これにつきましては工法等の関係で今年度見送りということで、760万円の減でございます。

それから次、教育総務費の事務局費につきましては、人件費の関係合わせまして80万1,000円を上げてございます。

次に、教育振興費の図書購入費といたしまして、先ほど申しあげました能登川青年会議所の方から寄附をいただ

いた分を充てさせていただいて、100万6,000円を計上いたしております。

次に、幼稚園費、人件費関係を合わせまして229万円の減でございます。それと委託料関係につきましては、秦荘幼稚園の新築工事に伴います造成工事設計委託、300万円を計上させていただいております。

最後に46ページにつきましては、社会教育費、社会教育総務費については、時間外勤務手当等によります13万円の減。同じく図書館費につきましても20万円の減を計上させていただきました。

47ページにつきましては、補正予算の給与費の明細証でございます。職員数につきましては、3名の減で、補正後181人でございます。

下の方に、給料の関係につきましては324万9,000円の減。職員手当につきましては、時間外の増の関係によりまして、105万6,000円を計上させていただいたということでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、質疑をさせていただきます。

37ページの歳出の社会福祉総務費の中にあります節で、職員手当等の中に時間外勤務手当が145万円の増額補正があります。当初の予算の355万円を合わせると500万になると思います。健康福祉課は、現在休暇の職員もいると聞いていますが、何人の職員で現在は職務をしているのか。また、時間外の対象になる職員は何名になるのか。相当な時間数になると思いますが、単純に500万を時間給平均2,000円で割ると、2,500時間となりますが、多い職員で月に何時間ぐらいの残業となるのか、答弁を求めます。

また、当然、担当課長は把握をしていると思いますが、実態をお聞きしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後5時02分

再開午後5時09分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと答弁がまだ準備ができていないようですので、次の質問を受けたいと思います。13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

38ページですけれども、人権尊重のまちづくり協議会委員謝礼7万5,000円が上がっていますが、この協議会の委員の15人と言われましたけれども、構成メンバーについてと。

旧の2町においては、人権尊重のまちづくり条例がございました。秦荘の方もあったと思っておりますけれども、愛知川もありました。それで、合併協議において、これをつられるということを確認されているのかどうか。その結果、今ここにこれが上がってきているのかどうかということで、先ほども一般質問の町長答弁でしたか、人権尊重のまちづくり条例をつくるということと言われておりましたけれども、その合併協議の中ではどうだったのかということ。

もう1点は、旧2町の条例の内容ですね。その内容をもとにして協議するものなのかどうかということについて、その3点を答弁をお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)人権政策課長。

○人権政策課長(西川都々子君)失礼いたします。

愛荘町人権尊重のまちづくり協議会の規定を作成いたしまして、この18年度の年度内におきまして、人権尊重のまちづくり条例とそれに伴います宣言等を審議させていただきまして、作成したいというように事務局の方では考えております。

組織につきましては、協議会の委員さんにつきましては15人以内で組織するというので、識見を有する者、それから諸団体の代表者、教育機関の代表、それから、その他町長が適当と認める者という4点から、15人の委員さんを今後におきまして選任をさせていただきたいと思っております。

そして、それぞれ旧秦荘町、旧愛知川町の人権尊重のまちづくり条例でございますけれども、その2つを踏まえながら、また新しいまちづくり条例をつくっていきいたいと考えております。

そして、合併協議の件でございますけれども、両町ともそれぞれ平成9年に作成してございますので、それを新しい町に引き続いて新しく作成するという形で、合併協議の中ではそのように詰めておりますので。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

40ページの、ちょっと議案の提案の仕方が前後してしまっているので、滋賀県の後期高齢者医療広域連合設置を伴って負担を計上しなければならないので、あえて言っておきます。

この高齢者に対してですけれども、話を聞いていると、その75歳以上から医療費保険料を徴収することになってきます。私は、この設置の段階で質疑をする予定でしたので、この仕組みがどうなっていくのか。要するに、天引き、介護保険と同じように年金天引き、また直収、そうした形態になっていくのかどうか。同時に、そうなれば当然、扶養家族としての扱いがなくなっていくということにつながっていくので、この広域連合、こういう広域的な対応について、どのような組織または医療に対する対応をされていこうとしているのか。また、受益者、被保険者の徴収方法について答弁をいただきます。

もう1点、41ページのほ場整備備について、説明を聞いていると、不良土の入れかえというふう聞いています。ほ場整備、随分前に行われているわけですが、この部分はほ場整備がされていないということも含めてですが、その要因について、不良土を入れかえなければならない要因について、答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)それでは、私の方から後期高齢者医療広域連合の負担金の関係につきましてご説明したいと思います。

まず、負担金の関係でございますが、これにつきましては、来年の2月1日に広域連合の設立に向けて、後ほどまたご審議いただきます、各市町でそれぞれ規約の議決をいただいて広域連合を設置するものでございます。したがって、2月以降、今年度に係ります一定人件費、あるいはまた、施設のシステムの構築、これらに係ります費用を構成市町26市町が負担するものでございまして、18年度に係る分としてふた月分を計上させていただいたものでございます。

後段、ご質問いただいておりますこの医療制度についてのご質問でございますが、ご承知のように、本年の6月21日に健康保険法の一部改正する法律が施行されました中で、一定平成20年から新しい医療制度改革がはじまってまいります。大きくは3点の改正の内容でございますが、いわゆる医療費の適正計画、あるいはまた、後期高齢者を中心とします新たな医療保険制度、それから、保険者の再編統合というふうなものがこの骨子として示されたところでございまして、今回の後期高齢者につきましては、今申しあげた中の2つ目の高齢者の保険制度を新たに創設してくるといふことで、この制度が設けられたところでございます。

どういふふうなことになるかといえますと、一定、現行の老人保健制度につきましては、この運営をいたしておりますのが、市町村が国保または被用者保険からの拠出金、一定50%と、それから公費50%で財源として制度を運営いたしております。これが後期高齢者医療制度につきましては、該当者は国保、被用者保険のいずれにも加入をしませんので、広域連合が運営主体となる後期高齢者医療制度の被保険者となります。

この財源につきましては、国保または被用者保険から現役世代の支援金として40%、残り分を50%の公費でやります。なおかつ高齢者から保険料10%を徴収することになってまいります。後期高齢者の保険料につきましては、世代間の負担の公平を維持するために、人口構成に占める後期高齢者の現役世代の比率の変化に応じて負担金を変えていく仕組みが導入される予定になっております。

次に、徴収方法でございますが、これにつきましては、現行の介護保険制度と同様に、一定、公的年金からの特別徴収、いわゆる天引きの部分がございまして、今のところ想定されておりますのは、年金額が年額で18万円、それから18万円未満の方につきましては、一定普通徴収ということ想定がされております。

こういうふうなことから試算をいたしますと、大体75歳以上の方が対象になります後期高齢者医療制度につきましては、約8割程度の方が特別徴収の対象者になるというふうな見込みがされているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君)ただいまの辰己さんのご質問でございます。

山川原地区ほ場整備事業の土の入れかえに伴う補正の関係でございます。この土地につきましては、今回実施する未施工地の中の一部の土地でございます。この関係につきましては、その中の現在の3筆分2,041㎡の関係であります。この田につきましては、以前いいますか、昭和61年ごろでございますが、地元の業者によりまして土の入れかえを行うということで実施されてきたわけでございます。

今回、このほ場整備事業、既に入札が終わっておりまして、工事にかかる前に試掘をされたわけでございますが、そういった中でコンクリート片、また残土等が埋められていることが判明したわけでございます。そういったことから、この土の入れかえ工事をして確実なほ場にしていきたいということで、今回補正に上げさせていただいたわけございま

す。

ご承知のように、このほ場整備事業につきましては、もう最後の念願の工事でありまして、一日も早く完成させまして換地処分の業務にかかりたいというようなことから、今回補正を出させていただきましたのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

今のほ場整備についてですけれども、原因が試掘によって明らかになれば、原因者責任ということも求めていけるのか、いけぬのか、その点について答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君)お答えします。

その当時、土の入れかえということで地元の業者が所有者の了解を得てやられたということですが、その業者につきましては、現在経営破綻されて行方がわからないというような状況でございますので、今後また弁護士とも相談していきたいとは考えておりますが、とりあえずは工事を早く完成させたいということで、一応、町費でもって入れかえをさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)先ほどの本田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの時間外の関係でございますけれども、これについては社会福祉総務費ということで、社会福祉課の職員5名、それから健康福祉課の職員5名、住民課2人、人権政策課1人、合わせて13名分の人件費をこの目で見させていただいておりますので、対象者については13名というようなことになってございます。

非常に当初予算で時間外勤務手当を見ておったわけですが、現時点に非常に足りなくなってきたというようなことで補正を計上させていただきました。合併後の調整の中でも相当な住民サービスに直結いたしますという課でもございます。そういうことから調整の関係も非常に長引いたというようなところ辺りもありますし、また、福祉関係でいろんな制度の改正がたくさんございました。そういう関係でいろんな要綱等をつくらなければならないということも関係をしていたしましたし、また、保健センターの関係でこの健康福祉課の職員ともあわせて人事異動をさせていただいた。そういうような経過もありますので、当然、保健センター、健康福祉課も連携して仕事をしておりますので、そういうカバーもさせていただいているというようなところ辺りで時間外が増えたというような認識をしておりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)先ほど私は、健康福祉課は現在、休暇の職員もいると聞いていますということで、何人の職員で現在は職務をされているかということもお聞きしておるわけでございます。

その中で、先ほど健康福祉課が5名、社会福祉課が5名、住民課が2名、人権政策課が1名で合計13名ということをお聞きしましたが、先ほどの質疑の方でも、多い職員で月何時間ぐらいなのかというのを答弁を求めますということで質疑をさせていただいていると思います。その多い職員で何時間ぐらいになるのか、再度答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後5時24分

再開午後5時25分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)時間外の関係でございますけれども、一番多い職員については、1カ月90時間程度あったというふうに認識をしております。

また、健康福祉課の職員ですけれども、課長を含めまして9名でございます。そのうち現在2名が休暇をとっているというような状況でございます。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再度質疑をさせていただきます。

先ほど多い職員で月90時間という時間外勤務をされていることをお聞きしましたが、職員の健康面から考えるとかなりの時間外勤務をしていると思います。90時間を超えることによって労働基準法に触れないのか、また、今後の体制も同じ体制でいられるのか、答弁を求めます。

○議長(久保田九右衛門君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)時間外のこの1カ月当たりの時間ですけれども、やはり非常に多いということをおもっています。この前も国の方から通知が来ておりました。また、いろんな自治体の方でも要綱等をつくられておられますけれども、やはり90時間を超えて、それが3カ月以上続く場合は、続かせてはいけないというような通達も来ておりました。そういうことで、今までこういう事態になるとは思っておりませんでしたし、課員全員を集めていろいろなコミュニケーション、また調整をさせていただいたということでございます。課員全員がそれぞれフォローする中で、全員がそれぞれのカバーをしていくというようなことで対処をさせていただいているというようなことでございます。今まで一部の職員が非常に遅くまで残っていたというのは実態でございますけれども、できるだけそのほかの係の違う者もカバーを合せて、時間外をできるだけ少なくした中で、住民サービスを低下させないようなことで全員が取り組んでいただいているというような状況でございます。

保健センターの職員等の関係もございまして、10月に人事異動をいたしました。それからもう休暇をとっている者もございまして、それ以上に、また途中で何回も人事異動させていただくのもなかなかいろんな職員に迷惑がかかるというようなことも考えておまして、現段階では、アルバイトあるいは嘱託職員で補充をさせていただきながら、新年度では改めて全体の体制の整備を検討していかなければならないなどというふうに考えているところでございます。

○議長(久保田九右衛門君)6番本田君。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午後5時29分

再開午後5時31分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)時間外の関係でございますけれども、これにつきましては労基法には触れないというふうに理解をさせていただいております。

職員の健康管理については、産業医を委託いたしておりますので、そちらの方におきましても職員の健康管理について指導をいただいているというような状況でございます。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)に対して反対を表明します。

議案中、人権推進対策費として人権尊重のまちづくり協議会委員謝礼7万5,000円が計上されています。これは、人権尊重のまちづくり条例などを協議するためのものです。旧秦荘町、旧愛知川町ともに人権尊重のまちづくり条例が制定されていました。そして、合併に伴って、旧2町の条例を踏まえて制定するという説明を伺いました。

私たち日本共産党は、1997年に愛知川町において人権尊重のまちづくり条例が議会に提案されたとき、町民の内心に行政が介入する内容であり、思想・言論の自由を侵害し、結局は人権侵害につながることを訴えて反対しました。人権尊重を言うのであれば、憲法で規定されている基本的人権の理念を進めればいわけです。わざわざ条例などで定める必要はない。したがって、人権尊重のまちづくり協議会も必要ないということを訴え、反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第130号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第130号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第15、議案第131号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、上程

こちらについてご議論いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第131号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,701万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,876万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の53ページの歳入をお願いいたします。

療養給付費交付金ですが、6,465万3,000円、退職者の療養給付費の高額療養費等の増による交付金でございます。

次に、県支出金で、財政調整交付金で300万円の増額です。レセプト点検体制の充実強化等による増でございます。

繰入金としまして、一般会計繰入金の方で247万4,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金で8万9,000円の増額でございます。

次に、諸収入としまして、退職者被保険者の第三者納付金が174万7,000円の増額でございます。

次に、歳出ですが、総務費の一般管理費で46万3,000円の増額です。ファイリング業務等のアルバイト賃金でございます。

次に、保険給付費で一般被保険者の療養給付費は財源補正、退職被保険者の療養給付費で5,049万6,000円の増額でございます。退職被保険者等の診療報酬の増によるものでございます。一般被保険者の療養費で153万5,000円の増額、退職被保険者等療養費で126万3,000円の増額でございます。

次に、退職被保険者の高額療養費も1,246万8,000円の増額ということで、退職被保険者の高額療養費の1人当たりの医療費の高額となっているところでございます。

次に、葬祭費で21万円の増額です。7人分の3万円、計21万円を追加するものでございます。

次に、老人保健拠出金ですが、これは財源補正。

続きまして、保健事業費で、保健衛生普及費で8万円の増額、通信運搬費、医療費通知の作成手数料等の増額でございます。

諸支出金としまして、一般被保険者の保険税の還付金で50万円の増額でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第131号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第131号平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第16、議案第132号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第132号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,750万円とす

るものでございます。

事項別明細書の63ページの歳入をごらんいただきたいと思えます。

まず、国庫支出金の医療費負担金ですが、1,241万9,000円の増額、これは、平成17年度の国費の精算による不足分の増額分でございます。

次に、県支出金で、県負担金296万5,000円の増額です。これも同じく、平成17年度県費によります精算による不足分の増でございます。

次に、繰入金としまして、一般会計繰入金で1,278万4,000円の減額でございます。

次に、歳出の方ですが、医療諸費ということで医療給付費は財源補正、次の医療費支給費で260万円の増額でございます。老人医療費のコルセットの看護料、あるいは老人医療費の高額療養費の増によるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第132号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第132号平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第17、議案第133号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)それでは、議案第133号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

まず、第1条、歳入歳出それぞれ376万円を減額し、総額を16億4,060万4,000円とするものでございます。

事項別明細で、70ページでございます。

70ページの歳入は、繰入金ということで、一般会計繰入金376万円の減ということで、これは会計間の調整額でございます。

次の71ページ、歳出がございまして、総務費の総務管理費、一般管理費で給料、職員手当等、共済費ということで376万円の減額ということでございます。これにつきましては、本年7月1日の人事異動によりまして、下水道課職員1名が減になったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第133号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第133号平成18年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第18、議案第134号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第134号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,630万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,596万円とするものでございます。

事項別明細書の78ページをお願いいたします。

まず、保険料ですが、第1号被保険者の保険料です。700万円の増額です。これは、保険料の本算定に伴うもので、特別徴収分で1,600万円の増額、普通徴収分で900万円の減額になるものでございます。

次、国庫支出金の介護給付費負担金920万円の増額です。これは、歳出の方で出てきますが、保険給付費が合わせまして4,600万円の増になりますので、その4,600万円の国の持ち分20%分を計上しております。

次に、調整交付金ですが、先ほどの額の5%分を増額として230万円をお願いしたいと思います。

次に、79ページの支払い基金交付金ですが、これは先ほどの保険給付費の31%の持ち分で1,426万円の増額でございます。

次の県支出金で、介護給付の給付費の負担金ですが、これは県の持ち分で12.5%分でございます。

繰入金ですが、介護保険給付費繰入金、これは町の持ち分でルール分で12.5%分でございます。その他一般会計繰入金ということで30万円の増額をお願いするものでございます。

次に、介護給付費準備基金繰入金としまして174万円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出ですが、総務費の認定調査等費で30万円の増額です。委託料としまして、3事業所の方へ介護認定調査を委託をお願いするものでございます。

次に、保険給付費で、まず、居宅介護サービス給付費で6,500万円の増額です。経過的要介護者に係る給付費を介護予防サービス給付費で当初支出するよう指導されておりましたが、居宅介護サービス給付費で支出することになったもので、一部振りかえたものでございます。

次に、居宅介護サービス計画給付費が600万円の増額です。同じ理由でございます。

次に、介護予防サービス給付費で2,300万円の減額です。先ほどの説明の逆の方になりますので、ここで2,300万円の減額でございます。介護予防福祉用具購入費で20万円の増額、介護予防住宅改修費で20万円の減額、介護予防サービス計画給付費で400万円の減額です。これも先ほどの理由によるものでございます。

次に、高額介護サービス費としまして200万円の増額で、高額介護サービス費の増によるものでございます。

最後、地域支援事業費としまして、地域包括センターの運営費で、補正額はありませんが、2万8,000円の増減があります。職員手当等で2万8,000円の増額、委託料で2万8,000円の減額をするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第134号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第134号平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計補正

予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。

議事の都合により、12月5日から12月10日までの6日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、12月5日から12月10日までの6日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は12月11日午前10時です。なお、9時より第2委員会室で議会運営委員会を、9時30分より第4会議室で全員協議会を開会します。よろしくお願ひしたいと思います。

大変ご苦労さんでございました。

■ 愛荘町議会 議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: 1日目/2日目

平成18年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成18年12月11日)

開会:午前10時09分 閉会:午前11時41分

議会日程

- 日程第 1 議案第120号 愛荘町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第121号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第122号 愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第123号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第124号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第125号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第126号 町道の路線変更の認定につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第127号 愛知郡広域行政組合格約の変更について
- 日程第 9 議案第128号 湖東広域衛生管理組合格約の変更について
- 日程第10 議案第129号 滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第10まで議事日程に同じ
- 追加日程第1 議案第135号 平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)
- 追加日程第2 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第3 議提第14号 議員派遣について

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 大岡 義之

- 10番 吉岡あさ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)議長のお許しを得ましたので、去る6日、合併前の旧愛知川町における入札で、大変残念ながら元町助役ならびに町内業者が逮捕された件につきまして、まことに遺憾に存じますとともに、町民の皆様および議員各位に対し、心から申しわけなく存じておるところでございます。

この事件に関しましては、連日のように報道されているところでございますが、入札問題は今、最も社会の関心が高い問題であり、合併前のこととはいえ本町にまで波及したことは、町民の皆様の信頼を裏切り、多大なご心配をおかけしたことに深くおわび申し上げます。

今後は警察の捜査状況を見守っていきたいと思っておりますが、透明で公正な入札制度の導入を図るべく、今年度より一定の入札制度改革を行い、実施しているところでございます。職員一同、一丸となって綱紀肅正に努め、襟を正し、二度とこのような不祥事が生じないよう、町民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

議員各位をはじめ、町民皆様方に対し重ねておわび申し上げますとともに、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第1、議案第120号愛荘町副町長の定数を定める条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)皆さん、おはようございます。

それでは、議案第120号愛荘町副町長の定数を定める条例につきまして説明をさせていただきます。

これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布されたことに伴いまして、新しく条例の制定をさせていただくものでございます。

目的といたしまして、第1条、地方自治法第161条第2項の規定に基づき副町長の定数を定めるものとする。定数、第2条、副町長の定数は1人とする。

付則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第120号、愛荘町副町長の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(久保田九右衛門君)日程第2、議案第121号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

〇総務主監(細江新市君)それでは、次に、議案第121号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布されたことに伴います条例の一部改正でございます。

愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中、「助役」を「副町長」に改める。別表第1中、「助役」を「副町長」に改める。

付則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第121号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第121号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(久保田九右衛門君)日程第3、議案第122号愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

〇総務主監(細江新市君)それでは、議案第122号でございます。愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例でございます。

これにつきましても、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布されたことに伴います条例を廃止いたしますものでございます。

愛荘町に収入役を置かない条例は廃止する。

付則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第122号愛荘町に収入役を置かない条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第4、議案第123号愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第123号でございます。愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、地方自治法の規定に基づきまして、条項整備のために一部を改正するものでございます。

第1条第1項中、第202条を第200条第2項および第202条に、「監査委員」を「愛荘町監査委員(以下、監査委員という。)」に改める。

付則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第123号愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第5、議案第124号愛荘町税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第124号愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。これにつきましては、別冊に改正の資料をつけさせていただいております。そちらの方の7ページでございます。説明資料の7ページから説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

一部を改正する、この理由につきましては、最近の社会経済情勢および財政状況を踏まえつつ持続的な経済社会の活性化を実現するため、税制の構築に向けた改革の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されました。改正内容は所得割の税率、所得控除の改正等であり、関係をいたします町税条例の一部を改正するものでございます。

その改正の要旨でございます。

まず、第34条の2項に、これにつきましては損害保険料控除の改組、地震保険料控除の創設でございます。また、第34条の3につきましては、酒類税課の税率構造の改正、また旧の第34条の4、これにつきましては廃止でござ

第34条の4については、その日の第34条の4の廃止に伴う条の移動でございます。第34条の6につきましては調整控除の創設でございます。また、第34条の7につきましては引用条項のずれでございます。次に、第34条の8につきましては、税源移譲後の県民税と町県民税との税率割合等の変更に伴う配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除を算出する際に乗じる率の変更でございます。また、もう一つは、所得割の額から控除することができなかった金額がある場合に充分に係る所要の規定の整備でございます。

次に、第36条の2、これについては損害保険料控除の改組、地震保険料控除の創設でございます。

また次に、付則第2条の3の2および付則第5条および付則第6条、付則第6条の2、付則第6条の3、それから付則第7条、これらにつきましては税条例の地方税法の改正に伴います引用条項のずれでございます。

次に、付則第7条の2、税率構造の改正に伴う配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除の廃止でございます。

付則第7条の3につきましては、住宅借入金等特別税額控除の創設でございます。

次に、付則第8条につきましては、税源移譲後の県民税と町民税との税率割合等の変更に伴う税率でございます。

そのほか、引用条項のずれでございます。

次に、付則第16条の4につきましては、税源移譲後の県民税と町民税の税率割合等の変更に伴う税率の変更でございます。その他、引用条項のずれでございます。

次に、付則第17条につきましては、税源移譲後の県民税と町民税の税率割合等の変更に伴う税率の変更でございます。その他、引用条項のずれでございます。それから、付則第17条の2につきましても同様でございます。また、付則第17条の3、それから付則第18条につきましても同様でございます。

次に、付則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例による、その改正でございます。続いて、付則第19条の2につきましては、特定管理株式の譲渡等の範囲についての所要の規定の整備でございます。それから、付則第19条の3、これにつきましても税源移譲後の県民税と町民税の税率割合等の変更に伴う税率の変更でございます。それから、次に付則第19条の4、付則第19条の5、それから付則第20条、これにつきましては引用条項のずれによるものでございます。

それから、付則第20条の2、これにつきましても税源移譲後の県民税と町民税との税率割合等の変更に伴う税率の変更でございます。それから、付則第20条の3および付則第20条の4、これについては引用条項のずれでございます。

それから、付則第21条につきましては、税率構造の改正に伴う所得割の税率の特例、定率減税等の廃止によるものでございます。

改正付則関係につきましては(1)から(4)まであがってございますように、公布の日から施行するもの、また19年4月1日、また20年1月1日、20年4月1日、それぞれ町民税に関する経過措置でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

この税条例の一部改正に関しては一般質問等々で、その低所得者に対して、また弱者に対して厳しくなっていくということが、もう既に明らかになっています。それで、本当に定率減税の全廃、昨年度からその半減が起こっているわけですが、その影響によって今年度になって、住民さんから本当に税金が上がった、住民税も本当に支払いそのものに困る、窮するほど値上がっているという声が出ています。

また、この税の上がりとは合併によって、合併すれば税金が上がるのかという、全くゆがんだ状況であらわれているわけです。こうした声になっているわけです。それほどまでに、この地方税法の改定が町民に重くのしかかっている、このことは顕著になっています。そのことを、そうした一方で今、税制の改定は、大企業は消費税の戻し税で、また研究開発減税、そして法人税の減税の継続、これで皆さんもご存じのように史上空前の利益を上げているという現象が生まれているんです。このようなゆがんだ税制そのものを厳しく批判し、まさに町民生活を守る政策減税であった定率減税を復活させるなど、緊急にそのことを、その執行を求めて反対討論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかには討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第124号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第124号愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第6、議案第125号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の15ページでございます。

議案第125号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、改正の説明資料の方にあげさせていただいております。

59ページをお開きいただきたいと思っております。

これにつきます改正の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴います条例の一部を改正するものでございます。付則第14項から第21項まで、すべて町民税に係る準用規定を実質的な規定に変更したことによります地方税法の引用条項のずれの一部改正でございます。平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

前の議案第124号に関連してなるわけですが、国民健康保険税への地方税法の改定に伴う影響、それについて答弁をいただきます。当然、激変緩和措置があるわけですが、そのことも含めて結構です。

また、関連的にはなるわけですが、準備はされていないかもわかりませんが、保育園の保育料の階層の変化等が生じるおそれのあるところまでつかまれているかどうかもお答えをいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前10時33分

再開午前10時35分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの辰己議員のご質問でございますけれども、国民健康保険税の影響でございますけれども、ただいま資料を持ち合わせてございませんので、調べさせていただいて報告にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前10時36分

再開午前10時37分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(西村久昭君)管理いたします保育料の徴収関係でございますが、現在、保育料につきましては、それぞれ税額等に合わせまして10段階の階層を決めさせてもっております。特に第1階層につきましては生活保護法による世帯ということになっておりまして、9階層につきましても影響が出てきようかというふうに把握をいたしておりますが、いずれにいたしましても税等が変わりました段階で、再度、計算等をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長(久保田九右衛門君)暫時休憩します。

休憩午前10時38分

再開午前10時51分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長(小杉勝三君)ただいまの辰己議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回の税源移譲によりまして、国保税に対する影響でございますけれども、今回の改正につきましては税率が改正されたことによりまして、国保税に対する影響そのものについては、国保税につきましては総所得金額、いわゆる所得控除前の金額から算出するということになっておりますので、税源移譲によりまして影響はないものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第125号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第7、議案第126号町道の路線変更の認定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監姓農明彦君登壇〕

○農林建設主監(姓農明彦君)16ページの議案第126号町道の路線変更の認定につき議決を求めることについてでございます。道路法第10条第2項の規定に基づき次の路線を変更することにつき、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

まず、表の3段目の路線番号E4番、愛知川栗田線ですが、旧秦荘町の1級路線であった町道栗田豊満線および旧愛知川町の1級路線であった愛知川栗田線は、旧の両町を結ぶ幹線道路であります。よって、合併に伴い両路線を結ぶ1級路線として、今回愛知川栗田線とするものでございます。総延長が2,891.54mになります。

続きまして、5段目の路線番号E10番、愛知川豊満線ですが、路線の規定については優先道路との分岐位置を基点とすることから、旧の豊満愛知川線を新たに愛知川豊満線に改めるものでございます。

次に、7段目の路線番号E197番、市役場線ですが、愛荘町役場愛知川庁舎の正面玄関前道路は役場への来庁者用道路となっております。あわせて平和堂愛知川店への来客が多く、道路と駐車場の分け隔てがなく、通行に非常に危険な道路であります。今年度事業が本格的に進むこととなったため、今回変更認定して事業を完了したいと考えております。変更増になる区域については、役場前から町道東部開発線の交差する位置までであります。今回増となる距離は273mで、総延長が632.7mになります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第126号町道の路線変更の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第8、議案第127号愛知郡広域行政組合格約の変更についてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第127号愛知郡広域行政組合格約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により地方自治法の一部を改正する法律に伴う、愛知郡広域行政組合格約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページに内容をあげさせていただいております。これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布されたことに伴います規約の一部改正でございます。

愛知郡広域行政組合格約の一部を改正する規約。愛知郡広域行政組合格約の一部を次のように改正する。

第8条および第9条を次のように改める。執行機関の組織、第3条、組合に管理者および副管理者を置く。第2項、前項に定めるものを除くほか、組合に会計管理者および職員を置き、その定数は条例で定める。執行機関の選任等、第9条、管理者は関係市町の長の互選により、これを定める。2項、副管理者は管理者以外の関係市町の長をもって充てる。3項、管理者および副管理者の任期は関係市町の長の在任期間とする。4項、会計管理者は管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。5項、前条第2項に定める職員は、職員(前項に定める職員を除く。)は、管理者が任命する。

付則、施行期日、1項、この規約は平成19年4月1日から施行する。収入役に関する経過措置、2項、この規約の施行の際、現に在職する収入役はその任期中に限りなお従前の例による。3項、前項の場合においては、改正後の規約第8条および第9条の規定は適用せず、改正前の規約第8条および第9条の規定は、なおその効力を有する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第127号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第127号愛知郡広域行政組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第9、議案第128号湖東広域衛生管理組合格約の変更についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第128号湖東広域衛生管理組合格約の変更についてを説明させていただきます。地方自治法第286条第1項の規定により、地方自治法の一部を改正する法律に伴う、湖東広域衛生管理組合格約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定に

より議会の議決をお願いするものでございます。

改正の理由といたしましては、先ほどの愛知郡広域行政組合の規約の変更と同じでございます。

第8条および第9条を次のように改めるということで、第8条の第1項の現行の規約は、この「組合に管理者、副管理者および収入役を置く」というのを、今回、「組合に管理者および副管理者を置く」に改めるものでございます。第2項につきましての現行は、「組合に必要な吏員、その他職員を置き」というのを、「組合に会計管理者、その他の職員を置き」に改正するものでございます。

第9条の執行機関の選任等につきまして、1項、2項および3項には改正ございません。第4項ですが、現行は、「収入役は管理者が組合議会の同意を得て選任する」というのを削除しまして、「管理者および副管理者の任期は関係市町の長の在任期間とする」に改正をするものでございます。第5項につきましては、3項を2項に改めるものでございます。

付則としまして、施行期日ですが、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。第2項で収入役に関する経過措置ですが、現に在職する収入役はその任期中に限り、なお従前の例により在職するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第128号湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)日程第10、議案第129号滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監西川博司君登壇〕

○住民福祉主監(西川博司君)議案第129号滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立についてを説明させていただきます。

地方自治法第284条第3項の規定により滋賀県の区域内のすべての市町との協議により次のとおり規約を定め、健康保険法等の一部を改正する法律、付則第36条第1項に規定する広域連合を設けることについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

この規約の説明ですが、本年6月に健康保険法の一部を改正する法律が成立をいたしました。今般の医療制度改革の大きな項目の一つとして医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成20年度から新たな高齢者医療制度を創設することとし特に75歳以上の後期高齢者の医療については都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立し、この制度の運営を行うこととされたものであります。

本件におきましては、この広域連合の設立準備のため本年7月1日に県内のすべての市長町長を委員とする広域連合設立準備委員会を設立し、諸準備を進めてまいりました。今般、広域連合の設立と設立に必要な規約について協議が調いしましたので、地方自治法に基づき滋賀県知事への設立の許可申請にあたり、各市町議会の議決を必要とするものでございます。

規約の内容ですが、まず1条から第3条までにつきましては、広域連合の名称、組織、区域に係る規定であり、名称を滋賀県後期高齢者医療広域連合といい、別表第1に掲げます滋賀県内すべての市町で構成し、滋賀県の区域を広域連合の区域とすることとしております。

第4条および第5条につきましては、広域連合の処理する事務、広域計画についてですが、後期高齢者医療制度に

関する事務を処理し、広域連合および関係市町が行う事務等に関する広域計画を作成することとしております。

第6条は広域連合の事務所の位置についてでございますが、現在、予定地としましては平成19年3月までは滋賀国保会館内とし、平成19年4月からは滋賀県庁前の滋賀県厚生会館に置くこととしております。

第7条から第10条までにつきましては広域連合の議会について、広域連合の議会の議員は26人とし、関係市町の議会の議員は長、副市町長により組織し、広域連合議会の議員は関係市町の議会において1人を選挙いただくこととしております。したがって、議員の任期は関係市町の議会の議員、長、副市町長の任期としております。また、広域連合の議会に議長および副議長1人を選挙により置くこととしております。

次に、第11条から第16条までは広域連合の組織に関する規定であり、広域連合に広域連合長を置き、関係市町の長のうちから投票により選出し、その任期は関係市町の長の任期としております。

次に、17条では、経費の支弁の方法について次の収入をもって充てることとしております。第1号に関係市町の負担金、第2号以下事業収入、国県の支出金、その他の収入となります。なお、関係市町の負担金は共通経費、医療給付に要する経費、医療給付に関連する経費および保険料その他の納付金とし、その割合は別表第2に掲げておりでありまして、共通経費は平均割10%、高齢者人口割45%、人口割45%で求め、医療給付に要する経費、医療給付に関連する経費、また保険料その他の納付金は市町ごとの実績額としております。

付則といたしまして、この規約は平成19年2月1日から施行することとしておりますが、会計管理者に関する規定は地方自治法の施行に伴い、平成19年4月1日からの施行となるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

第4条についてお尋ねをします。今提案されているのは、広域連合の設置に関する規約です。しかし、この4条の中に高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた事務を処理するというふうに規定しています。当然、こういうところから推察すれば被用者の保険料等については何らかの規約というのか、何らかのそうしたものが、この広域連合の中で決められていくんだろうというふうに思うわけですが、そうした今後の、いかに高齢者に対する費用負担のところで説明が今日まであるのかどうか、また、こうした規約の提示が行われようとするならば、各参加自治体への議決事項を得られるように求めたいと思いますが、それについて今後の成り行きに対しても注意を払っておかなければなりません。その点について答弁をいただきます。

また、13条の広域連合長および副広域連合長は広域連合議員と兼ねることができない。ここから推察すれば、どのような人材が長および副長になると想定できるのかということについて、答弁をいただきたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えを申し上げます。

13点ご質問いただきましたので、まず1点目の第4条関係からご説明をしたいと思います。

第4条関係で広域連合の事務、あるいは市町村の事務の切り分けの関係かと思いますが、一定、広域連合が事務を処理してまいります。その中でご質問をいただいておりますように保険料等の賦課決定等につきましては当然広域連合がされるものでございまして、市町村の事務としましては、いわゆる納付書の送付なり、あるいはまた通知なり、あるいは徴収といった部分が市町村での事務になるかと、こう思っております。したがって高齢者に対する経費の支出のことでございますが、一定、先ほどこの規約の中では共通経費の部分につきましてはご説明いたしておりますが、医療給付等にかかわる部分については追って高齢者が負担する範囲内で支出が決められてくように、こう思っております。

いずれにしても、県下26市町12月議会で規約のご議決をいただきまして、年明けから県知事に広域連合の設立申請をさせていただいて、来年2月1日に広域連合の設立に向けての今取り組みをされている中で、一定、広域連合が設立をしておりますと、その中で条例等の例規が制定をされることになっておりますので、よろしくお願いたします。

2点目に、第13条関係でご質問いただきました広域連合の議会の議員の関係でございますが、これにつきましては、先ほど規約の7条から10条の間でふれておりますように、広域連合26市町で構成をしておりますので、議会の議員につきましても26名ということを規約の中でうたわせていただいております。議員の選任につきましては一定、直接選挙の方法もございまして、直接選挙の方法になりますと莫大な経費と時間を要してまいりますことから、今回各市町の議会議員、それから市町長、それから副市町長でお1人をお願いしたいということで規約上は相なっております。これにつきましては追ってまた次期議会でお願するということになるかと、こう思っております。

いずれにいたしましても来年2月の広域連合が設立された段階で、これらにつきましては条例等が制定された中で事務が進められてこようと、こう思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに、1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

当然、これ設置規約ですので、そういうふうになるかと思うんですが、今答弁の中で、詳細については例規がその中でつくられていくという説明であります。当然、では今、連合議員についても各自治体の議会の議員および市町長ですね、そうしたものがその議員となるということこうたわれていきます。では、今厚生労働省が後期高齢者医療制度での自己負担、保険料はどのように算定しているのか、答弁をいただきます。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えをしたいと思います。

まず、先ほどの前段に議会の議員の関係をご質問いただいておりますが、これは先ほど私の方から答弁させていただきましたように、今回、間接選挙になりましてお願ひをする関係がございまして、それぞれの構成市町の議会議員さん、それから市町長、それから副市町長でお1人を選ぶというふうになっておりますので、これは追ってまた条例規則等が定められた段階で出てこようと思っておりますし、前段の質問でちょっと言い忘れておりましたが、13条関係で広域連合長と広域連合の議会議員との兼務の関係がございましたが、あくまでも広域連合の議会議員が選出された段階で連合長は選出されますので、選出されますと広域の議会議員とは兼ねることはできないということをおうっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

保険料の算定の関係でございますが、これにつきましては広域連合ひとつでそれぞれ保険料が算定されてくることになっております。一定、現在の厚生労働省案でいきますと、厚生年金の平均的な年金額の受給者で計算をされていくということで聞いておまして、保険料の確定数値としては今のところは聞いておりません。いずれ国保と同様に軽減制度も想定されながら保険料が広域連合の中で示されてこようと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

厚生労働省は例、示している保険料については一定示しています。厚生年金の平均的収入者で3,200円、6,400円でしたかね、月額、というふうなことを一定の数値を示しています。応能応益割を適用していくということで、応能応益割それぞれ半額ずつと。そして自営業者、また子どもと生計を一にしていた場合、そうしたものに対しての算出も一定、数字は示しています。示されていないんじゃない、示されています。応能割はないけれども応益割に対してのみかけていくとか、そして年金の所得の少ない人には7割減免をして月額900円にするとかできています。

だからこそ私は、この連合設置ができたときに各議会で議決を求めるところを確認せよということを、この場をかりて、だれが行かれるかわからないから、そのことを速やかに求めるべきだと。しかもこれが介護保険と同じように年金の天引きになってしまう。こんな事態になって、しかも声が届かない。75歳以上のお年寄りの皆さんがどんどんと老健を飛ばして、この新しい医療制度で負担を求められてくるという、非常に矛盾した医療制度がつけられてしまうんです。ですから、再度、これは今のところ事務的な処理ですので事務方に聞きます。その医療費、自己負担に伴うところに対しては、各自治体に議決を求めるところを声高に訴えられることを求めておきます。それについて答弁をいただいております。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えいたします。前後いたしますが申しわけございません。

先ほどの保険料のシミュレーションの関係でございますが、一定、シミュレーションされている情報としましては、議員にご指摘いただきましたが、先ほど私もご答弁いたしておりますように、厚生年金の平均的な年金額の受給者、想定されている分につきましては厚生年金額、大体208万円でございますが、これに伴って被保険者の均等割が3,100円、それから所得割3,100円と、こういう形での1カ月の金額が想定をされております。したがって、最終6,200円というところ辺りがシミュレーション上での推移でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、後期高齢者の皆さん方の医療療養給付費の部分のご質問かと思いますが、これにつきましては先ほど一定規約の中では共通経費の部分をお示しさせていただいておりますが、療養給付費等につきましては先ほどから申し上げておりますように、今後2月1日に連合が設立された時点で条例等が制定された中で明確にされるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに、13番瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。

先ほどの質疑と多少重複する場合がありますけれども、私は第7条、広域連合の議会議員の定数の問題について質疑をさせていただきます。

各市町で1人ずつ26名ということになっております。先ほどからも質疑でありましたように、20年度からは後期高齢者が強制的に加入、そしてすべての被保険者から保険料を徴収されるということで、この保険料の額もここで決められるということです。そのような大事な機関になるかというものですから、広域連合のこの議会が後期高齢者の立場に立てるのかどうか、それとも行政の立場から外れないのかということについては、本当に重大な問題になってこようかと思っております。それで、住民の声も届きにくい。どの市町、大きくても小さくても、どの市町でも1人ずつ、これでは、本当に高齢者の方の健康と福祉を増進させるための組織にはなり得ないと思っております。ですから、議員の定数として地方自治法で定める自治体の人口基準に基づく議会の構成が必要ではないかと考えます。県議会ぐらいの定数に増やしていただかないと高齢者の方の住民の声を持っていくことはできませんし、その立場で審議することもできないと思っております。

ですので、質問としては、このことについてどのような見解をお持ちであるのかと、町としてこのような提案をあげていただくことについて、答弁を求めたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)住民課長。

○住民課長(福田俊男君)お答えをしたいと思います。

まず、広域連合でございますが、これにつきましては、新たな行政需要に対応するために平成6年に地方自治法の改正によりまして制度化されたものでございます。一定、広域にわたります処理をすることが適当であるというように認められる事務につきまして、広域計画の策定、あるいはまた連絡調整、これらの機能を有する弾力的、技能的な広域行政の機構として、この広域連合が今回設立として考えられております。その議会の議員について7条で26名をお願いしているわけでございますが、構成につきましては、先ほどからご説明をいたしておるとおりでございます。一定、この広域連合につきましては都道府県を単位とするすべての市町村で構成される組織でございます。ひとしく構成団体である各市町の意見を聞くという趣旨で、各市町から、それぞれお1人の議員を間接選挙の方法によって今回お願いをさせていただくという規約になっております。

一定に、仮に先ほど申し上げましたように、直接選挙という方法もございまして、直接選挙で実施をした場合につきましては、滋賀県におきましては人口規模の最大と最小の市町での有権者数が約80倍に開きが相なることから、一部の自治体から議員が選出されるということが想定されますので、今回広域連合の議会では、すべての関係市町からご意見をいただくというふうなことを反映するという意味から、この選出方法がとられております。ということで、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長(久保田九右衛門君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番辰己。

まず、この広域連合設置に関しての規約に対して反対を申し上げます。

また、こうした医療制度をつくらせようとする政府、自民、公明の、この国民また愛荘町民の高齢者の皆さんの生活実態を全く無視した医療制度であることを厳しく批判します。

それだけでなく、一日も早いこの医療制度の撤廃、これが何よりも大事であるということ。もう、ここにおられる方の中には75歳という年に近づいている方がおられるわけです。こうした中で、今までは各保険団体からの拠出金等で手を賄うという老人保健制度がありました。そうした中でも、なお高齢者についての医療負担、自己負担が課せられてきた経緯がある。それだけでは済まないからといって、今度は保険料まで徴収していく。それも一定の年を超えてから取られてくるという、とんでもない医療制度。しかも、この後期高齢者医療制度は75歳以上は基本的。老健で寝たきりという認定されている、これと同様に寝たきり認定をされた65歳から74歳の高齢者に対しても適用をしていくという、まさに老健を形骸化、要するに廃止化させてしまう、こうした流れをつくっていくものです。

私は老人医療費の有料化、わずか200円、このぐらいは負担しなければという、その当時のお年寄りの善意の解釈が今日ではずたずたにされてきた。それが、この後期高齢者医療制度は、まさにお年寄りの皆さんの単なる善意ではなく、要するに命まで、まさに奪っていくような医療制度になってしまっている。このことは私は逆に議会があげて政府に対して一日も早い速やかな撤廃、このことを求める方が筋だということを訴えて、この設置に対しての反対討

論といたします。

○議長(久保田九右衛門君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第129号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)賛成多数です。よって、議案第129号滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩午前11時30分

再開午前11時30分

○議長(久保田九右衛門君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(久保田九右衛門君)お諮りします。ただいま議案1件、推薦1件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。よって、議案1件、推薦1件、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第1、議案第135号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第135号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正について、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,376万6,000円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、前年度繰越金51万5,000円を充てさせていただきます。歳出につきましては総務管理費、一般管理費の委託料といたしまして51万5,000円、訴訟に係る弁護士委託料でございます。これにつきましては、先ほどの全員協議会で詳しく説明をさせていただきました。平成18年11月16日付大津地方裁判所民事部より指名停止処分取り消し等請求事件として提訴されましたことに伴います弁護士委託料の着手金として、51万5,000円計上をさせていただいたところでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(久保田九右衛門君)これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)なしと認めます。

これより議案第135号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議案第135号平成18年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎推薦第2号の上程、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第2、推薦第2号農業委員会委員の推薦についてを議題にします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、愛荘町栗田46番地2、岡部隆君、愛荘町中宿43番地、藤田進君、愛荘町石橋276番地、石部和美君、愛荘町長野1135番地4、平塚真一君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君)異議なしと認めます。

よって、愛荘町栗田46番地2、岡部隆君、愛荘町中宿43番地、藤田進君、愛荘町石橋276番地、石部和美君、愛荘町長野1135番地4、平塚真一君、以上の方を推薦することに決定しました。

◎議提第14号の上程、採決

○議長(久保田九右衛門君)追加日程第3、議提第14号議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君)全員賛成です。よって、議提第14号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成18年12月愛荘町議会定例会を開会します。

閉会午前11時37分

○議長(久保田九右衛門君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年12月定例会を12月4日に開会させていただき、8日間の会期を持たせていただきました。

その間、連日にわたり各常任委員会協議会、また特別委員会協議会と、4つの委員会であらゆる角度から熱心なご審議をいただき大変ご苦労さんでございました。

今後とも愛荘町の発展と住民福祉の向上のために特段のご尽力をいただきますよう、よろしく願いを申し上げる次第であります。

本年もあと残り少なくなってまいりました、各位に置かれましては健康にくれぐれもご自愛いただきまして、新年をご家族おそろいでお迎えいただきますことを心よりご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのあいさつにかえさせていただきます。

大変ご苦労さんでございました。

町長。

〔町長村西敏雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)今議会の開会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今議会は、提案させていただきました条例の制定、あるいは一部改正案件6件、規約の変更、町道路線の変更など4件、一般会計および特別会計の補正予算ならびに追加提案の補正予算を含め予算案件6件、合計16議案につきまして慎重審議の上すべて可決いただき、まことにありがとうございました。

議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえまして、職員とともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、去る11月29日、安倍総理大臣や河野衆議院議長など政府関係者ご出席のもと、恒例の全国町村長大会がNHKホールで開催されました。この大会にはじめて出席されました安倍総理大臣は、地方の活力なくして国の活力なし、地域間不均衡を是正し未来に希望の持てる地域を目指すため、頑張り続ける地方に支援を行う。地方分権を進め再チャレンジ可能な社会の創造を目指すと述べられたところであります。この後、この大会は地域の個性を最大限発揮しながら住民一人一人が誇りと愛着の持てる活力ある町村の実現に向け邁進することを宣言するとともに、地方分権法の具体化、地方税および地方交付税の確保などの緊急決議を採択いたしましたところでございます。

また、12月1日には日本公明会党におきまして、請願整備の促進を求め、全国大会が総務大臣を力め、冬は困

国土交通大臣、衆参の国土交通委員長などお招きし盛大に開催されました。ここでは地方に住む住民の生活において、ガソリン代が家計に占める率は大都市住民の0.7%に対し地方は4%であり、税負担において実に5倍を超える実態などが報告されたところであります。それでも地方に住む住民は、道路を整備するための財源であることから、これを辛抱しているのであって、一般財源化されたら地方住民に負担の重い不均衡税制になることなどが主張されました。大会は道路特定財源はすべて道路整備に充当することを決議いたしましたところでございます。

以上、報告を兼ねて開会のあいさつとさせていただきますが、いよいよことしもあと20日、町長就任以来、大変お世話になりました2006年でございます。今後ともご指導、ご支援をお願いいたしますとともに、町民皆様にご家族おそろいで、よき新年をお迎えいただきますよう、心からご祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(久保田九右衛門君)ご苦労さんでした。